

2026年4月

商品内容説明書
(証券情報(案))

貸付債権担保第228回住宅金融支援機構債券

— 発 行 者 —

独立行政法人住宅金融支援機構

- 1 本「商品内容説明書 証券情報」（以下「本証券情報説明書」といいます。）において記載する貸付債権担保第 228 回住宅金融支援機構債券（以下「本機構債」といいます。）の発行については、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号。その後の改正を含みます。以下「機構法」といいます。）第 19 条第 1 項に基づき、また、本機構債に係る債務の担保に供するための貸付債権の信託については、機構法第 21 条に基づき、国土交通大臣及び財務大臣の認可を 2026 年 4 月●日に受けて行うものです。
- 2 本機構債は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
- 3 本機構債の発行者である独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」又は「委託者」といいます。）の詳細について記載し、本証券情報説明書と同時に投資家に交付された別冊「商品内容説明書 発行者情報 2024 年度」（以下「発行者情報説明書」といいます。）は、本証券情報説明書と一体をなします。発行者情報説明書には、機構の経理の状況、機構のその他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を個別に記載がある場合を除き 2025 年 8 月 1 日時点の情報に基づき記載しています。本機構債への投資判断にあたっては、発行者情報説明書も併せてご覧ください。
- 4 本機構債については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「金商法」といいます。）第 3 条第 2 号が適用されることから、金商法第 2 章の規定は適用されず、金商法第 4 条第 1 項の規定による届出は必要とされません。本証券情報説明書及び発行者情報説明書は、金商法に基づく発行届出目論見書ではありません。
- 5 本証券情報説明書は各種関連契約書を抜粋又は要約したものであり、各種関連契約書の内容は本証券情報説明書の内容に優先します。
- 6 発行者情報説明書には、機構の財務諸表を記載していますが、これは、中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 38 条第 3 号及び独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」といいます。）第 37 条により、原則として、企業会計原則に基づき処理されるとともに、独立行政法人会計基準、機構法及び関係政省令に基づき作成されます。また、機構は、通則法第 38 条第 1 項及び第 2 項により、毎事業年度の終了後 3 月以内に、監査報告及び会計監査報告を添付した財務諸表を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならないとされており、この財務諸表は金商法第 193 条の 2 第 1 項に規定されている公認会計士又は監査法人による監査証明は受けておりません。
- 7 機構は、民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援業務を業務の柱とするほか、民間金融機関の住宅ローンの円滑な供給を促進する住宅融資保険業務や政策上重要で民間金融機関では対応が困難な融資業務などを行う独立行政法人として、通則法及び機構法に基づき、2007 年 4 月 1 日に設立されました。機構は機構法附則第 3 条第 1 項に基づき旧住宅金融公庫（以下「旧公庫」といいます。）の権利及び義務を、機構法附則第 6 条第 3 項に基づき旧財団法人公庫住宅融資保証協会（以下「旧協会」といいます。）の権利及び義務を、国が承継する資産を除き、承継しています。
- 8 本証券情報説明書は 2026 年 4 月 6 日（以下「本証券情報説明書作成日」といいます。）現在の情報に基づき記載されております。
- 9 本証券情報説明書に添付のすべての別紙は、本証券情報説明書の一部とみなします。

本証券情報説明書に関する連絡先
東京都文京区後楽一丁目 4 番 10 号
独立行政法人住宅金融支援機構
市場資金部 債券発行グループ
電話番号 03 (5800) 9469

目 次

第一部	証券情報	1
1.	本機構債	1
(イ)	銘 柄	1
(ロ)	本機構債の形態及び基本的仕組み等	1
(ハ)	債券の総額	28
(ニ)	各債券の金額	28
(ホ)	払込金額（発行価額）の総額	28
(ヘ)	払込金額（発行価額）	28
(ト)	利 率	28
(チ)	利払日及び利息支払の方法	28
(リ)	償還価額	29
(ヌ)	償還期限及び償還の方法	29
(ル)	募集の方法	31
(ヲ)	申込証拠金	31
(ワ)	申込期日及び申込取扱場所	31
(カ)	払込期日及び払込取扱場所	31
(コ)	引受け等の概要	31
(ク)	事務受託会社	32
(ケ)	発行代理人及び支払代理人	32
(コ)	振替機関	32
(ツ)	元利金の支払	32
(ネ)	受益権行使事由の発生による償還	32
(ト)	受益者確定手続	34
(チ)	受益権の主な権利内容	38
(ム)	受益権行使事由発生による本機構債の消滅後における責任財産の限定	39
(ウ)	そ の 他	39
2.	本機構債の発行により調達する資金の用途	39
第二部	信託財産情報	40
第 1	信託財産の状況	40
1.	概 況	40
(イ)	信託財産に係る法制度の概要	40
(ロ)	信託財産の基本的性格	40
(ハ)	信託財産の沿革	40
(ニ)	信託財産の関係法人	41

2.	信託財産を構成する資産の概要	44
	(イ) 信託財産を構成する資産に係る法制度の概要	44
	(ロ) 機構の事業の概要	44
	(ハ) 信託財産を構成する資産の内容	44
	(ニ) 信託財産を構成する資産の回収方法	45
3.	管理及び運営の仕組み	45
	(イ) 信託財産の管理	45
	(ロ) 信用補完及び流動性補完	59
	(ハ) 利害関係人との取引制限	59
	(ニ) その他	59
4.	証券所有者及び受益者の権利	60
	(イ) 機構債消滅日前における本機構債権者の権利	60
	(ロ) 受益権行使事由発生以後における受益者の権利	61
	(ハ) 受益者の権利制限	61
5.	信託債権を構成する資産の状況	62
	(イ) 信託債権の状況	62
	(ロ) 延滞等及び繰上返済の状況	62
	(ハ) 返済方法変更に関する状況	62
	(ニ) 収益状況の推移	62
第2	信託財産の経理状況	62
	1. 主な資産の内容	62
	2. 主な損益の内容	62
	3. 収入金（又は損失金）の処理	62
	4. 監査等の概要	62
	5. 継続開示	63
第3	証券事務の概要	63
	(イ) 受益権行使事由発生以後における受益権の事務の概要	63
	(ロ) 受益権行使事由発生時の本機構債から受益権への切り替え手続	64
第三部	参照情報	65
	第1 参照書類	65
	第2 参照書類の補完情報	65
	第3 参照書類を縦覧に供している場所	65
第四部	関係法人情報	66
	1. 三井住友信託銀行	66
	(イ) 名称、資本金及び事業の内容	66

(ロ) 関係業務の概要	66
(ハ) 資本関係	66
(ニ) 経理の概況	66
(ホ) その他	66
2. 三井住友銀行	67
(イ) 名称、資本金及び事業の内容	67
(ロ) 関係業務の概要	67
(ハ) 資本関係	67
(ニ) 経理の概況	67
(ホ) その他	67
別紙 1 本機構債に関する情報	1-1
別紙 2 本機構債の引受けに係る引受シンジケート団	2-1
別紙 3 信託開始日における信託住宅ローン債権プールの状況	3-1
別紙 4 本機構債の償還スケジュール	4-1
別紙 5 本機構債に係る信託債権の属性分析	5-1

第一部 証券情報

1. 本機構債

(イ) 銘柄

「別紙1」の「債券の名称」に記載の名称とする債券

(ロ) 本機構債の形態及び基本的仕組み等

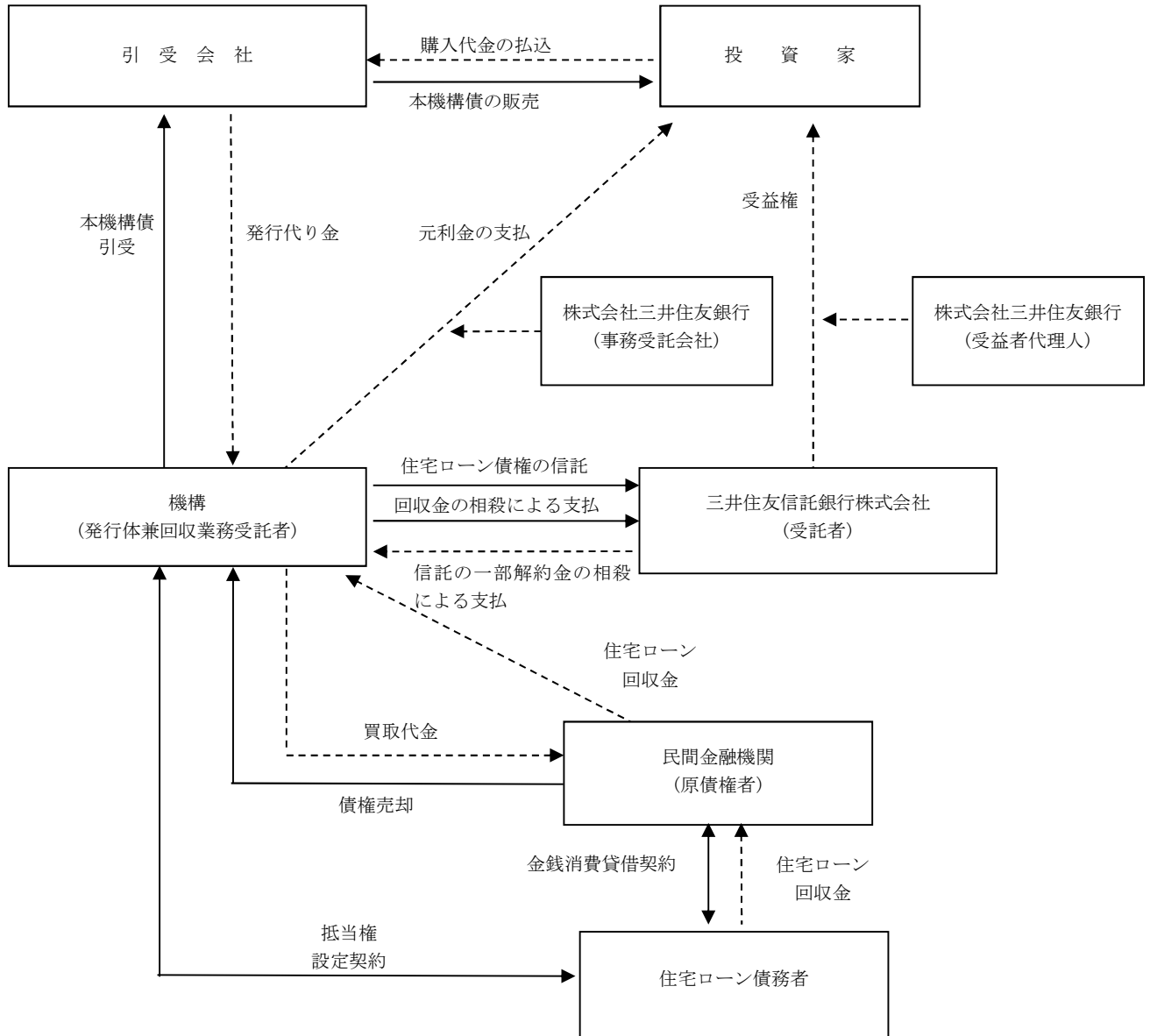
(1) 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本機構債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。以下「社債等振替法」といいます。）第120条において準用する社債等振替法第66条第2号の規定に基づき、社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた債券であり、社債等振替法第120条において準用する社債等振替法第67条第2項に定める場合を除いて、同条第1項の規定に基づき本機構債の債券を発行することができません。

(2) 本機構債の基本的仕組み等

仕組みの概要

(受益権行使事由発生前)



- ① 機構は、通則法及び機構法に基づき設立された独立行政法人です。機構は、機構法附則第3条第1項に基づき、2007年4月1日に旧公庫の権利及び義務を承継しました。
- ② 機構は、機構法第19条第1項に基づき、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けて、国内市場で本機構債を発行し、引受会社は、本機構債の全額につき共同して募集の取扱いを行い、応募額がその総額に達しない場合にはその残額を連帯して引き受けます。なお、本機構債の発行に際し、S&P 及び R&I から「別紙1」の「格付」に記載する予備格付を「別紙1」の「予備格付取得日」に記載する日に取得済みであり、払込期日には本格付に移行する予定です。
- ③ 機構は、本機構債に係る債務の担保に供するための貸付債権の信託について、機構法第21条に基づく国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けて、三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」又は「受託者」といいます。）及び株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」又は「受益者代理人」といいます。）との間で本機構債に係る信託契約（以下「信託契約」といいます。）を締結しています。かかる信託契約に基づき、本機構債の債権者の集合を受益者とする他益信託として住宅ローン債権が信託されます。機構及び受託者はかかる住宅ローン債権の譲渡に関し、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。その後の改正を含みます。以下「動産債権譲渡特例法」といいます。）第4条の債権譲渡登記により、払込期日の前営業日までに第三者対抗要件（債務者以外の第三者に対する対抗要件をいいます。以下同じとします。）を具備します。
- ④ 機構は、上記③に従って信託する住宅ローン債権の取得に関し、原債権者との間で住宅ローン債権売買基本契約を締結しました。かかる住宅ローン債権売買基本契約及び同契約に基づき機構と原債権者との間で成立する個別債権売買契約に基づき、原債権者から機構へ住宅ローン債権が譲渡されました。かかる譲渡に関し、原債権者は、譲渡日以後、直ちに、債務者から民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。）第467条に定める承諾を確定日付ある証書により取得し、これにより債務者対抗要件（債務者に対する対抗要件をいいます。以下同じとします。）及び第三者対抗要件を具備します。
- ⑤ 本機構債は、各償還期日に本機構債要項により計算される元金及び利息が機構により月次で支払われます。

なお、元金については概ね、各償還期日に対応する各回収期間に係る信託債権からの約定回収元金（延滞が発生している場合には延滞がないものとした場合の約定予定回収元金。ただし、下記⑧に係る本機構債への繰上償還を行う債権（以下「繰上償還対象信託債権」といいます。）を除いて計算します。）、信託住宅ローンの繰上返済元金及び繰上償還対象信託債権の残元金の合計額に相当する額に、信託債権残高（信託債権に延滞が発生している場合には延滞がないものとした場合の債権残高）に対する本機構債残高の比率を乗じた額となります。なお、各償還期日に支払われる元利金の金額は信託債権に係る繰上返済の発生等により変動します。また、繰上償還対象信託債権が発生した場合、本機構債の償還金額が増加し、本機構債の償還年限及び平均年限が短縮することになります。詳細については後記(フ)「利払日及び利息支払の方法」及び同(ヌ)「償還期限及び償還の方法」をご参

照ください。

- ⑥ 受益権行使事由（機構が株式会社等の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。その後の改正を含みます。）の適用を受ける法人となった場合や機構による本機構債の債務不払いが一定期間継続した場合等一定の事由が信託契約に規定されています。）発生以後においては、本機構債は消滅し、受益者確定手続を経て、信託財産のみを引当てとした受益権に係る収益の配当（本機構債の利率と同率で計算されます。）がなされるとともに元本（概ね、対応する各回収期間に係る実際の回収額から公租公課、信託諸費用、団体信用生命保険維持費用及び予定配当の支払金額並びに一定の留保金額を控除した金額となります。）が投資額に満つるまで償還されます（いわゆるマンスリーパススルー方式のターボ償還となります。）。

なお、いずれも詳細については、後記(ケ)「受益者確定手続」及び同(イ)「受益権の主な権利内容」をご参照ください。

- ⑦ 本機構債については、本機構債に係る債務の担保に供するために貸付債権を信託する信託契約が設定されています。しかしながら、かかる信託により、住宅ローン債権や受益権に、質権、譲渡担保権等その他民商法上の担保権が設定されるものではありません。信託契約は不特定の受益者に対する他益信託として設定されており、信託契約における当初の受益者は本機構債の債権者の集合とされています。受益権行使事由が発生し受益権行使通知がなされた場合には、本機構債の債権者（正確には届出権利者）は、受益者代理人へ事務受託会社から受領した届出書を届け出る等信託契約に定められる受益者確定手続を経ることにより受益者として確定されます。確定した受益者は、信託契約に基づき受益権に係る元本償還及び収益配当を受けることができます。その一方、受益権行使事由が発生した場合には、本機構債要項の規定により、機構債消滅日において本機構債は消滅するものとされています。信託契約及び本機構債要項によるかかる取り決めを、実質的かつ経済的に考えると、受益権行使事由の発生によって本機構債が受益権に切り替わったものであると評価することが可能であり、かかる取り決めがなされることにより、本信託は本機構債の信用補完として機能しているものと考えられ、信託契約は本機構債を実質的に担保するために設定されている、と考えられます。

なお、本機構債は、機構自身を発行体として発行され、機構によってその元利金の支払が行われるものであり、機構の信用力に影響を受けるものです。この点、例えば資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号。その後の改正を含みます。）に規定する特定目的会社が発行する特定社債等とは異なり、資産流動化のみを目的として設立されたいわゆる SPC が債券を発行するものではなく、受益権行使事由発生前においては、むしろ、一般事業法人が発行する社債等に類似するものであることにご留意ください。

なお、いずれも詳細については、後記(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」、同(カ)「受益者確定手続」及び同(イ)「受益権の主な権利内容」をご参照ください。

- ⑧ 本機構債に係る債務の担保に供するために貸付債権を信託する信託契約が設定され、かつ信託契約において本機構債の残存元本を一定比率以上超過する信託財産を確保すること、受益権行使事由発生前において信託住宅ローン債務者が 4 か月分の元利金の返済を怠った

信託債権等の一定の信託債権については当該債権の元本相当額に基づき本機構債要項の定めに従って算出される額について本機構債への繰上償還を行うこと、受益権行使事由発生以後、機構債消滅日において本機構債が消滅し、受益者確定手続に従って届出権利者たる本機構債の債権者が受益権を取得すること、及び受益権行使事由発生以後において収益積立勘定から一定額を収益留保勘定に振替え、信託財産として留保することにより、本機構債及び受益権の信用補完・流動性補完とします。また、受益権行使事由発生前において、信託住宅ローン債務者が信託債権について4か月分の元利金の返済を怠った場合等で、機構が当該債権の元本相当額に基づき本機構債要項の定めに従って算出される額について本機構債への繰上償還を行ったときは、機構は信託契約に従い、本信託の一部解約の請求を行い、信託債権の交付を受けることができます。なお、信託契約に従い、機構から本信託の一部解約の請求があった場合、受託者は、当該一部解約を行ったとしても信託財産たる信託債権の元本が本機構債の元本残高に比して一定の割合以上である場合に、受益者代理人に対して一部解約の承諾の要請を行い、受益者代理人はかかる条件が満たされていること等を確認した上で一部解約の承諾を行うこととしています。

- ⑨ 機構は、機構法第23条の規定及び信託契約に基づく受託者からの委託により、信託設定後も、機構が定める住宅ローンの通常の業務の方針及び方法に則って、住宅ローン債務者からの債権回収等の事務を受託します。
- ⑩ なお、上記記載の図は受益権行使事由発生前の本スキームの概略を図示したものです。受益権行使事由発生以後の権利関係については、後記(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」、同(ナ)「受益者確定手続」及び後記第二部第13.(イ)「信託財産の管理 信託財産からの支出」3.「受益権行使事由発生以後の勘定処理」をご参照ください。

本証券情報説明書で使用される以下の用語は、それぞれ以下の意義を有します。

「R&I」

株式会社格付投資情報センター及びその承継人をいいます。

「S&P」

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社及びその承継人をいいます。

「一部解約請求額」

委託者が受託者に対して本信託の一部解約を請求する金額及び信託債権（当該一部解約を行う計算日の直前の回収状況報告日に係る回収期間の月初から当該信託債権の解約日までに回収された当該信託債権に係る回収金を含みます。）の額をいいます。

「一般担保」

機構法第19条第4項の規定に基づく優先弁済権をいいます。

「運用収益」

信託契約第37条の規定により、回収業務受託終了以後又は受益権行使事由発生以後に回収金口座に入金され

た金銭の管理により、当該計算期間中に受託者が収受した利息等をいいます。

「営業日」

銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 15 条 1 項に規定する銀行の休日以外の日をいいます。

「回収期間」

各回収状況報告日及び各回収金引渡日について、最初の回収期間は「別紙 1」の「初回回収期間」に記載する期間とし、以後翌月 1 日から翌月末日までの期間をいいます。

「回収業務受託者」

信託契約その他の契約に基づき、受託者の委任を受けて、信託債権の管理、取立及び回収金の受領事務等を代行する者をいいます。当初の回収業務受託者は委託者とします。

「回収業務受託終了」

後記第二部第 1 1. (二)「信託財産の関係法人」(2)「関係法人の債務不履行又は倒産等の場合の取扱い 機構」(b)「回収業務受託者の解任」²の規定に基づき、委託者が回収業務受託者を解任されたこと又は回収業務委任が終了したことをいい、解任又は終了が行われていない場合を「回収業務受託終了前」、解任又は終了が行われた場合を「回収業務受託終了以後」といいます。

「回収業務代行者」

後記第二部第 1 1. (二)「信託財産の関係法人」(2)「関係法人の債務不履行又は倒産等の場合の取扱い 機構」(b)「回収業務受託者の解任」³の規定に基づき、受託者から信託事務の一部の委任を受けた第三者をいいます。

「回収金」

住宅ローン債務者により支払われる金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約所定の元金、利息、遅延損害金、その他事由のいかんを問わず信託債権の弁済として回収される金銭（繰上返済により回収される繰上返済金、火災保険の保険金による返済金等の信託債権に付随する諸権利から回収される金銭を含みますが、残高証明書発行手数料その他住宅ローン債務者から徴求する手数料並びにこれらに含まれる消費税及び地方消費税相当額は含まれません。）をいいます。

「回収金口座」

回収金及び信託財産に係るその他の金銭を振替入金するために設置された信託契約第 20 条の規定により適格金融機関に開設された受託者名義の普通預金口座をいいます。

「回収金引渡日」

受益権行使事由発生以後又は回収業務受託終了以後において、回収業務受託者たる委託者又は回収業務代行者がいる場合は、回収業務代行者が受託者に回収金の引渡を行う期限の日であり、信託期間中、各計算日の 5 営業日前をいいます。

「回収状況報告書」

信託契約別紙 D の様式に係る回収業務受託者によって作成される報告書をいいます。

「回収状況報告日」

信託期間中、「別紙 1」の「初回回収状況報告日」に記載する日及びそれ以後各回収期間の翌月の 25 日（当

該日が営業日でない場合は前営業日)をいいます。

「回収データ」

回収業務受託者が受託者に提出すべき電子媒体による個別の信託債権に係る回収データをいいます。

「格付維持費用」

本機構債及び受益権の格付の依頼費用として、S&P 及び R&I に支払う費用をいいます。

「元加処理勘定」

信託契約第 20 条第 2 項の規定に基づき信託内に設定される勘定で、後記第二部第 1 3. (イ)「信託財産の管理 信託財産からの支出」3.「受益権行使事由発生以後の勘定処理」及び同 4.「信託終了時の支出」に定める勘定処理が行われ、約定帰属権利者が引当てとすべき勘定をいいます。

「元本」

信託債権からの回収金のうち、住宅ローン債権の元本相当部分をいいます。

「元本積立勘定」

信託契約第 20 条第 2 項の規定に基づき信託内に設定される勘定で、信託債権等の回収金のうち元本相当部分の入金その他信託契約に従った勘定処理を記帳するものをいいます。

「関連抵当権」

信託債権を被担保債権とする抵当権（根抵当権を含みません。）をいいます。

「機構債消滅日」

本機構債要項第 13 項の規定に基づき受益権行使通知により本機構債が消滅した日で、次に掲げる期日をいいます。

①後記(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」(1) (a) から (c) までに定める事由による場合

受益権行使事由の発生日

②後記(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」(1) (d) に定める事由による場合

届出期間の満了日の翌日

「金銭消費貸借契約」

原債権者が住宅ローン債務者と締結した信託債権に係る金銭消費貸借に関する契約（大要信託契約別紙 C の様式によります。）をいいます。

「繰上償還対象信託債権」

後記第二部第 1 3. (イ)「信託財産の管理 信託債権の一部解約、臨時解約及び買取り」2.「延滞債権等の発生による一部解約又は臨時解約」1 ①から⑩までに掲げる信託債権をいいます。

「繰上返済」

金銭消費貸借契約に従い、住宅ローン債務者が金銭消費貸借契約の借入要項に定める元利金等の返済方法による返済の期日が到来する前に元利金等の全部又は一部を支払うことをいいます。

「計算期間」

信託期間中、初回を信託開始日から初回計算日までとし、以後前回の計算期間の最終日の翌日から翌月計算

日までの期間をいいます。

「計算日」

信託期間中、初回計算日及びそれ以後毎月 10 日（当該日が営業日でない場合は前営業日）をいいます。

「月次異動報告書」

後記第二部第 1 3. (イ)「信託財産の管理 信託財産からの支出」2.「受益権行使事由発生前かつ回収業務受託終了以後における信託の処理」3 の規定に基づき回収業務受託者が委託者に対して交付する、委託者が元金償還額の計算及び信託債権の一部解約を行うために必要なデータを含む報告書をいい、後記第二部第 1 3. (イ)「信託財産の管理 信託債権の一部解約、臨時解約及び買取り」2.「延滞債権等の発生による一部解約又は臨時解約」の規定に基づく本信託の一部解約において信託債権の解約が行われる前の回収金の状況について回収状況報告書と同様の様式に基づき記載されるものとします。

「原債権者」

信託債権の当初の債権者であり、住宅ローン債権売買基本契約における信託債権の売主である主務省令で定める金融機関をいいます。

「公租公課」

税務当局その他の官公庁（内国の当局、官公庁であると外国の当局、官公庁であるとを問いません。）によって課されることのある現在又は将来の税金、賦課金、源泉徴収金、料金、手数料、負担金、及びその他の金員（名目のいかんを問いません。）並びにこれらに関する罰則金、反則金、追加金、遅延金及び延滞利息（名目のいかんを問いません。）をいいます。

「交付日」

信託期間中、各計算期間について、「別紙 1」の「初回交付日」に記載する日及びそれ以後各計算期間の翌月 10 日（当該日が営業日でない場合は前営業日）をいいます。

「個別債権売買契約」

住宅ローン債権売買基本契約の定めるところにより買取承認又は買取承認変更がなされた住宅ローン債権について、住宅ローン債権売買基本契約に基づき、原債権者と委託者との間で成立した当該住宅ローン債権に係る売買契約をいいます。

「債権回収会社」

債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号。その後の改正を含みます。）第 2 条第 3 項に定める債権回収会社をいいます。

「最終償還期日」

「別紙 1」の「最終償還期日」に記載する日をいいます。

「自己取引報告書」

信託契約第 36 条の規定に基づいて受託者により作成され、受益者代理人に交付される金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号。その後の改正を含みます。以下「兼営法」といいます。）第 2 条第 1 項において準用する信託業法（平成 16 年法律第 154 号。その後の改正を含みます。）第 29 条第 2 項に定め

る取引の状況に関する報告書をいいます。

「事務委託契約」

機構と事務受託会社との間で条件決定日付けで締結する予定の本機構債に係る事務委託契約をいいます。

「事務受託会社」

機構法第 19 条第 6 項の規定に基づき、本機構債の発行に関する事務の委託を機構から受ける者及びその承継人をいいます。なお、当初の事務受託会社は三井住友銀行とします。

「社債等振替法施行令」

社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成 14 年政令第 362 号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「収益」

信託債権からの回収金のうち、住宅ローン債権の元本相当部分以外の部分をいいます。

「収益積立勘定」

信託契約第 20 条第 2 項の規定に基づき信託内に設定される勘定で、信託の収益の入金その他信託契約に従った勘定処理を記帳するものをいいます。

「収益留保勘定」

信託契約第 20 条第 2 項の規定に基づき信託内に設定される勘定で、収益積立勘定からの一定額の留保及びかかる留保金による収益積立勘定の補填の勘定処理を記帳するものをいいます。

「収支計算書」

信託契約第 36 条の規定に基づいて受託者により作成され、受益者代理人等に交付される報告書をいいます。

「住宅ローン債権」

原債権者との間で締結した住宅ローン債権売買基本契約及び個別債権売買契約に基づき、委託者が取得した貸金返還請求権（利息、損害金その他一切の附帯する権利を含みます。）をいいます。

「住宅ローン債権売買基本契約」

機構法第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる業務に関して、原債権者と委託者との間で締結された住宅ローン債権に係る売買基本契約（大要信託契約別紙 P の様式によります。）をいいます。

「住宅ローン債務者」

住宅ローン債権の債務者をいいます。

「受益権」

信託契約に基づき設定され、受益者により保有される受益権をいいます。

「受益権行使事由」

委託者が、届出権利者たる受益者に対して、本信託の受益権を確定的に取得させることをもって、本機構債の償還に代えることとするために定められた後記(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」(1)に定める事由をいいます。

「受益権行使通知」

後記(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」(3)に定めるところにより、受益権行使事由が発生した場合又は受益権行使事由が発生することが確実であると委託者が判断して受益者代理人及び事務受託会社に通知した場

合において、受益者確定手続に移行するために受益者代理人が受託者に対して発する通知をいいます。

「受益権台帳」

後記(ナ)「受益者確定手続」の規定に基づく受益者確定手続により受益者代理人において別途受託者が定める様式（確定した受益者の名称等の記載を含むものとします。）により作成され、届出期間終了後においては受託者により管理される台帳をいいます。

「受益者」

信託契約の受益者（約定帰属権利者を含みません。）をいいます。

「受益者確定手続」

受益者代理人により受益権行使通知がなされた以後において、受益者を確定するための手続をいい、後記(ナ)「受益者確定手続」(3)から(7)までにおいて定められるものをいいます。

「受益者代理人」

信託契約第 31 条の規定に基づき選任され、受益者のために行為を行う受益者代理人及びその承継人をいいます。なお、当初の受益者代理人は三井住友銀行とします。

「受託機関」

委託者から信託債権に係る業務の委託を受けた機構法第 16 条第 1 項第 1 号に定める主務省令で定める金融機関又は同項第 2 号に定める債権回収会社をいいます。

「条件決定日」

「別紙 1」の「条件決定日」に記載する日をいいます。

「初回計算日」

「別紙 1」の「初回計算日」に記載する日をいいます。

「新受益者代理人」

後記第二部第 1 1. (ニ)「信託財産の関係法人」(2)「関係法人の債務不履行又は倒産等の場合の取扱い 三井住友銀行」4 に基づき選任される新しい受益者代理人(その承継人を含みます。)をいいます。

「信託開始日」

「別紙 1」の「信託開始日」に記載する日をいいます。

「信託期間」

信託開始日から信託終了日までの期間をいいます。

「信託債権」

信託契約に基づき信託された住宅ローン債権で、当初信託債権から信託契約の規定に従い一部解約が行われた信託債権を除いたものをいいます。

「信託債権再売買事由」

住宅ローン債権売買基本契約第 22 条第 3 項各号に掲げる事由をいいます（ただし、同項第 1 号から第 3 号までに掲げるいずれかの事由に該当する場合で、当該事由が是正可能なものであるときは、原債権者が当該是正の催告を受けた日又は原債権者が当該事由の発生を知った日から起算して 30 日以内に当該是正が行われない場合をいいます。）。

「信託財産」

信託契約に基づく信託財産をいい、信託債権、信託債権からの回収金、信託債権の売却代金（当該信託債権が委託者により買い取られ、又は原債権者に再売買され若しくは第三者に対して換価された場合の売却代金を

います。)、運用収益、その他これらに準ずるものをいいます。

「信託財産目録」

信託契約別紙 B に添付される信託財産目録をいいます。

「信託住宅ローン債務者」

信託債権の債務者をいいます。

「信託終了日」

信託契約第 39 条第 1 項の規定に基づき信託契約が終了する日をいいます。

「信託報酬」

信託契約第 35 条に定める信託報酬をいいます。

「信用格付業者」

S&P 及び R&I をいいます。

「団体信用生命保険」

2017 年 10 月 1 日以後申込受付の住宅ローン債務者を被保険者として委託者及び保険者(所定の生命保険会社をいう。)が締結する保険で、住宅ローン債務者が保険期間中に死亡し、又は所定の身体障害状態になった等の場合において、委託者に対し、関連する住宅ローン債権についての未払元本残高、未払いの利息等、委託者と住宅ローン債務者との債務弁済の合意に基づく金額に相当する保険金の支払が行われるものをいいます。

「団体信用生命保険維持費用」

受益権行使事由発生後において委託者と住宅ローン債務者との債務弁済の合意に基づき委託者が団体信用生命保険の生命保険料を支払うために必要とされる生命保険料相当額及び委託者が定める事務費用として受託者が委託者に支払う費用をいい、信託開始時に団体信用生命保険が付保されている各信託債権の直前の回収期間の初日における元本残高に委託者が信託開始時に受託者に別途通知する各信託債権毎の年率を乗じて 12 で除した金額の合計額をいいます。

「抽出基準日」

「別紙 1」の「抽出基準日」に記載する日をいいます。

「直近上位機関」

社債等振替法及び社債等振替法施行令に定める直近上位機関の職務を行う振替機関及び口座管理機関をいいます。

「抵当権設定契約」

委託者が住宅ローン債務者と締結した信託債権を被担保債権とする抵当権設定に関する契約をいいます。

「適格金融機関」

S&P 又はその承継人から A-1 格以上の短期格付又は A+以上の長期格付、かつ、R&I から a-1 格以上の短期格付又は A-格以上の発行体格付を取得している金融機関をいいます。

「適格信託債権」

後記第二部第 1 3. (イ)「信託財産の管理 適格信託債権」に定める適格基準を満たす信託債権をいいます。

「適格投資対象」

翌交付日までに決済可能な適格金融機関に対する預金(ただし、受託者が適格金融機関に該当し、かつ信託財産に損害を与えるおそれがない場合に限り、受託者の銀行勘定により運用することを含みます。この場合に

において、受託者の店頭に表示する普通預金利息により付利するものとします。)をいいます。

「投資額」

機構債消滅日以後において、受益権の予定収益配当額の計算の基礎とし、かつ受益権に対する元本償還の上限を画するために計算される額をいいます。当初の投資額は機構債消滅日における本機構債の消滅の直前の時点において各受益者の保有する本機構債の残高（機構債消滅日より前に履行期が到来していたものの未償還である元本部分を含みます。）とし、その後受益権の元本償還がなされた場合はそれに応じて投資額も減少するものとします。

「当初信託債権」

住宅ローン債権のうち、信託契約第2条の規定により受託者に信託されたものをいいます。

「当初信託債権総額」

「別紙1」の「当初信託債権総額」に記載する金額をいいます。

「届出期間」

受益権の確定のために届出権利者が本機構債を受益者代理人に対して届出を行うべきものとされる一定の期間をいい、かかる期間は後記(ナ)「受益者確定手続」(2)において定められます。

「届出権利者」

本機構債要項第13項の規定により本機構債が消滅する場合において、本機構債の消滅の直前において本機構債の債権者であった者（ただし、後記(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」(1)(d)に定める受益権行使事由が発生した場合の届出期間中にあっては、届出時点における本機構債の債権者）をいいます。

「内部管理に関する業務」

- ① 法令遵守の管理（業務の内容が法令（外国の法令を含みます。）又は法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含みます。）（以下「法令等」といいます。）に適合するかどうかを判断すること及び当該法令等を役員及び使用人に遵守させることをいいます。）に関する業務
- ② 内部監査及び内部検査に関する業務
- ③ 財務に関する業務

「払込期日」

本機構債の払込期日であり、「別紙1」の「払込期日」に記載する日をいいます。

「引受会社」

「別紙1」の「引受会社」に記載する引受シンジケート団をいいます。

「振替機関」

社債等振替法、社債等振替法施行令及び社債、株式等の振替に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第5号。その後の改正を含みます。）に定める振替機関の職務を行う者及びその承継人をいいます。なお、当初の振替機関は株式会社証券保管振替機構とします。

「振替債」

社債等振替法第120条において準用する社債等振替法第66条第2号の規定に基づき、社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた債券をいいます。

「本機構債要項」

本機構債に係る債券要項をいいます。なお、大要信託契約別紙Qの債券要項（案）によることが予定されて

います。

「未払予定収益配当額」

各交付日において配当が予定されていたにもかかわらず未払の予定収益配当額をいいます。

「約定帰属権利者」

信託契約第 39 条において、約定帰属権利者として指定される委託者をいいます。ここにいう約定帰属権利者は、信託法（平成 18 年法律第 108 号。その後の改正を含みます。）に規定する帰属権利者とは異なるものとします。

「融資関連書類」

信託債権に関する金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約並びにその他関連書類一式（住宅ローン債権売買基本契約に定める貸付関係書類を含みます。）をいいます。

「予定収益配当額」

後記(ウ)「受益権の主な権利内容」(c)の規定により計算される受益権の予定配当額をいいます。

「臨時解約」

後記第二部第 1 3. (イ)「信託財産の管理 信託債権の一部解約、臨時解約及び買取り」2. 「延滞債権等の発生による一部解約又は臨時解約」の規定により、委託者が受託者に対して通知を行った日において信託債権の一部解約が行われることをいいます。

資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

(1) 資産の管理の方法及び管理の形態

信託財産を構成する信託債権は、信託契約に基づき受託者が管理を行い、その回収事務については、機構法第 23 条の規定及び信託契約に基づき回収業務受託者が受託します。受益権行使事由発生前かつ回収業務受託終了前において委託者が信託の一部解約を求めた場合には（ただし、委託者にはかかる一部解約を求める義務はありません。）、信託契約に基づき一部解約を行ったとしても信託財産たる信託債権の元本が本機構債の元本残高に比して一定の割合以上であることを受益者代理人が確認の上、信託の一部解約が行われ、この場合、かかる一部解約金返還請求権は信託債権から生ずる回収金と同額にて相殺されることにより処理されます。また、受益権行使事由発生前かつ回収業務受託終了以後においては、回収業務代行者により回収された金銭は回収金口座に入金され、かつ委託者が信託の一部解約を求めた場合には（ただし、委託者にはかかる一部解約を求める義務はありません。）、信託契約に基づき一部解約を行ったとしても信託財産たる信託債権の元本が本機構債の元本残高に比して一定の割合以上であることを受益者代理人が確認の上、信託の一部解約が行われ、かかる一部解約により回収金口座の金銭が委託者に返還されます。受益権行使事由の発生以後は、回収業務受託者たる委託者又は回収業務代行者によって回収された回収金は、すべて受託者の回収金口座に入金され、回収金口座において、区分された勘定ごとに管理されます。

(2) 信用補完・流動性補完の形態

(a) 機構は信託契約に基づき、本機構債に係る債務の担保に供するために信託開始日において信託債権を信託しており、受益権行使事由の発生前においては本機構債の債権者の集合がかかる信託の受益者となります。本機構債に係る支払債務又はその他機構が発行若しくは承継した債券に係る機構の支払債務がその支払をなすべき日において未履行であり、かつその状態が 7 日以内に治癒されな

かった場合や本機構債の債務を承継するものが法令で定められず、機構を解散する法令が施行され、これにより機構が解散した場合等一定の場合には受益権行使事由に該当し、受益権行使通知後、本機構債は消滅し、届出権利者たる本機構債の債権者は受益者確定手続に従って受益者として確定し、受益権の元本償還及び収益配当を受けます。

- (b) 機構は、本機構債の当初元本額（「別紙 1」の「債券の総額」に記載する金額に同じ）に対し、信託契約に基づき、当初信託債権総額の信託債権を信託しています。また、本スキーム上、受益権行使事由発生前において、信託財産たる信託債権の元本が本機構債の元本残高に比して一定の割合以上に維持されます。詳細については、後記第二部第 1 3. (イ)「信託財産の管理 信託債権の一部解約、臨時解約及び買取り」をご参照ください。
- (c) 受益権行使事由発生前において、信託住宅ローン債務者が信託債権について 4 か月分の元利金の返済を怠った場合等は、機構は本機構債要項に従い、当該債権の元本相当額に基づき本機構債要項の定めに従って算出される額について本機構債への繰上償還を行います。また、当該繰上償還を行ったときは、機構は信託契約に従い、かかる信託債権の一部解約の請求を行うことができます。ただし、信託契約に従い、機構から信託財産の一部解約の請求があった場合、受託者は、当該一部解約を行ったとしても信託財産たる信託債権の元本が本機構債の元本残高に比して一定の割合以上である場合に、受益者代理人に対して一部解約の承諾の要請を行い、受益者代理人はかかる条件が満たされていること等を確認した上で一部解約の承諾を行うこととしています。詳細については後記第二部第 1 3. (イ)「信託財産の管理 信託債権の一部解約、臨時解約及び買取り」をご参照ください。
- (d) 本機構債は、受益権行使事由発生前においては機構によって元利金の支払が行われるため、流動性補完の措置は講じられておりませんが、受益権行使事由発生以後においては信託内に設定される収益積立勘定から一定額が収益留保勘定に振替えられ、信託財産として留保されます。
- (e) 信託住宅ローン債務者の債務不履行に対して、機構、受託者、受益者代理人及びその他の本スキームの関係者が保証を付している訳ではありません。したがって、本機構債及び受益権は、保証による代位弁済からの回収がないことを前提に格付を取得しています。

元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

(1) 本機構債及び受益権に関するリスクの概要

本機構債については、受益権行使事由発生前においては、本機構債の債権者は、機構から本機構債の元利金の支払を受けます。本機構債には、本機構債の担保に供するための信託が設定されているものの、受益権行使事由発生前においては、かかる信託財産からの元本償還及び収益配当は行われず、本機構債の支払は機構によってのみ行われます。かかる点において、本機構債のリスクは通常の社債同様、発行者である機構の信用力に影響を受けるものといえます。

これに対して受益権行使事由が発生し、かつ受益権行使通知がなされた場合には、本機構債は機構債消滅日において消滅し、かつ届出権利者たる本機構債の債権者は、受益者確定手続に従って確定した受益者となることができます。この場合、受益者は、信託財産からの元本償還及び収益配当のみを受け取ることができ、機構からは元利金の支払を受け取れず、かかる点において受益権は、信託財産の資産の

信用力に影響を受けるものといえます。

いずれについても、リスクの詳細については、下記(2)以下をご参照ください。

(2) 機構の信用状況悪化等によるリスク

本機構債の償還及び利払は、受益権行使事由発生前においては機構により行われ、かつ信託財産は担保として供されているものであるため、機構の信用状況が悪化した場合や機構への予算措置が十分にとられなかった場合には、本機構債の未償還元金の償還及び利払が行われない可能性があります。しかしながら、本機構債に係る支払債務又はその他機構が発行若しくは承継した債券に係る機構の支払債務がその支払をなすべき日において未履行であり、かつその状態が7日以内に治癒されなかった場合等一定の場合には受益権行使事由に該当し、受益権行使通知後、本機構債は消滅し、届出権利者たる本機構債の債権者は受益者確定手続に従って受益者として確定されることにより、受益権の元本償還及び収益配当を受けることができます。

(3) 元本償還の時期に関するリスク

本機構債の元本償還は、後記(ヌ)「償還期限及び償還の方法」に従って行われ、同項においては同項で述べる前提条件の下で本機構債の償還年限、平均年限を予想しておりますが、実際の償還とは異なる可能性があります。

また、信託財産が後記第二部第13.(イ)「信託財産の管理 適格信託債権」に記載する債権に該当しなかった場合などにおいて、本機構債については、信託財産の一部解約がなされるものとされています。信託財産の一部解約が行われた場合、本機構債の償還金額が増加するため、本機構債の償還年限及び平均年限が同項で予想した償還年限及び平均年限とは異なる可能性があります。

さらに、受益権行使事由が発生した場合、あるいは後記(ヌ)「償還期限及び償還の方法」(4)「事実表明等の重大な違反による繰上償還」が発生した場合には、予想の前提条件が満たされないため、本機構債の償還年限及び平均年限は、同項で予想した償還年限、平均年限とは大幅に異なる可能性があります。

(4) 機構が新たな貸付債権担保住宅金融支援機構債券を発行することによる本機構債の債権者への影響

機構は、本機構債の償還が完了する以前に、新たな貸付債権担保住宅金融支援機構債券を発行することを計画(2026年度計画においては本機構債を含め年間9,692億円の証券化支援事業等に係る貸付債権担保住宅金融支援機構債券の発行を予定しています。)しており、かかる新たな貸付債権担保住宅金融支援機構債券の発行が機構の信用力に影響を与える可能性があります。しかし、かかる新たな貸付債権担保住宅金融支援機構債券の発行についても、機構は、通則法に基づき国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けた中期計画に基づいた、主務省令で定めるところによる年度計画を作成し、国土交通大臣及び財務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないことになっており、また、各発行毎に国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けることになっております。なお、新たに発行する貸付債権担保住宅金融支援機構債券に係る債務の担保のために信託される貸付債権は、本機構債に係る債務の担保のために設定される信託財産とは別途の信託財産となります。

(5) 信託財産が減少するリスク

機構債消滅日以後における受益権の元本償還及び収益配当は、信託財産を構成する信託債権の回収状況に影響されるため、信託債権の損失及び延滞の状況によっては、信託財産が、受益権の未償還元本総額の償還及び収益配当に必要な金額の総額を下回る可能性があります。また、受益権の元本の最終的な

償還及び収益配当は、受託者が信託財産の処分によって取得した対価を原資として行われることもありえますが、その際、受益権の未償還元本総額及び収益配当に必要な金額の総額が、信託財産の処分により取得した対価を上回る場合には、損害を被ることになります。また、信託債権の譲渡に関する債務者対抗要件具備費用、信託債権に随伴する担保権の移転に必要な対抗要件具備費用、公租公課、格付維持費用、受益権行使に際し必要な費用、回収業務受託終了に必要な費用を含む信託事務に必要な諸費用については、受益権行使事由発生前は委託者が支払うものとされ、信託財産からは支払われず、かつ信託財産にかかる金銭の留保もなされておられません。受益権行使事由発生以後においても委託者が支払うものとされていますが、委託者がかかる費用を支払わない場合には、信託財産から支払われることがあり、その結果、信託財産が減少する可能性があります。しかしながら、本機構債の発行に当たっては信用補完措置が施されているため、機構債消滅日以後における受益権の元本償還及び収益配当のための原資が確保されているものと機構は考えています。

(6) 貸金業法の適用に関するリスク

信託債権の原債権者が貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号。その後の改正を含みます。）第 2 条第 2 項に規定する貸金業者に該当する場合であっても、機構法第 30 条の規定により機構から受託者へのかかる信託債権の譲渡につき貸金業法第 24 条第 2 項に基づく通知を行う必要はないと機構は考えています。しかしながら、受益権行使事由発生以後におけるかかる信託債権の受託者から原債権者への再売買又は第三者への譲渡については、貸金業法第 24 条第 2 項に基づく通知が必要とされる可能性があり、かかる通知が必要とされる場合には、当該通知に必要な費用に相当する金額につき、信託財産の処分の対価が減少する可能性があります。

(7) 本機構債消滅日以後において信託債権からの回収が期日どおりに行われないリスク

機構債消滅日以後における受益権の元本償還及び収益配当は、信託財産を構成する信託債権の回収状況に影響されるため、信託債権の回収の延滞の状況又は回収業務受託者若しくは回収業務代行者による債権回収事務の遂行状況によっては信託財産の資金が一時的に不足し、受益権の元本償還及び収益配当を予定の計算期日どおりに行えない可能性があります。

(8) 受益権行使事由発生以後一定期間の間、本機構債又は受益権の償還がなされないリスク

受益権行使事由が発生し機構債消滅日が到来した場合、本機構債の元利金の支払は行われず、届出権利者は受益者確定手続に従って届出の上、受益者として受益権の元本償還及び収益配当を受けることとなります。かかる受益権に対する支払については、届出期間中又は届出期間終了後 6 営業日以内に交付日が到来した場合には受益者に対する直接の支払は行われずに受益者代理人を通じて行われる場合があり、さらに後記(ホ)「受益権行使事由の発生による償還」(1)(d)の事由が発生した場合には、届出期間終了まで受益権に対する元本償還及び収益配当は行われないものとされています。

また、受益権行使事由発生前は回収業務受託者たる機構による回収金の引渡しは原則として相殺によって行われることを予定しており、かつ信託財産中に金銭が積み立てられず、受益権行使事由発生前においては特段に流動性補完も設定されていないことから、受益権行使事由発生以後、機構が受託者に対して回収金を支払うまでの間は、受益権の元本償還又は収益配当が行われない可能性があります。

以上の事由等により、受益権行使事由が発生した場合には、一定期間の間、受益権に対する元本償還

及び収益配当が行われない可能性があります。

(9) 信託住宅ローン債務者のリスク

信託住宅ローン債務者の債務不履行に対して、機構、受託者、受益者代理人及びその他の本スキームの関係者が保証を付している訳ではありません。受益権行使事由発生前における本機構債の償還についてはその各償還期日において支払われる元金の計算に際して信託住宅ローン債務者の債務不履行がないものと仮定した計算の上でかかる償還が行われますが、機構債消滅日以後においては、信託住宅ローン債務者の債務不履行がある一定以上の割合で発生した場合には、受益者が損失を被る可能性があります。しかしながら、信託債権と同種類の機構が保有する債権の過去の損失及び延滞の状況から、信託債権から生ずる回収金を保守的に見積もった上で前記「資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(2)「信用補完・流動性補完の形態」における信用補完措置を施しているため、信託住宅ローン債務者の債務不履行が受益権の元本償還及び収益配当に影響を及ぼす可能性は極めて低いものと機構は考えています。

(10) 原債権者毎に審査事務又は審査基準が異なるリスク

信託債権については、機構が定める買取基準への該当性以外の与信判断は、原債権者が独自に定める融資審査マニュアルや融資審査手続に基づき行われることになるため、原債権者毎に具体的な審査事務や審査基準等が異なります。その結果、信託債権に係る信託住宅ローン債務者の損失及び延滞の状況等が信託財産に悪影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、現行の機構自らが行う貸付けにおける主要な審査項目が住宅ローン債権売買基本契約において定める譲渡債権適格基準に反映されていること及び機構が住宅ローン債権の買取の可否を判断するに際し、機構自らが行う貸付けと同様に必要な審査を行うことから、かかるリスクは極めて低いものと機構は考えています。

(11) 延滞した信託債権の回収に関するリスク

本信託により信託される信託債権には第一順位の関連抵当権が担保として設定されており、信託住宅ローン債務者の債務不履行の場合、受託者は抵当権移転付記登記等必要な手続を経た上で抵当権を実行したり、あるいは信託住宅ローン債務者との交渉による任意売却により信託債権の回収を図ることがあります。したがって、受益権行使事由発生以後において、様々な要因により当該不動産の競売価格又は売却価格が下落する場合には、抵当権実行等による回収金が減少し、その結果、受益権の元本償還又は収益配当に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約の変更等に伴いキャッシュフローが変動するリスク

機構は、信託契約において、受益権行使事由発生前は、信託債権に係る金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約について当該契約の条項により認められている条件変更、委託者の通常の業務において行われている住宅ローン債権の条件変更のうち以下の①から⑧までに掲げるもの又は委託者が受託者の同意を得た上で行う変更を行うことができます。したがって、受益権行使事由発生前において機構がかかる金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約の変更等を行った結果、本機構債の元本償還及び利息の支払スケジュールに影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、機構は、信託契約において、住宅ローン債権の管理及び回収に関して委託者が定める通常の業務の方針及び方法並びに金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約の規定に基づく場合を除いて、信託債権に関する元本又は金利の減免を行わないことを約束しています。また機構は、信託債権の最終返済日を「別紙 1」の「最終返済日」に記載する日より後の

日には変更しないことを約束しています。

- ① 一部繰上返済に伴う毎回の返済額の減額
- ② ボーナス返済月の変更
- ③ ボーナス返済分と毎月返済分の残元金の内訳の変更
- ④ 融資制度に係る返済期間を上限とする期間内での返済期間の変更
- ⑤ 一定期間の返済金額の変更
- ⑥ 元利均等返済から元金均等返済への変更
- ⑦ 元金均等返済から元利均等返済への変更
- ⑧ その他上記①から⑦までの変更に類する返済方法などの変更

また機構は、信託契約において、受益権行使事由発生以後は、信託債権に係る金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約について、受託者の同意がない限り、一切の変更を行わないことを受託者に対して約束しております。ただし、受託者はかかる同意に関し、住宅ローン債権の管理及び回収に関して委託者が定める通常の業務の方針及び方法並びに金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約の規定を遵守することとしております。したがって、受益権行使事由発生以後において機構が受託者の同意を得てかかる金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約の変更等を行った結果、受益権の元本償還及び収益配当に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 信託債権の一部解約に伴い、キャッシュフローが変動するリスク

本信託の信託財産は、後記第二部第 1 3. (イ)「信託財産の管理 信託債権の一部解約、臨時解約及び買取り」の規定に従い一部解約され、委託者に交付されることがあります。本機構債の元利金の支払額並びに受益権の元本償還及び収益配当は信託債権からの回収額に影響されるため、一部解約によって本機構債又は受益権に対する支払のキャッシュフローに影響を受ける可能性があります。

(14) 信託債権の臨時解約に伴う担保不足のリスク

機構は、受益権行使事由発生前において、後記第二部第 1 3. (イ)「信託財産の管理 信託債権の一部解約、臨時解約及び買取り」2. 「延滞債権等の発生による一部解約又は臨時解約」2 に規定する臨時解約が可能な繰上償還対象信託債権が発生した場合には、当該規定に従い、信託財産の臨時解約を行い、直ちに繰上償還対象信託債権の交付を受けることができます。機構が臨時解約を行った場合において、機構が臨時解約に対応した本機構債への繰上償還を行う日までに受益権行使事由が発生した場合には、本機構債の未償還残高に比して信託財産が不足する可能性があります。かかる臨時解約が行われた後、本機構債への繰上償還が行われるまでの期間は最長でも2か月10日となります。しかしながら、信託契約上、上記の場合を除いて、信託財産の一部解約にあたっては信託財産たる信託債権の元本が本機構債の元本残高に比して一定の割合以上超過した状態を維持することが要求されており、これにより信託財産が本機構債の未償還残高を下回るリスクが緩和されると機構は考えています。

(15) 信託住宅ローン債権の平均融資金利が低下するリスク

本信託により信託される住宅ローン債権は、固定金利型住宅ローンです。また、勤務先の倒産等により返済が困難になった一定の信託住宅ローン債務者について、住宅ローン債権の管理及び回収に関して委託者が定める通常の業務の方針及び方法により貸付金利の特例措置が適用される場合を除いて、その貸付期間中金利の変更は行われません。繰上返済又は延滞等により信託財産が一部解約され、住宅ローン債権が委託者に交付された結果、以後の信託住宅ローン債権全体の平均融資金利が低下する可能性が

あります。しかしながら、機構は、信託債権につき金銭消費貸借契約に基づく約定利息が「別紙 1」の「信託債権最低約定金利」に記載する値以上であることを、信託債権に係る抽出基準日及び信託開始日において表明し、保証しており、かつ、これらの約定利息の年利率及び前述の信託住宅ローン債権全体の平均融資金利が低下する可能性を勘案した上で前記「資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(2)「信用補完・流動性補完の形態」における信用補完措置が施されているため、受益権行使事由発生後に平均融資金利が低下した場合においても、受益権の元本償還及び収益配当に影響を及ぼす可能性は極めて低いと機構は考えています。

(16) 委託者としての機構の破産等に伴うリスク

信託契約に基づく機構から受託者への信託債権に係る信託設定につき、仮に機構に対して破産手続又は再生手続の適用があるとされた場合、又は機構の組織変更等により機構が破産手続、再生手続又は更生手続の適用のある法人とされた場合において、機構の破産手続、再生手続又は更生手続において、裁判所あるいは管財人により、信託債権が破産財団、再生債務者又は更生会社の財産に属するものであって、受託者の信託債権に対する権利は、破産手続、再生手続又は更生手続に服する債権又は担保権であると判断される等、信託財産が倒産手続等の影響を受けるリスクがあります。

この点、現時点の機構に対して、破産手続又は再生手続の適用があるかについては議論があるところですが、仮に機構に破産手続又は再生手続が適用されたとしても、破産法（平成 16 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号。その後の改正を含みます。）上は担保権は別除権として保護されており、本機構債の担保のために設定された本信託も少なくとも別除権として保護されるものと機構は考えています。

また、現時点の機構に対しては更生手続の適用はありませんが、仮に将来の法改正等により機構に対して会社更生法又は会社更生法類似の法律が適用されるものとされた場合、裁判所又は管財人により、信託債権が更生会社の財産に属するものであって、受託者の信託債権に対する権利は、更生手続に服する債権又は担保権であると判断されるリスクがありますが、仮に機構に対して会社更生法又は会社更生法類似の法律が適用されるものとされた場合には、受益権行使事由に該当することになります。受益権行使事由発生以後における受益権については、以下の理由により上記のようなリスクは極めて小さいものと機構は考えています。

- ① 信託契約は、機構法第 21 条に基づき、受益者とされるべき者の権利を保全することを目的として法令をもって採用された担保目的の信託であること。
- ② 機構は、信託契約締結の意図として、少なくとも受益権行使事由発生以後においては、受益者確定手続を経た届出権利者に対して、本機構債の償還を受けるのに代えて本信託の受益権を確定的に取得させる意図を有していること。
- ③ 通常、他益信託が設定された場合において、かかる他益信託に係る処分行為がなされ、かつ、第三者に受益権が帰属すれば委託者はもはや信託を撤回することができなくなると解釈されており、かつ、信託契約上、限定的な一定の場合を除き、信託契約は解除できないとされていること。
- ④ 信託契約上、機構は、受益権行使事由発生以後においては、信託債権につき、信託契約に基づく回収業務受託者としての権限及び義務、団体信用生命保険の契約者として団体信用生命保険維持費用を受け取る権利並びに約定帰属権利者としての権利を有することを除き、一切の権限又は支配権を

持たないこと。

- ⑤ 機構は、受益権行使事由発生以後においては、信託契約において限定された場合を除き、受託者から信託債権の買戻しを行う権利を有せず、また、かかる買戻しを行う義務を負っていないこと。
- ⑥ 信託契約に基づく機構から受託者に対する住宅ローン債権の譲渡につき、第三者対抗要件が具備されていること。
- ⑦ 機構が機構法第13条第1項第12号に基づいて行う団体信用生命保険（2017年9月30日以前に申込受付の住宅ローン債務者を被保険者として委託者及び保険者（所定の生命保険会社をいう。）が締結する保険を含みます。以下本「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」において同じとします。）若しくは団体信用生命共済事業のため信託住宅ローン債務者との間に債務弁済委託契約を締結したとき、又は旧協会が団体信用生命保険若しくは団体信用生命共済事業のため信託住宅ローン債務者との間で締結した債務弁済委託契約を機構が承継したときは、受益権行使事由発生後においても機構が貸付債権の弁済義務を負担することがある。
しかし、この負担は、旧協会が行ってきた団体信用生命保険及び団体信用生命共済事業を機構が承継することとして機構法に定められたことに基づくものであり、機構が信託の委託者の地位にあることとは関係なく生ずるものである。また、この債務弁済委託契約は、団体信用生命保険又は団体信用生命共済事業により生命保険各社又は全国共済農業協同組合連合会から支払われた保険金をもって機構が貸付債権の債権者に債務弁済することの委託を受けるものであって、機構の負担により債務の弁済を求められるものではない。信託住宅ローン債務者が毎年支払う債務弁済委託の対価も、生命保険各社又は全国共済農業協同組合連合会と機構との間で合理的に合意された保険料に基づき定められるなど、独立当事者間における自由な取引において通常成立する条件と同等の条件により締結されるものであり、これは信託会社に対する貸付債権の譲渡によっても何ら変更されることがないこと。
- ⑧ 本機構債が消滅した以後においては、受益権は本機構債の信用補完措置として機能するものではないこと。

なお、機構が債務不履行に陥り後記(ホ)「受益権行使事由の発生による償還」(1)(d)に規定する受益権行使事由が発生した後に、同(1)(a)から(c)までに定められるような法令が成立し又は施行され、その後、機構に更生手続が開始された場合には、届出権利者による受益権の確定的な取得が阻害されるリスクがありますが、その可能性は極めて低いものと機構は考えています。

(17) 回収業務受託者としての機構の破産等に伴うリスク

信託債権の債権回収事務は、信託契約に基づき信託設定前の信託債権の原保有者である機構が行うことになっていますが、仮に機構に対して破産手続又は再生手続の適用があるとされた場合（上記(16)「委託者としての機構の破産等に伴うリスク」をご参照ください。）、又は機構の組織変更等により機構が破産手続、再生手続又は更生手続の適用のある法人とされた場合において、機構の破産手続又は再生手続開始等により信託債権の回収業務が一時的に停止し、また回収金が機構の一般財産に混入することによって受益者に引き渡されず、受益権の元本償還及び収益配当に悪影響が及ぶ可能性があります。

(18) 信託債権の回収等に関する業務を受託した原債権者の破産等に伴うリスク

原債権者は、住宅ローン債権売買基本契約により、回収業務受託者たる機構から信託債権の回収等に関する業務を受託することとされていますが、機構と原債権者との間の買取債権管理回収業務委託契約

において、原債権者が「別紙 5」に記載される「非預金等受入金融機関」に該当する場合及び「預金等受入金融機関」で他行返済口座事前引落方式を適用する場合、原債権者は、信託住宅ローン債務者との合意により、毎回の返済日よりも前において当該信託住宅ローン債務者の返済用預金口座から毎回の元利金に相当する金額を引き落としの上、これを預かり、当該返済日までに元利金の支払に充てることができます。その結果、原債権者の破産手続、再生手続又は更生手続開始等により信託債権の回収業務が一時的に停止し、また回収金が原債権者の一般財産に混入することによって機構に引き渡されず、機構による本機構債の元利金の支払に悪影響が及ぶ可能性があります。なお、前記「仕組みの概要」にありますように、本機構債は、機構自身を発行体として発行され、原債権者による回収金の引渡しの有無にかかわらず、本機構債消滅日到来前は、機構によってその元利金の支払が行われるため、機構の信用状況が悪化していない限り、元利金の支払に悪影響が及ぶ可能性は低いものと機構は考えています。

(19) 回収業務受託者の業務遂行能力悪化等によるリスク

信託債権の債権回収事務は、回収業務受託終了までは機構法第 23 条及び信託契約に基づき信託設定前の信託債権の原保有者である機構が行うことになっています。信託契約においては、かかる回収業務受託者の解任又は回収業務受託の終了について、受託者が委託者若しくは受益者の権利利益を保護するため必要があると認めるとき又は機構法その他法令で認められる場合を除き、受託者は信託期間中回収業務受託者を解任し得ないものとし、また、かかる回収業務受託は終了しないものと規定されています。回収業務受託の法的性質は信託事務の一部の民法上の委任であり、同法第 651 条においては委任はいつでも解除できる旨定められています。しかし、機構法第 23 条に基づき機構は、回収業務を受託しなければならないとされており、機構が回収金を引き渡さない場合その他回収業務受託者としての能力が悪化した場合においても、かかる回収業務を引き続き行うリスクがあります。

(20) 受託者たる三井住友信託銀行の破産等に伴うリスク

信託契約に基づき受託者に信託された信託財産について、三井住友信託銀行の破産手続、再生手続又は更生手続において、裁判所あるいは管財人により、信託財産が破産財団、再生債務者又は更生会社の財産に属するものであって、投資家の受益権に対する権利は、破産手続、再生手続又は更生手続に服する債権又は担保権であると判断されるリスクがあります。しかしながら、信託法は信託財産に対する受託者個人の債権者の差押えを禁止していること、また信託法の諸規定から帰納される信託財産の独立性から、受託者が信託財産を信託法及び信託契約に従い自己の財産から独立して管理している限り、そのリスクは極めて低いと機構は考えています。

なお、受託者が破産した場合には、信託法の規定に従い、新受託者が信託事務を処理することを得るときまでは、破産管財人が信託財産の管理を引き継ぎます。

(21) 受益者代理人の破産等に伴うリスク

受益権行使事由発生以後において、未確定の受益権に対する元本償還金及び収益配当金並びに届出期間終了日前に交付日が到来した場合の受益権に対する元本償還金及び収益配当金、届出期間終了後 6 営業日以内に交付日が到来した場合の受益権に対する元本償還金及び収益配当金については、信託契約上、受益者代理人が受益者のために受け取り、保管した上で、信託契約に定める一定の期間内において受益者代理人が受益者に対して交付する場合がありますものとされています。かかる元本償還金又は収益配当金を受益者代理人が保管する間において受益者代理人に破産手続、再生手続又は更生手続が開始された場合、受益者の受益者代理人に対する請求権は倒産手続に服する債権であるとされ、受益者は、かか

る請求権の満足を受けられない可能性があります。

(22) 機構から受託者への信託譲渡に際し債務者対抗要件を具備しないことに伴うリスク

機構から受託者への信託譲渡に係る動産債権譲渡特例法による債権譲渡登記は、第三者対抗要件を具備する効果しか有しないために、受託者は信託住宅ローン債務者に対してその譲受けを主張できません。このため、回収業務受託終了以後又は後記(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」(1)(d)に規定する受益権行使事由発生以後において受託者による信託住宅ローン債務者からの回収が制約を受けるリスクがあります。しかしながら、このような場合には、受託者が、動産債権譲渡特例法に定めるところにより、信託住宅ローン債務者に対する対抗要件を遅滞なく具備することが信託契約で定められており、これにより債務者対抗要件も具備されます。

(23) 信託住宅ローン債務者から抗弁を主張されるリスク

信託債権に係る信託住宅ローン債務者が原債権者から機構への信託債権の譲渡について承諾をする以前に原債権者に対して債権を有する等の抗弁事由を有していた場合、当該信託住宅ローン債務者が相殺等の抗弁を機構又は受託者に対して主張するリスクがあります。しかしながら、金銭消費貸借契約において、信託債権に係る信託住宅ローン債務者は、信託債権の譲渡を承諾し、原債権者に対して有する相殺その他の抗弁をもって機構及びその承継人に対抗できないことを確認しており、信託債権に係る信託住宅ローン債務者から抗弁事由を主張されるリスクはないものと機構は考えています。

また、機構から受託者への信託譲渡に係る動産債権譲渡特例法による債権譲渡登記は、第三者対抗要件を具備する効果しか有しないことから、信託住宅ローン債務者は債務者対抗要件が具備されるまでの間に機構に対して有する抗弁事由を受託者に対して主張できることとなります。なお、機構は預金を取り扱う金融機関ではないため、信託住宅ローン債務者からの相殺リスクは極めて小さいものと機構は考えています。

(24) 信託債権の譲渡の否認等のリスク

原債権者の破産手続、再生手続又は更生手続等において、管財人等により信託債権の譲渡又はかかる譲渡についての対抗要件具備が否認される可能性があります。また、信託債権が原債権者から機構へ譲渡された時点において原債権者の信用状態が大きく悪化していた場合には、かかる譲渡が詐害行為取消の対象となる可能性があります。しかしながら、以下の理由により、上記のようなリスクは相当限定的であると機構は考えています。

- ① 受益者が否認の対象となる行為の当時、原債権者の行為が債権者を害することを知っていたこと若しくは原債権者に支払不能、支払停止若しくは破産手続開始等の申立があることを知っていたことが否認の要件とされているところ（破産法第 160 条第 1 項、民事再生法第 127 条 1 項、会社更生法第 86 条第 1 項等）、原債権者は、住宅ローン債権売買基本契約に従って、信託債権の原債権者から機構への譲渡日において支払不能又は債務超過でない旨及び破産等の法的倒産手続の申立てがなされていない旨の事実表明及び保証を行っており、機構は、かかる事実表明及び保証を信頼するとともに、財務を審査した上で原債権者を認定していること。
- ② 原因行為から具備行為までの 15 日間の経過が対抗要件の具備行為の否認の要件（破産法第 164 条第 1 項、民事再生法第 129 条第 1 項、会社更生法第 88 条第 1 項）とされているところ、住宅ローン債権売買基本契約において、原債権者は、信託債権の譲渡日以後、直ちに、信託債権の譲渡についての対抗要件を具備するものとされていること。
- ③ 信託債権の譲渡価額は、当該信託債権の元本額であり、原債権者から債務者に対し貸付金の交付が

なされた時に信託債権の譲渡の効力が生じるものとされていることから、原債権者がかかる譲渡の相手方から相当の対価を取得していないと判断されるおそれは少ないと機構は考えていること。

また、信託債権の譲渡の否認又はかかる譲渡についての対抗要件具備の否認若しくは詐害行為取消がなされた場合であっても、かかる信託債権は適格基準を満たしていないものとして、信託契約に従い、受益権行使事由発生前においては信託財産の一部解約、受益権行使事由発生以後は機構による買取りがなされるため、機構の信用状況が悪化していない限り、信託債権の譲渡の否認等により受益権の元本償還及び収益配当に悪影響が及ぶ可能性は低いものと機構は考えています。

(25) 超過担保部分の詐害行為取消等のリスク

後記(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」(1)(d)に規定する受益権行使事由が発生し、届出権利者が受益権を確定的に取得した場合に、信託財産のうち本機構債の残存元本残高を超過して担保する部分について清算義務が問題とされ、又はかかる超過担保部分が詐害行為取消等の対象となる可能性があります。しかしながら、受益権については、投資額を限度としてのみ支払われること等から、その可能性は極めて小さいものと機構は考えています。

(26) 受益者確定手続に関するリスク

受益権行使事由が発生した場合、機構債消滅日において、本機構債はその元利金全額が支払われたものとして当然に消滅し、本機構債の債券が発行されている場合は、これは無効となり、以後何らの権利も表章しないものとなります。機構債消滅日以後において、かかる無効となった債券を譲り受けたとしても、かかる譲受人は正当な届出権利者とは認められず、受益者としては認められない可能性があります（ただし、受益者代理人は受益者確定手続に従って債券を提出した者をその他の何らの手続によることなく当然に届出権利者と認めることができます。）。

また、受益者代理人は、受益者確定手続に従って本機構債の債券を提出した者をその他の何らの手続によることなく当然に届出権利者と認めることができる場所、本機構債の債券を喪失し、又は盗取等された場合には、かかる盗取者等が受益者確定手続において届出書の提出をなすことにより、かかる盗取者等が受益者と認められ受益権の元本償還及び収益配当を受ける可能性があります。

(27) 信託財産の破産等に関するリスク

本信託の信託財産について、支払不能又は債務超過になった場合、破産手続が開始される可能性があります。しかしながら、本信託においては、受益権の元本総額の償還及び収益配当に必要な金額の住宅ローン債権が信託されており、かつ信用補完措置が施されているため、機構債消滅日以後における受益権の元本償還及び収益配当のための原資が確保されており、支払不能又は債務超過になる可能性は極めて低く、また、信託契約第16条第4項及び第5項並びに第48条において、委託者、受益者（その譲受人を含みます。）、受益者代理人及び受益権の質権者の破産申立権の放棄を規定しているため、破産手続が開始される可能性は極めて小さいものと機構は考えています。

(28) 資産の精査に関するリスク

本信託に関し信託債権の適格性について、受託者、受益者代理人又は公認会計士等その他の第三者による精査が行われた訳ではありません。しかしながら、委託者は、受益権の引当てとなる信託財産が後記第二部第1.3.(イ)「信託財産の管理 適格信託債権」に記載する債権であることを表明し、保証しています。

(29) 事務処理上の過誤に関するリスク

信託債権について、原債権者が貸付け及び債権譲渡にあたって機構が定めた手続（対抗要件の具備

等)を行わない等の事務処理上の過誤が生じる可能性があります。しかしながら、以下の理由により、上記のようなリスクは相当程度軽減されるものと機構は考えています。

- ① 受託機関及び原債権者が住宅ローンの貸付け、管理回収又は債権譲渡についての業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる主務省令で定める金融機関である等の要件を備えているものと、機構は受託機関及び原債権者を審査した上で判断していること。
- ② 受託機関及び原債権者の事務処理について、機構は、機構と受託機関及び原債権者におけるオンライン処理により、適切にサポートを行うこととしており、事務負担及び事務処理上の過誤の減少を図っていること。
- ③ 委託業務等について、機構が必要と判断した場合に監査等を行うことを通じ、業務の的確な遂行を図ること。

(30) 途中売却に関するリスク

本機構債及び受益権の流通性は保証されているものではありません。したがって、売却する際には買い手が限られることが想定され、本機構債及び受益権の売却価格に悪影響を与える可能性があり、又は売却自体が困難となるリスクがあります。さらに、受益権については、本機構債と異なり民商法上及び金商法第 2 条第 1 項の有価証券ではなく受託者に対する指名債権であること、及び信託契約上受託者による承諾が必要とされていることから、本機構債に比べて一般的に流通性が劣るものであると考えられます。

(31) 団体信用生命保険に係る保険事故に伴うリスク

信託債権のうち団体信用生命保険が付保された信託住宅ローン債権の各債務者について、保険事故が生じ、これら各保険契約によって機構が保険会社から保険金を受領した場合又は機構が被保険者である債務者から代理受領の委任を受けて保険金を受領した場合は、当該保険金を当該信託住宅ローン債務者に係る信託住宅ローン債権の回収金として受託者に引き渡します。当該回収金に関して、上記(17)「回収業務受託者としての機構の破産等に伴うリスク」と同様のリスクがあります。

また、これら各保険において保険事故が生じる割合は、社会的要因又は人口統計学的要因等に左右され、結果的に信託債権が不規則に減少するリスクがあり、加えて 3 大疾病保障付団体信用生命保険が付保される場合、かかるリスクが高まる可能性があります。従って、これら保険事故が発生する割合の変化は、本機構債の償還及び利払又は受益権行使事由発生後における受益権の元本償還及び収益配当の支払に影響を与えます。

(32) 税務上の取扱い

本機構債は、受益権行使事由が発生すると、機構債消滅日において本機構債が消滅し、本機構債の債権者が受益権を受益者確定手続に従って確定的に取得するという点で、通常の債券にはない性質を有しています。

本機構債及び受益権に関する税務上の取扱いにつきましては、機構は以下のように考えています。

- ① 受益権行使事由発生前においては、以下の理由により、信託契約上の受益者は所得税法（昭和 40 年法律第 33 号。その後の改正を含みます。）第 13 条第 1 項本文及び法人税法（昭和 40 年法律第 34 号。その後の改正を含みます。）第 12 条第 1 項本文でいう受益者（以下「税法上の受益者」といいます。）には該当しないものと考えます。したがって、受益権行使事由発生前においては、税務上、投資家は本機構債のみを保有するものとして取り扱われると考えられ、受益権についての課税

関係は発生しないものと考えます。

- (a) 受益権行使事由発生前においては、受益者は本機構債の債権者の集合であり、当該集合を構成する本機構債の債権者は絶えず変動している状況であること。
- (b) 税法上の受益者は、受益者としての権利を現に有するものに限ることとされていますが、信託契約第15条第4項においては、機構債消滅日より前においては受益権に対する元本償還又は収益配当は行われないこととされているため、本機構債の債権者は、受益権行使事由発生前においては、信託財産の元本及び収益に関して、「受益者としての権利を現に有するもの」には該当しないと考えられること。

また、後記第二部第1.3.(イ)「信託財産の管理 信託債権の一部解約、臨時解約及び買取り」の規定している一部解約及び臨時解約については、上述した理由により、本機構債の債権者は、税法上の受益者に該当しないと考えられ、その結果、本機構債の債権者への課税関係は発生しないものと考えます。

- ② 機構は、信託契約第51条に基づき、受託者及び受益者代理人との事前の合意により信託契約を変更する権限を現に有し、かつ、受益権行使事由発生前においては、一部解約により信託財産である債権の元利金を得て本機構債の償還金額及び利払いに充てることとされていることから、当該信託財産の給付を受ける者と考えられます。したがって、機構は所得税法第13条第2項及び法人税法第12条第2項に定めるみなし受益者として取り扱われることが適当であると考えられます。

なお、法人税法上、仮に税法上の受益者又はみなし受益者が存しない場合には法人課税信託として受託者に対して法人税が課税されることとなりますが、機構がみなし受益者に該当するものと考えられる本信託については、法人課税信託として取り扱われるべき信託には該当しないものと考えられます。

- ③ 上記信託受益権設定に関しては、仮に信託契約上の受益者が税法上の受益者として取り扱われる場合においては、法人から無償により取得したこととなりますが、上記①のとおり信託契約上の受益者は、税法上の受益者に該当しないものと考えられるため、その結果、当該受益権設定に対する本機構債の債権者への課税関係は発生しないものと考えます。
- ④ 受益権行使事由発生以後に、本機構債の各債権者は、分割され特定された受益権を受け取り、本機構債は消滅することになります。この場合、各債権者は受益権を代物弁済に類似する構成として確定的に取得すると考えられ、自ら債権を免除するものではありません。従って、各債権者において、本信託受益権の受贈益を認識する必要はないと考えます。また、信託債権のうち当該各債権者の債権額を上回る超過部分については、全て約定帰属権利者たる本信託の委託者に帰属するものであり、各債権者が法的請求権を有するものではないため、当該超過部分について、受贈益課税は行われないものと考えます。
- ⑤ また、受益権行使事由発生以後において、後記第二部第1.3.(イ)「信託財産の管理 信託財産からの支出」3.「受益権行使事由発生以後の勘定処理」に従い、信託財産中の約定帰属権利者に帰属する財産から発生する元本及び金利・運用収益に相当する部分を元本処理したものの合計額を優先的に受益者の受益権の元本償還に充てることになる限りにおいて、当該元本償還される部分については、当該償還以後は、当然に収益が発生しないため、当該元本償還に充てられたものが信託債権から発生する利子又は信託財産の運用収益等からなるものであったとしても受益者において元本として取り扱われると思料され、受益者においては、収益の分配として課税所得を構成しないものと考え

えられます。

- ⑥ 受益権行使事由発生以後の受益者への収益配当額に関しては、当該信託財産を構成する貸付金は居住者の国内における住宅の取得に関し発生した貸付金であり、当該貸付金から発生する利子であるため、所得税法第 181 条第 1 項及び第 212 条第 3 項に定める源泉徴収の対象にはならないものと考えられます。したがって、投資家が個人の場合には、当該収益配当は事業所得又は雑所得として総合課税されると考えられます。
- ⑦ 信託債権の原債権者から機構への譲渡については、債務者対抗要件が具備されますが、機構から受託者への信託債権の信託譲渡については、受益権行使事由が発生するまでは、債務者対抗要件の具備は留保されます。したがって、機構が、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）第 41 条に規定する住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（以下「税額控除」といいます。）及び同法第 41 条の 5 に規定する特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算/繰越控除並びに同法第 41 条の 5 の 2 に規定する特定居住用財産の譲渡損失の損益通算/繰越控除（以下「繰越控除等」といいます。）に規定する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」若しくは「住宅借入金等の残高証明書」（以下これらを「適格残高等証明書」といいます。）を発行又は同法第 41 条の 2 の 3 に規定する「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書」を提出することになります。

また、回収業務受託終了のとき又は後記(※)「受益権行使事由の発生による償還」(1)(d)に規定する受益権行使事由が発生したときには、債務者への通知により、日本国内の信託銀行が債務者対抗要件を具備することになり、当該信託銀行は債権者として元利金の回収を行います。平成 11 年 9 月 27 日発遣「住宅ローン債権流動化に伴う住宅借入金等特別控除等の適用上の残高等証明書の発行者について」（課審 3-87、課所 4-15、課資 3-6）により、当該信託銀行は適格残高等証明書を発行することができるため、信託住宅ローン債務者も引き続き税額控除及び繰越控除等が可能であると考えます。

(33) 会計上の取扱い

本機構債は、受益権行使事由が発生すると、機構債消滅日において本機構債が消滅し、本機構債の債権者が受益権を受益者確定手続に従って確定的に取得するという点で、通常の債券にはない性質を有しています。法人投資家における、機構債消滅時及び機構債消滅以後の会計処理につきましては、投資家の顧問監査法人又は顧問会計士にご相談くださいますようお願いいたします。

担保及び保証

機構は、機構法第 21 条の規定に基づき、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けて、本機構債に係る債務の担保に供するため、本機構債の債権者の集合を当初の受益者とする他益信託として、信託契約を受託者及び受益者代理人との間で締結し、機構が保有する住宅ローン債権の一部を信託しました。なお、本機構債は、当該住宅ローン債権の信託の受益権を表章するものではありません。当該住宅ローン債権の信託による担保は、機構が発行する他の債券に係る一般担保により制約されません。

本機構債について一般担保は付されません。

本機構債について保証は付されていません。

本機構債について担保付社債信託法（明治 38 年法律第 52 号。その後の改正を含みます。）の適用はあり

ません。

本機構債に関する格付

本機構債及び受益権（受益権行使事由発生以後に限ります。）の利払、又は予定収益配当が全額延滞なく期日どおりに行われ（ただし、3か月の利払又は収益配当の延滞の可能性は除きます。）、かつ、最終償還期日までに元本が全額延滞なく償還される可能性について、S&P から「別紙 1」の「格付」に記載する予備格付を「別紙 1」の「予備格付取得日」に記載する日に取得済みであり、本機構債の債券の総額及び発行条件が確定し、最終的な債権プール、キャッシュフロー・モデル、案件の仕組み、契約書、法律意見書を含むすべての格付分析が終了した後、払込期日において本格付を取得予定です。

S&P の信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関する S&P の現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもありません。また信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものでもありません。S&P は信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与しています。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが、またストラクチャード・ファイナンス格付においては裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化などが含まれます。S&P は格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含みます。）から提供された情報を利用しています。S&P は、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デューデリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていません。S&P に提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがあります。S&P では、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えています。しかしながら、S&P による発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&P が格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではありません。

本機構債の申込期間中に本機構債に関して S&P が公表する情報は、S&P のウェブサイト (<http://www.spglobal.com/ratings/jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付の概要 (SPRJ)」「ストラクチャード・ファイナンス」 (http://www.spglobal.co.jp/sf_pcr) に掲載される予定です。ただし、当該 URL にアクセスしても閲覧が出来ない場合は、S&P への電話での問い合わせ (S&P 電話番号 03-4572-6000) も可能とします。

また、本機構債及び受益権（受益権行使事由発生以後に限ります。）の利払、又は予定収益配当が全額延滞なく期日どおりに行われ、かつ最終償還期日までに元本が全額延滞なく償還される可能性について、R&I から「別紙 1」の「格付」に記載する予備格付を「別紙 1」の「予備格付取得日」に記載する日に取得済みであり、払込期日において本格付を取得予定です。

R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見です。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。ま

た、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがあります。

一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られています。

本機構債の申込期間中に本機構債に関して R&I が公表する情報は、R&I のウェブサイト (<https://www.r-i.co.jp/rating/issuers/jhf/index.html>) に掲載される予定です。ただし、当該 URL にアクセスしても閲覧が出来ない場合は、R&I への電話での問い合わせ (R&I 電話番号 03-6273-7471) も可能とします。

なお、本機構債の格付については、ある特定の投資家に対する市場価値や適格性についてのコメントでないと同様に、いかなる証券の購入、保持又は売却を推奨するものではありません。

(ハ) 債券の総額

「別紙 1」の「債券の総額」に記載する金額

(ニ) 各債券の金額

1 億円

(ホ) 払込金額（発行価額）の総額

「別紙 1」の「払込金額（発行価額）の総額」に記載する金額

(ヘ) 払込金額（発行価額）

「別紙 1」の「払込金額（発行価額）」に記載する金額

(ト) 利 率

「別紙 1」の「利率」に記載する利率

(フ) 利払日及び利息支払の方法

(1) 利払期日

本機構債の利息は、払込期日の翌日から償還期限まで付利し、「別紙 1」の「初回利払期日」に記載する日を第 1 回利払期日としてその日までの分を支払い、以後毎月 10 日に各々その日までの前 1 か月分を支払うものとします（かかる利息を支払うべき日を以下「利払期日」といいます。）。ただし、受益権行使事由発生以後、届出期間の終了までの間において上記の期日が到来し

た場合は、その利息の支払は繰り延べられるものとします。

利払期日が営業日に該当しない場合は、その支払を前営業日に繰り上げます。

(2) 利息支払の方法

- (a) 第1回目の利払いに係る利息は、前記(ト)「利率」に定める利率を払込期日の翌日から「別紙1」の「初回利払期日」に記載する日までの実日数につき年365日の日割で計算した一通貨当たりの利子額（小数点以下13位未満切捨て）に本機構債の金額を乗じて計算し、第2回目以後の利払期日に支払う利息は、前記(ト)「利率」に定める利率を12で除した一通貨当たりの利子額（小数点以下13位未満切捨て）に当該利払期日と同日の償還期日における元金の償還が行われる前の本機構債の未償還残高全額を乗じて計算します。
- (b) 償還期日後は、利息をつけません。ただし、償還期日に本機構債の償還を怠った場合は、機構は償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき前記(ト)「利率」に定める利率により計算される金額（年365日の日割計算によります。）を支払うものとします。
- (c) 本機構債の利息の計算について1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとします。

(リ) 償還価額

「別紙1」の「償還価額」に記載する金額

(ヌ) 償還期限及び償還の方法

(1) 償還期日

本機構債の元金は、受益権行使事由が発生し本機構債が消滅しない限り、「別紙1」の「初回償還期日」に記載する日を第1回として、以後毎月10日に下記(2)に定めるところに従って償還します（かかる償還すべき日を以下「償還期日」といいます。）。ただし、本機構債の未償還残高の全額を償還する日（以下「償還期限」といいます。）は、最終償還期日を超えないものとします。

償還期日が営業日に該当しない場合は、その支払を前営業日に繰り上げます。

(2) 償還方法

下記(3)若しくは(4)に定めるところに該当する場合又は受益権行使事由が発生し本機構債が消滅する場合を除き、各償還期日における元金償還額は、以下の算式により各償還期日の属する月の前月25日までに機構により計算され、決定されます。

各本機構債の元金償還額 = 当該償還期日前日の各本機構債の未償還残高 - 当期機構債予定残高

ただし、「当期機構債予定残高」は以下の算式によるものとし、1,000円未満の端数についてはこ

れを切り捨てます。

当期機構債予定残高＝当該償還期日前日の本機構債の未償還残高総額

$$\times \frac{\text{期末延滞控除後信託債権残高}}{\text{期初延滞控除後信託債権残高} + \text{期初延滞控除後繰上償還対象信託債権残高}} \div \frac{\text{本機構債の総額}}{\text{各本機構債の金額 (1億円)}}$$

上記算式における「期末延滞控除後信託債権残高」、「期初延滞控除後信託債権残高」及び「期初延滞控除後繰上償還対象信託債権残高」は、以下のとおりとします。

(a) 期末延滞控除後信託債権残高

当該償還期の属する月の前々月に係る回収期間の期末における信託債権の残高から、当該期末における延滞元金（「延滞元金」とは、各信託債権について、約定返済日の経過にもかかわらず、未払となっている元金をいいます。以下同じとします。）を除いた金額をいいます。ただし、当該信託債権の残高及び延滞元金の算定に当たっては、当該回収期間において繰上償還対象信託債権が発生した場合は当該繰上償還対象信託債権（当該回収期間よりも前の回収期間において発生した繰上償還対象信託債権が存在している場合は、これを含みます。）を除いて計算するものとします。

(b) 期初延滞控除後信託債権残高

当該償還期の属する月の前々月に係る回収期間の期初における信託債権の残高から、当該期初における延滞元金を除いた金額をいいます。ただし、当該信託債権の残高及び延滞元金の算定に当たっては、当該回収期間において繰上償還対象信託債権が発生した場合は当該繰上償還対象信託債権（当該回収期間よりも前の回収期間において発生した繰上償還対象信託債権が存在している場合は、これを含みます。）を除いて計算するものとします。

(c) 期初延滞控除後繰上償還対象信託債権残高

当該償還期の属する月の前々月に係る回収期間において発生した繰上償還対象信託債権の当該回収期間の期初における残高から、当該期初における延滞元金を除いた金額をいいます。

なお、機構は事務受託会社に対し、上記算式による計算の結果を当該計算を行うべき日に通知するものとし、当該計算結果の通知と併せて、信託契約に基づき作成される最新の回収状況報告書を交付します。また、事務受託会社は、当該回収状況報告書に基づき、上記の計算の結果が正確であるか否かを確認します。

(3) 本機構債の未償還残高の減少による繰上償還

本機構債の未償還残高総額が当初発行総額の10%以下となる場合は、機構は未償還残高全額を、その後に到来するいずれかの償還期日に繰上償還することができます。この場合において、機構は、後記(ウ)「その他」の規定にかかわらず、繰上償還する償還期日の7日前までに機構ウェブサイトにその旨を公表するものとします。

(4) 事実表明等の重大な違反による繰上償還

信託契約における機構による事実表明の重要な点について違反があり、又は信託契約に定める機構の義務の履行について重大な違反があり、かつ、これらが30日以内に容易に回復できないことが受益権行使事由発生前に明らかになり、その旨が受託者により機構及び事務受託会社に対して書面

により通知された場合は、機構（機構が通知を行わない場合又は通知を行い得ない場合は、事務受託会社）は直ちにその旨を公告した上で、機構は、当該償還期日までに受益権行使事由が発生しない限り、当該公告の日から 7 日を経過した日の直後に到来する償還期日において本機構債の未償還残高全額を償還するものとし、かかる償還により本機構債に係る債務の担保に供するための信託契約も終了することとなります。

(5) 買入消却

本機構債の買入消却は、振替機関が定める社債等に関する業務規程、その他振替機関が定める規則等で別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができます。

本機構債の償還スケジュール

「別紙 4」をご参照ください。

(6) 募集の方法

一般募集とします。

(7) 申込証拠金

「別紙 1」の「払込金額（発行価額）」に記載する金額とし、払込期日に払込金に振替充当します。申込証拠金には利息をつけません。

(7) 申込期日及び申込取扱場所

(1) 申込期日

「別紙 1」の「申込期日」に記載する日

(2) 申込取扱場所

本機構債引受会社の本支店

(7) 払込期日及び払込取扱場所

(1) 払込期日

「別紙 1」の「払込期日」に記載する日

(2) 払込取扱場所

本機構債の払込金は、三井住友銀行が受領し、機構指定の銀行口座に払込期日の翌営業日に送金されます。

(3) 引受け等の概要

条件決定日付で締結される本機構債に関する引受並びに募集取扱契約に規定される条項に従い、引受会社は、本機構債の全額につき共同して募集の取扱いを行い、応募額がその総額に達しない場合には

その残額を連帯して引き受けます。

引受会社の名称、住所等については「別紙 2」をご参照ください。

(ク) 事務受託会社

本機構債の事務受託会社は、三井住友銀行とします。

事務受託会社は、機構法第 19 条第 6 項及び第 7 項に基づき、本機構債の債権者のために、本機構債の弁済を受け、又は債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本機構債要項及び事務委託契約に定める事務受託会社の職務を行います。

事務委託契約及び信託契約（信託契約に添付される信託財産目録添付の信託債権の明細を除きます。）の写しは、機構及び事務受託会社の本店に備え置き、各々の営業時間中、本機構債の債権者の閲覧に供します。

(ク) 発行代理人及び支払代理人

三井住友銀行

(ク) 振替機関

株式会社証券保管振替機構

(ク) 元利金の支払

本機構債の元利金の支払は、社債等振替法のほか、振替機関の社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則及び振替機関が行う振替に関する業務処理の方法に従って行われます。

(ク) 受益権行使事由の発生による償還

(1) 以下の(a)から(d)までに掲げる事由を、受益権行使事由とします。

(a) 本機構債の債務を承継する者が法令で定められず、機構を解散する法令が施行され、これにより機構が解散した場合

(b) 本機構債の債務を承継する者を、株式会社とする法令又は会社更生法若しくはこれに類似する倒産手続の適用が法令により認められる法人とする法令が施行され、法令により機構が解散した場合

(c) 本機構債の債務者を、株式会社とする法令又は会社更生法若しくはこれに類似する倒産手続の適用が法令により認められる法人とする法令が施行され、これにより本機構債の債務者がかかる法人となった場合

(d) 本機構債に係る機構の支払債務又はその他機構が発行若しくは承継した債券に係る機構の支払債務について、その支払をなすべき日において未履行であり、かつ、その状態が 7 日以内に治癒されなかった場合

(2) 委託者は、上記(1)(a)から(d)までに掲げる事由が発生した場合又はかかる事由の発生が確実であると委託者が判断する場合は、直ちに事務受託会社及び受益者代理人にその事実及びかかる事由が発生した日又は発生することが確実と判断される日を書面により通知するとともに、その写しを

受託者に対しても同時に送付するものとします。

- (3) 受益者代理人は、上記(2)の規定に基づき受益権行使事由が発生した旨又はかかる事由の発生が確実である旨を委託者から通知された場合で、受益権行使事由が発生したとき又はかかる事由の発生が確実であると判断したときは、受託者に対して受益権を行使する旨の通知を、遅滞なく（上記(1)(a)から(c)までに定める受益権行使事由の発生が確実である旨の通知を委託者から受けた場合はかかる事由の発生日までに、上記(1)(d)に定める受益権行使事由が発生した旨の通知を委託者から受けた場合はかかる委託者からの通知受領の当日に）、以下の(a)から(c)までに掲げる事項を特定して記載した上で書面により行うものとします。なお、下記(c)に掲げる機構債消滅の予定日について、受益権行使通知後に変更が生じた場合は、受益者代理人は受託者に対しその旨を速やかに通知するものとします。
- (a) 上記(2)の規定に基づく委託者から受益者代理人への通知日
 - (b) 受益権行使事由が発生した旨又はかかる事由の発生が確実である旨
 - (c) 機構債消滅日又はその予定日
- (4) 受益権行使事由が発生した又はその発生が確実であるにもかかわらず、委託者が事務受託会社及び受益者代理人に対してその旨を通知しない場合で、受益権行使事由が発生したと信ずるに足りる合理的理由が存在すると受益者代理人が判断したときは、受益者代理人は委託者に対してかかる通知を催告するものとします。
- (5) 委託者が受益権行使事由の発生が確実であると判断し、上記(2)の規定に従って書面によりその旨を通知した場合は、委託者は、受益権行使事由が発生した日に、事務受託会社及び受益者代理人に対して当該発生の事実を記載した書面を交付するとともに、その写しを受託者に対しても同時に送付するものとします。
- (6) 受託者は、受益権行使事由の発生の了知及び機構債消滅日の到来に関しては、受益者代理人の受益権行使通知に依拠することができます。
- (7) 受益権行使通知により、下記(9)に定める機構債消滅日以後、本機構債の債権者は信託契約に基づく受益権を確定的に取得し、本機構債はその元利金全額（前記(イ)「利払日及び利息支払の方法」(1)「利払期日」ただし書及び同(2)「利息支払の方法」(b)ただし書に定める金額を含み、これに限られません。）が支払われたものとして当然に消滅し、本機構債の債券が発行されている場合は、これは無効となり、以後何らの権利も表章しないものとします。ただし、受益権行使事由が発生したことにより本(7)に従って本機構債が消滅する場合は、届出権利者が受益権を確定的に取得し、これを行使するためには、信託契約に定められ、後記(イ)「受益者確定手続」にその概要を記載する受益者確定手続に従い事務受託会社を経由して受益者代理人に届出を行うことを要するものとされています。
- (8) 受益権に係る受益者として確定した者は、信託契約に従って信託財産より投資額の限度における元本償還及び収益配当の交付を受けることができるものとされています。
- (9) 上記(3)に定める受益者代理人による受益権の行使に基づく本機構債の消滅は、以下に掲げる機構

債消滅日にその効力が発生するものとします。

① 上記(1)(a)から(c)までに定める事由による場合

受益権行使事由の発生日

② 上記(1)(d)に定める事由による場合

後記(+)「受益者確定手続」(2)に定める届出期間の満了日の翌日

(+) 受益者確定手続

- (1) 受益者代理人は、受益権行使通知を行った場合は速やかに（前記(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」(1)(a)から(c)までに定める受益権行使事由が発生した場合は可能な限り受益権行使事由発生日に、前記(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」(1)(d)に定める受益権行使事由が発生した場合は可能な限り受益権行使通知後1週間以内に）、官報並びに東京都及び大阪市で発行される1種類以上の日刊新聞紙に掲載することにより、事務受託会社とともに公告するものとします。かかる公告には、①受益権行使事由発生の事実、②機構債消滅日、③下記(2)に定める届出期間及び④届出権利者は届出期間内に事務受託会社経由で受益者代理人に対して本機構債又は受益権に係る自己の権利につき届出を要する旨を記載するものとします。ただし、受益者代理人が、受益者としての本機構債の債権者のために必要でない認め、その旨を委託者に通知した場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができます。なお、かかる公告に要する費用は委託者が負担するものとし、委託者が支払わない場合は信託財産から支払うものとします。ただし、受益者からは支払われないものとします。
- (2) 受益権行使通知がなされた場合は、本信託の受益者は下記(3)から(7)までに掲げる受益者確定手続に従い、届出期間内又は届出期間終了後に届出を行い、受益権台帳に記載されることにより確定されるものとします。かかる届出期間は上記(1)の規定による最初の公告掲載の日の翌日から開始し、3週間が経過した日に終了するものとします。なお、受益権台帳は別途受託者が定める様式（確定した受益者の名称等の記載を含むものとします。）に従い受益者代理人により作成され、届出期間終了後においては受託者により管理されるものとします。
- (3) 届出権利者のうち、機構債消滅日（ただし、前記(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」(1)(d)に定める受益権行使事由が発生した場合は、届出期間中）において本機構債を現物債で保有していた又は保有する者についての届出期間内における確定手続は、以下の①から⑥までに定めるとおりとします。
- ① 届出権利者は、事務受託会社から信託契約別紙Jの様式による届出書を受領します。
- ② 届出権利者は、届出書に、保有していた又は保有する機構債券の記番号、届出年月日その他必要事項を記載してこれに記名押印の上、届出期間内に、保有していた又は保有する現物債を添えて、事務受託会社を経由して受益者代理人に届け出ます。
- ③ 事務受託会社は、事務委託契約に従い、上記②の規定により提出を受けた届出書を取りまとめたと上で、届出期間が経過した時点において一括して受益者代理人に引き渡すものとします。
- ④ 受益者代理人は、上記③の規定により受領した届出書に基づき届出権利者を真の届出権利者と認めた場合は、当該届出権利者を届出期間が経過した時点において受益権台帳に記載するものと

します。

- ⑤ 受益者代理人は、作成した受益権台帳に届出書を添えて受託者に届出期間が経過した時点において送付するとともに、受益権台帳の写しを保管するものとします。
 - ⑥ 受益権台帳に記載された者は、受益権台帳に記載された日において受益者として確定するものとします。
- (4) 届出権利者のうち、機構債消滅日の到来直前（ただし、前記(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」(1)(d)に定める受益権行使事由が発生した場合は、届出期間中）において本機構債を振替債で保有していた又は保有する者についての届出期間内に届出書を提出する場合の確定手続は、以下の①から⑥までに定めるとおりとします。
- ① 届出権利者は、事務受託会社から信託契約別紙 J の様式による届出書を受領します。
 - ② 届出権利者は、届出書に、保有していた又は保有する本機構債の金額、直近上位機関の名称、届出権利者の口座を特定するに足りる情報、届出年月日その他必要事項を記載してこれに記名押印の上、届出期間内に、事務受託会社を経由して受益者代理人に届け出ます。ただし、前記(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」(1)(a)から(c)までに定める受益権行使事由が発生した場合は、機構債消滅日の到来直前において当該直近上位機関における当該届出権利者の口座に当該届出書記載のとおり記載又は記録がなされていたことを証明する証明書を当該届出書に添えるものとし、前記(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」(1)(d)に定める受益権行使事由が発生した場合は、届出期間終了後 10 営業日以内に、機構債消滅日の到来直前において当該直近上位機関における当該届出権利者の口座に当該届出書記載のとおり記載又は記録がなされていたことを証明する証明書を事務受託会社に提出するものとします。
 - ③ 事務受託会社は、事務委託契約に従い、上記②の規定により提出を受けた届出書を取りまとめた上で、届出期間が経過した時点において（ただし、前記(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」(1)(d)に定める受益権行使事由が発生した場合は、届出期間終了後 10 営業日が経過した時点において）一括して受益者代理人に引き渡すものとします。
 - ④ 受益者代理人は、上記③の規定により受領した届出書に基づき届出権利者を真の届出権利者と認めた場合は、当該届出権利者を届出期間が経過した時点において（ただし、前記(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」(1)(d)に定める受益権行使事由が発生した場合は、届出期間終了後 10 営業日が経過した時点において）受益権台帳に記載するものとします。
 - ⑤ 受益者代理人は、作成した受益権台帳に届出書を添えて受託者に届出期間が経過した時点において（ただし、前記(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」(1)(d)に定める受益権行使事由が発生した場合は、届出期間終了後 10 営業日が経過した時点において）送付します。また、受益者代理人は受益権台帳の写しを保管するものとします。
 - ⑥ 受益権台帳に記載された者は、受益権台帳に記載された日において受益者として確定するものとします。
- (5) 届出権利者のうち、機構債消滅日において本機構債を現物債で保有していた者についての届出期間終了後における確定手続は、以下の①から⑥までに定めるとおりとします。
- ① 届出権利者は、事務受託会社から信託契約別紙 J の様式による届出書を受領します。なお、届

出権利者はかかる届出書を受益者代理人に交付するよう求めることができます。

- ② 届出権利者は、届出書に、保有していた機構債券の記番号、届出年月日その他必要事項を記載してこれに記名押印の上、保有していた現物債を添えて、事務受託会社を經由して受益者代理人に届け出ます。
 - ③ 事務受託会社は、事務委託契約に従い、上記②の規定により提出を受けた届出書を遅滞なく受益者代理人に引き渡すものとします。
 - ④ 受益者代理人は、上記③の規定により受領した届出書に基づき届出権利者を真の届出権利者と認めた場合は、当該届出権利者を受益権台帳に記載するよう当該届出書を添えて受託者に通知します。
 - ⑤ 受託者は、上記④の規定による通知に従い、届出権利者を受益権台帳に記載するものとします。
 - ⑥ 受益権台帳に記載された者は、受益権台帳に記載された日において受益者として確定するものとします。
- (6) 届出権利者のうち、機構債消滅日において本機構債を振替債で保有していた者についての届出期間終了後に届出書を提出する場合の確定手続は、以下の①から④までに定めるとおりとします。
- ① 届出権利者は、事務受託会社から信託契約別紙 J の様式による届出書を受領します。なお、届出権利者はかかる届出書を受益者代理人に交付するよう求めることができます。
 - ② 届出権利者は、届出書に、保有していた本機構債の金額、直近上位機関の名称、届出権利者の口座を特定するに足りる情報、届出年月日その他必要事項を記載してこれに記名押印の上、機構債消滅日の到来直前において当該直近上位機関における当該届出権利者の口座に当該届出書記載のとおり記載又は記録がなされていたことを証明する証明書を添えて、事務受託会社を經由して受益者代理人に届け出ます。
 - ③ 事務受託会社は、事務委託契約に従い、上記②の規定により提出を受けた届出書を遅滞なく受益者代理人に引き渡すものとします。
 - ④ 上記(5)④から⑥までの規定は、本(6)において準用します。
- (7) 届出権利者が、本機構債の債券を喪失し、かつ機構債消滅日までに除権決定の確定謄本を添えて本機構債の発行者たる委託者に対し請求することにより代り債券の交付を受けていない者である場合についての確定手続は、以下の①から⑤までに定めるとおりとします。
- ① 届出権利者は、事務受託会社から信託契約別紙 J の様式による届出書を受領します。なお、届出権利者はかかる届出書を受益者代理人に交付するよう求めることができます。
 - ② 届出権利者は、届出書に、機構債券の記番号、届出年月日その他必要事項を記載してこれに記名押印の上、事務受託会社を經由して受益者代理人に届け出ます。かかる届出に当たっては、受益権の存在に係る確認訴訟等の勝訴判決の確定判決謄本又は受益者代理人の満足するその他の証拠を付すものとします。
 - ③ 事務受託会社は、事務委託契約に従い、上記②の規定により本機構債の債権者から届け出られた届出書を、届出が届出期間内になされた場合は取りまとめた上で届出期間が経過した時点において一括して、届出が届出期間終了後の場合は遅滞なく受益者代理人に引き渡すものとします。
 - ④ 上記③に定める届出が、届出期間内である場合の手続は上記(3)④から⑥までの規定を、届出

期間終了後である場合の手続は上記(5)④から⑥までの規定を準用します。

- ⑤ 上記①及び②の規定による届出により届出権利者が保有するものとされていた本機構債について既に別の届出書が届けられ、受益者確定手続が完了している場合又は受益者代理人がかかる別途の届出書による届出権利者を真の届出権利者と認めた場合は、上記①及び②の規定による届出を行った届出権利者は、当該別途の届出書による届出権利者との間における受益権者確認訴訟等の勝訴判決の確定判決謄本を取得して受益者代理人に提出しない限り、受益者確定手続を受けることはできないものとします。
- (8) 受益権の確定手続は上記(3)から(7)までに定める受益者確定手続に従ってのみ行われるものとし、受益者代理人は届出権利者を真の届出権利者と認める完全なる権限を有するものとします。受益者代理人及び受託者は、届出権利者がかかる受益者確定手続によらなかったことにより受益権の元本償還又は収益配当を受けられなかったことにつき責任を負担しません。
- (9) 事務受託会社、受益者代理人及び受託者は、上記(3)から(7)までに定める受益者確定手続に従い本機構債の債券又は証明書を添えて届出書を提出した者（前記(9)「受益権行使事由の発生による償還」(1)(d)に定める受益権行使事由が発生した場合は、届出期間内に届出書を提出し、その後、届出期間終了後 10 営業日以内に証明書を提出した者を含みます。）をその他の何らの手続によることなく当然に届出権利者とみなすことができるものとし、これにより真実の届出権利者その他いかなる者に損害が生じても、一切その責任を負わないものとします。
- (10) 機構債消滅日以後において、受託者が受益権に対して元本償還又は収益配当を行う場合は、受益権台帳に依拠して行うものとします。
- (11) 後記第二部第 1 3. (i)「信託財産の管理 信託財産からの支出」 3.「受益権行使事由発生以後の勘定処理」又は同 4.「信託終了時の支出」の規定に従い受託者が受益権の元本償還又は収益配当を行うに当たり、上記(2)による届出期間内に届出権利者による届出がなされなかったことによる未確定の受益者に関しては、受益者代理人が当該受益者のために元本償還金及び収益配当金を受け取り、これを保管するものとします。かかる未確定の受益者が受益者確定手続に従って受益者として確定した場合は、受益者代理人はかかる元本償還金及び収益配当金を当該受益者の確定後 3 営業日以内に、当該受益者に交付するものとします。
- (12) 届出期間終了前に交付日が到来したときに後記第二部第 1 3. (i)「信託財産の管理 信託財産からの支出」 3.「受益権行使事由発生以後の勘定処理」又は同 4.「信託終了時の支出」の規定に従い受託者が受益権の元本償還又は収益配当を行うに当たっては、受益者代理人が受益者のためにかかる交付日における受益権の元本償還金及び収益配当金を受け取り、これを保管するものとします。この場合において、届出期間終了後、受益者確定手続に従って受益者が確定したときは、受益者代理人は確定した受益者に対し、かかる元本償還金及び収益配当金を届出期間終了後 3 営業日以内に交付するものとします。
- (13) 届出期間終了後 6 営業日以内に交付日が到来したときに後記第二部第 1 3. (i)「信託財産の管理 信託財産からの支出」 3.「受益権行使事由発生以後の勘定処理」又は同 4.「信託終了時の支出」の規定に従い受託者が受益権の元本償還又は収益配当を行うに当たっては、受託者は受益者（確定した受益者を含みます。以下本(13)において同じとします。）に対する受益権の元本償還金及び収益配当金の交付を受益者代理人に対してなすことができます。この場合において、受益者代理人は、

かかる受益者のために元本償還金及び収益配当金を受け取り、かかる交付日の後 3 営業日以内に当該受益者に対してかかる元本償還金及び収益配当金の交付を行います。

(14) 上記(11)から(13)までにおいて、受益者代理人が受託者から受領した元本償還金及び収益配当金は、受益者代理人がかかる金銭を受益者に交付するまでの間、付利されないものとします。

(15) 届出書に押印された受益者の印影は、受益者の届出印鑑として取り扱われます。

(7) 受益権の主な権利内容

(a) 受益権の元本

本信託の受益権の当初の元本額は、「別紙 1」の「当初信託債権総額」に記載する金額とします。

(b) 受益権の元本償還の方法

本信託の受益権の元本償還は、機構債消滅日以後において、投資額の範囲内においてのみ行われるものとします。本信託の受益権の元本償還は後記第二部第 1 3. (イ)「信託財産の管理 信託財産からの支出」3. 「受益権行使事由発生以後の勘定処理」又は同 4. 「信託終了時の支出」に従って行われるものとします。

(c) 予定収益配当額

機構債消滅日以後における本信託の受益権の予定収益配当額は、各計算期間につき各計算期間の期初における投資額に前記(イ)「利率」に定める利率を乗じ 12 で除した金額とします。ただし、機構債消滅日以後初回の計算期間に関する予定収益配当額は、機構債消滅日の投資額に前記(イ)「利率」に定める利率を乗じ 12 で除した金額から機構債消滅日の投資額に前記(イ)「利率」に定める利率を乗じ、機構債消滅日の直前の本機構債の利払期日の翌日から機構債消滅日までの期間の実日数につき年 365 日の日割計算をした金額を控除した金額（ただし、かかる控除後の金額はゼロを下回らないものとします。）とします。また、機構債消滅日までに未払の本機構債の利息（経過利息相当額及び前記(イ)「利払日及び利息支払の方法」(1)「利払期日」ただし書により繰り延べられた利息を含みます。）がある場合は、かかる利息の金額に相当する額を未払予定収益配当額に加算するものとします。なお、経過利息相当額とは、機構債消滅日の前日における本機構債の未償還残高に、前記(イ)「利率」に定める利率を乗じ、機構債消滅日の直前の本機構債の利払期日の翌日から機構債消滅日までの実日数につき年 365 日の日割計算により計算される金額（ただし、本機構債の未償還残高に前記(イ)「利率」に定める利率を乗じ 12 で除した金額を超えないものとします。）とします。

(d) 収益配当の方法

本信託の受益権の収益配当は、機構債消滅日以後においてのみ行われるものとします。本信託の受益権の収益配当は後記第二部第 1 3. (イ)「信託財産の管理 信託財産からの支出」3. 「受益権行使事由発生以後の勘定処理」又は同 4. 「信託終了時の支出」に従って行われるものとします。

(e) 受益権の譲渡

受益権は受託者に対する指名債権であり、民商法上及び金商法第 2 条第 1 項の有価証券ではありません。受益権の譲渡については、後記第二部第 3 (イ)「受益権行使事由発生以後における受益権

の事務の概要」 a. 「受益者の変更についての手続等」に規定する手続による必要があります。

(4) 受益権行使事由発生による本機構債の消滅後における責任財産の限定

本機構債に関し、受益権行使事由が発生し、本機構債要項第 13 項第 1 号の規定により本機構債が消滅した後においては、本機構債に係る機構の元利金支払義務は消滅し、本機構債の債権者であったものは、受益権を確定的に取得することにより、以後、受益権のみを引当財産（以下「本引当財産」といいます。）とし、本引当財産に係る信託財産からの信託契約に従った元本償還及び収益配当の範囲内でのみ支払を受け、本機構債に係る権利は、機構又はその承継人のいかなる資産にも及ばないものとし、本機構債要項の規定により、本機構債の債権者は、受益権行使事由が発生した後においては、本機構債に係る自己の利益の満足のため機構又はその承継人のいかなる資産に対しても強制執行を行わず、その申立の権利を有しないことを確認するものとされています。本引当財産からの回収がすべて終了した時点においてなお投資額に未回収残高がある場合についても同様とします。

(5) その他

本機構債に関し、事務受託会社が本機構債の債権者に通知すべきと認める事項がある場合は、法令又は事務委託契約に別段の定めがある場合を除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される 1 種類以上の日刊新聞紙に掲載することにより公告します。ただし、事務受託会社が、本機構債の債権者のために必要でないと認め、その旨を機構に通知した場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができます。

2. 本機構債の発行により調達する資金の用途

本機構債の発行により機構が調達する資金は貸付債権の譲受けに必要な資金に充てられる予定であり、個別の充当時期及び金額については現時点では確定しておりません。

第二部 信託財産情報

第 1 信託財産の状況

1. 概 況

(イ) 信託財産に係る法制度の概要

機構の義務・責任等に関しては通則法及び機構法の、また本機構債を発行することに関しては機構法及び機構法において準用される会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）並びに金商法の、また回収業務受託者としては信託業法の適用を受けます。本証券情報説明書作成時点の機構に対しては更生手続の適用はありません。また、独立行政法人に対して、破産手続又は再生手続の適用があるかについては、本証券情報説明書作成時点で特段の判例が存在せず、また学説においても議論が対立しているところです。

信託財産の受託者の義務・責任等に関しては、破産法等の通常の倒産処理法並びに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成 8 年法律第 95 号。その後の改正を含みます。）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成 10 年法律第 132 号。その後の改正を含みます。）、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成 10 年法律第 143 号。その後の改正を含みます。）等（以下「金融再生法等」といいます。）の適用を受けるほか、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号。その後の改正を含みます。）、信託法、信託業法、兼営法等の適用を受けます。

受益者代理人の義務・責任等に関しては、破産法等の通常の倒産処理法、金融再生法等の適用を受けるほか、銀行法及び信託法等の適用を受けます。

信託財産となる信託債権は、信託契約に基づき、信託設定前の信託債権の原保有者である機構から受託者に本機構債権者の集合を当初の受益者として信託設定され、信託契約締結後、払込期日の前営業日までに、動産債権譲渡特例法第 4 条第 1 項に規定する債権譲渡登記により、第三者対抗要件が具備されます。また、信託債権は、民法に基づき、原債権者から機構に譲渡され、譲渡日以後、直ちに、民法第 467 条に定める承諾を確定日付ある証書により取得し、これにより債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備します。なお、信託財産は、破産法及び信託法等の適用を受けます。

(ロ) 信託財産の基本的性格

信託債権は、金銭消費貸借契約に基づいて金銭を貸借することにより原債権者に生じ、住宅ローン債権売買基本契約及び個別債権売買契約に基づき機構に譲渡された、信託住宅ローン債務者に対する住宅ローン債権です。

信託開始日における信託住宅ローン債権プールの状況については「別紙 3」をご参照ください。また、その内容については、後記 2. (ロ)「信託財産を構成する資産の内容」及び「別紙 5」をご参照ください。

(ハ) 信託財産の沿革

信託財産を構成する信託債権は信託開始日付けで締結された信託契約に基づき機構から受託者に信託譲渡されたものです。

機構は、信託契約上、回収業務受託者としての地位に基づき信託契約第 18 条第 1 項各号に規定される

委任事務の処理として行う場合を除き、信託債権等に係る金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約上の元利返済期限、返済金額等を同契約上認められている以外に一切変更しないこと（ただし、受益権行使事由発生以後を除きます。）、信託住宅ローン債権の第三者への譲渡や担保権設定等を行わないことを信託契約において受託者に約束しています。

上記信託契約に基づき、債権者が機構から受託者に代わるほかは、債権の基本的性格に変更はありません。また、債権回収事務については、機構法第 23 条及び信託契約に基づいて受託者は機構に委託しております。

(二) 信託財産の関係法人

(1) 関係法人の名称及び関係業務の内容

信託契約の委託者は、機構です。機構は、2007 年 4 月 1 日に設立された通則法及び機構法に基づく独立行政法人で証券化支援事業、住宅融資保険事業、住宅資金融通事業、債権管理事業等を行っています。機構は、機構法第 23 条及び信託契約に基づいて受託者の委託を受け、信託債権の回収事務を受託します。また、機構は、信託終了時の約定帰属権利者となります。

信託契約の受託者は、三井住友信託銀行です。三井住友信託銀行は、信託債権の管理を行うほか、信託債権の回収事務については機構に委託し、機構が回収業務受託者を解任された場合には自ら又は第三者を選任した上で、信託債権の回収事務を行います。

信託契約の受益者代理人は、三井住友銀行です。三井住友銀行は、受益権行使事由発生前において信託法に基づきすべての受益者のために信託に関する裁判上又は裁判外の権限を行使するほか、受益権行使事由発生の場合の受益権行使通知、受益権行使事由発生以後における受益者確定手続等を行います。

(2) 関係法人の債務不履行又は倒産等の場合の取扱い

機構

(a) 受益権行使事由

受益権行使事由が発生した場合の本機構債の消滅及び受益者の確定については、前記第一部 1.(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」、同(ハ)「受益者確定手続」及び同(イ)「受益権の主な権利内容」をご覧ください。

(b) 回収業務受託者の解任

- 1 委託者は、信託期間中、信託契約に基づく回収業務受託者としての地位を辞任しないものとします。
- 2 受託者が委託者若しくは受益者の権利利益を保護するため必要があると認めたとき又は機構法その他法令で認められる場合を除き、受託者は、信託期間中回収業務受託者を解任し得ないものとし、また、信託契約第 18 条第 1 項による信託事務の委任は終了しないものとします。
- 3 受託者は、回収業務受託終了以後速やかに、自ら信託契約第 18 条第 1 項に掲げる事務を遂行するものとします。受託者がかかる事務を行う場合は、その費用について、信託契約第 18 条第 1 項の事務を行うに要する金額の範囲内で委託者、受託者及び受益者代理人の協議により定めるもの

とします。この場合において、受託者はかかる費用を信託契約第 34 条の規定に基づき収受することができるものとします。なお、受託者は、かかる事務の遂行に当たり、委託先の選定及び委託先との間の契約内容等について受益者代理人と協議の上、兼営法第 2 条第 1 項において準用する信託業法第 22 条第 1 項に従い、自らの責任及び費用において、以下の(1)から(4)までに定めるすべての選定基準を満たす第三者（回収業務代行者）に、信託契約第 18 条第 1 項に掲げる事務を委任することができます。

- (1) 機構法第 16 条第 1 項第 1 号に定める主務省令で定める金融機関又は同項第 2 号に定める債権回収会社であること。
 - (2) 信用力等に照らし、委託する業務の継続的な遂行が可能である者であること。
 - (3) 委託する業務に係る実績や業務の内容に即した人材の確保の状況等に照らし、委託する業務を的確に遂行する能力がある者であること。
 - (4) 委託される財産の分別管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されている者であること。
- 4 回収業務受託終了の場合は、委託者は、委託者から受託者に対する信託契約第 18 条第 1 項に定める信託事務の移管のために必要な行為を自らの責任において行うものとします。かかる事務移管に要する費用は信託契約第 34 条の規定に基づき支払われるものとします。
- 5 上記 3 の規定に基づき受託者が事務を行う場合は、受託者は、住宅ローン債権の管理及び回収に関して委託者が定める通常の業務の方針及び方法並びに金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約の規定を遵守して、信託住宅ローン債務者に対応するものとします。この場合、受託者は団体信用生命保険を維持するために必要なデータ等として委託者及び受託者の協議により別途定める様式のデータ等を作成し、委託者に交付するものとします。
- 6 回収業務受託終了の場合は、委託者は、信託契約第 18 条第 1 項の規定により委託者が受託者のために管理、回収等を行う信託債権の信託住宅ローン債務者及び信託契約第 18 条第 4 項の規定により再委託を受けた受託機関に対し、直ちに、委託者の信託契約に基づく信託住宅ローン債務者からの弁済受領権限が消滅した旨及びこれ以後の信託債権の管理及び回収は受託者又は回収業務代行者によりなされる旨を、受託者が委託者との協議により別途定める様式に従った書面により通知するものとします。委託者がかかる通知を行わない場合は、受託者は委託者名義かつ信託契約第 34 条の規定に従った費用負担によりかかる通知を行うものとし、委託者は受託者がかかる通知を行う権限を取消不能なものとして付与します。

三井住友信託銀行

信託契約の規定に基づき、信託法第 56 条の規定により受託者が解任された場合は、委託者は受益者代理人と協議の上直ちに新受託者を選任するものとします。ただし、委託者が新受託者を選任しない場合は、受益者又は受益者代理人は新受託者の選任を裁判所に請求します。

受託者が解任されたときは、受託者は本信託の計算を行い、受益者代理人の立会いのもとに信託財産を新受託者に交付し事務の引継を行うものとします。

信託契約においては、受託者の破産等の場合の取扱いについては特段規定されておりません。受託者の破産に際しては、信託法の規定に従い、新受託者が信託事務を処理することを得るときまでは、

破産管財人が信託財産の管理を引き継ぐこととなります。

三井住友銀行

- 1 当初の受益者代理人は、信託法第 141 条第 2 項の準用する同法第 57 条第 2 項に規定する場合を除き、信託期間中受益者代理人としての地位を辞任しないものとします。
- 2 受託者は、下記 3 に定める場合を除き、信託期間中受益者代理人を解任し得ないものとします。また、受益者は、信託法第 141 条第 2 項の準用する同法第 58 条第 4 項に基づく申立てによる場合を除き、受益者代理人を解任することはできないものとし、委託者及び受益者は、その合意によって受益者代理人を解任することはできないものとします。
- 3 受託者は、当初の受益者代理人について以下の(1)から(4)までに掲げるいずれかの事由が発生した場合は、当初の受益者代理人に対する書面による通知により、直ちに受益者代理人を解任するものとします。ただし、受益者代理人は下記 4 に定めるところにより新たな受益者代理人が選任されるまでは、法令で認められる範囲内において受益者代理人の職務を行うものとします。なお、受益者代理人は、自らに以下の(1)から(4)までに掲げるいずれかの事由が発生した場合又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちにその旨を委託者及び受託者に通知するものとします。
 - (1) 当初の受益者代理人と委託者との間の本機構債に係る事務委託契約が解除された場合（ただし、前記第一部 1. (ネ)「受益権行使事由の発生による償還」(7)により本機構債が消滅したことを理由として事務委託契約が終了した場合を除きます。）
 - (2) 法令又は信託契約に基づく義務の履行を怠り、その是正を求める受託者からの書面による通知の到達後 30 日を経過しても、これを履行しない場合
 - (3) 信託契約第 10 条の規定に基づき表明しかつ保証した事実がその重要な点について、それが表明された時点において真実ではなかったことが判明した場合（当該事実表明違反が是正可能な性質のものである場合は、当該事実表明違反の是正を求める書面による通知を受益者代理人が受領したときから 30 日以内にこれを是正しなかった場合に限りです。）
 - (4) 受益者代理人について以下の①から⑤までに掲げるいずれかの事由が生じた場合
 - ① 解散の決議の可決（合併による解散の場合を除きます。）又は解散命令の申立若しくは発令
 - ② 支払の停止
 - ③ 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他これらに類似する法的倒産手続開始の申立て
 - ④ 手形交換所による取引停止処分又は所有財産に対する仮差押え、保全処分若しくは差押えの命令の発送
 - ⑤ 受益者代理人が担保に供している財産についての差押え又は競売手続の開始
- 4 上記 3 の規定により受益者代理人が解任されたときは、委託者、受託者及び解任された受益者代理人の合意により、直ちに新受益者代理人を新たに本信託のすべての受益者を代理するものとして選任するものとします。ただし、上記 3(1)に掲げる事由に該当したことにより受益者代理人を解任した場合は、新たに委託者と本機構債に係る事務委託契約を締結した者が新受益者代理人に選任されるものとします。かかる新受益者代理人の選任がなされない場合は、委託者及びすべての受益者はその合意により、信託法第 142 条第 1 項の準用する同法第 62 条第 1 項の規定に従って新受益者代理人を選任で

きるものとします。

- 5 受益者代理人が解任されたときは、受益者代理人は直ちに新受益者代理人に対して事務の引継を行うものとします。
- 6 委託者は、委託者と新受益者代理人の協議により定められる金額（なお、無償とすることもできます。）を新受益者代理人の報酬として支払うものとします（ただし、信託財産又は受益者からは支払われないものとします。）。なお、受益権行使事由発生以後において、委託者がかかる報酬を支払わない場合は、後記 3. (イ) 「信託財産の管理 信託財産からの支出」 3. 「受益権行使事由発生以後の勘定処理」及び同 4. 「信託終了時の支出」の規定に基づき信託報酬と同順位で支払われるものとします（ただし、受益者からは支払われないものとします。）。

2. 信託財産を構成する資産の概要

(イ) 信託財産を構成する資産に係る法制度の概要

信託財産である住宅ローン債権は機構法の規定に基づき機構が主務省令で定める金融機関から譲り受けた金銭債権です。信託財産である住宅ローン債権の私法上の効力については、利息制限法及び一般の民法等の適用を受けるほか、契約自由の原則により、特段の事情のない限り、金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約に定めるところによります。

上記債権の債務者である住宅ローン債務者（個人であり、法人は含まれません。）に対する破産・強制執行等に関しては、破産法、民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号。その後の改正を含みます。）及び民事再生法の適用を受けます。破産法は、債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産をすべての債権者に公平に弁済する裁判上の手続を規定する法律です。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。民事再生法は経済的窮境にある債務者の事業又は経済的生活の再生を図ることを目的とする再生手続を規定する法律です。さらに住宅ローン債務者に対する破産・強制執行等に関しては、民事再生法第 10 章 住宅資金貸付債権に関する特則の規定により、再生計画において住宅ローンの弁済の繰延べを内容とする住宅資金特別条項を定めることができます。

信託債権の原債権者から機構への譲渡に関しては、民法に基づく確定日付ある証書による債務者の承諾により債務者対抗要件及び第三者対抗要件の具備がなされています。

住宅ローン債権の信託譲渡に関しては、払込期日の前営業日までに、動産債権譲渡特例法の債権譲渡登記により第三者対抗要件の具備がなされます。

(ロ) 機構の事業の概要

発行者情報説明書第 1 3. ②「機構の事業内容」をご参照ください。

(ハ) 信託財産を構成する資産の内容

信託財産を構成する住宅ローン債権はすべて発行者情報説明書第 1 3. ②(4)イ「住宅ローン（個人系融資）の手続」又は同(2)ア(g)「【フラット 3 5】（買取型）における住宅ローン債権の譲受け手続について」に述べた手続を経て発生した債権です。信託財産を構成する債権の内容については、抽出基準

日現在の各構成要素別の比率を「別紙 5」に掲げますのでご参照ください。なお、信託の設定時における第三者による信託財産の評価はありません。

(二) 信託財産を構成する資産の回収方法

三井住友信託銀行は、信託契約に基づき機構に対して本機構債を担保する信託財産を構成する信託債権の回収事務を委託しています。機構は、信託契約及び兼営法第 2 条第 1 項が準用する信託業法第 22 条第 2 項、第 28 条に基づく善良なる管理者の注意義務、忠実義務、分別管理義務に従って信託債権の回収を行います。ただし、発行情報説明書第 1 3. ②「機構の事業内容」に記載のとおり、機構は元利金の回収等の業務について全国の受託機関に委託しており、実際にはこれらの受託機関が信託財産を構成する信託債権に係る回収事務を行うこととなります。

機構は、融資審査の場合と同様に、債権管理及び回収に関する事務の取扱いについても詳細なマニュアルを受託機関向けに整備しており、各住宅ローン債権に適用される回収手続は全国一律であると考えられます。また、受託機関に対する手数料において、受託機関に対する手数料の発生時期を債務者から利息等を回収した時点とし、手数料の額を回収した額を基準とすることによって、受託機関の回収努力の向上を図っています。

なお、機構が信託住宅ローン債務者から受け入れた回収元利金については、受託機関の預託金口座又は機構の口座において管理されます。ただし、原債権者が「別紙 5」に記載される「非預金等受入金融機関」に該当する場合及び「預金等受入金融機関」で他行返済口座事前引落方式を適用する場合で、かつ、原債権者と信託住宅ローン債務者との合意があった場合には、原債権者は、毎回の返済日より前において、当該住宅ローン債務者の返済用預金口座から毎回の元利金に相当する金額を引き落としの上、これを預かり、当該返済日までに元利金の支払に充てることができます（前記第一部 1. (ロ)「本機構債の形態及び基本的仕組み等 元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(18)をご参照ください。)

機構預託金口座又は機構の口座に預けられた回収元利金は、原則として毎月 4 回設定する基準日現在の残高を各基準日の翌営業日から起算して 4 営業日目の日に機構が指定する口座に返納されます。

3. 管理及び運営の仕組み

(イ) 信託財産の管理

適格信託債権

1. 委託者は、信託契約第 2 条により信託される当初信託債権、これに関連する金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約その他の契約並びに信託住宅ローン債務者が、いずれも以下に掲げる適格基準を、抽出基準日及び信託開始日において満たしていることを表明し、これを保証しています（ただし、以下の適格基準のうち、抽出基準日における下記④に定める基準を除きます。また、下記において言及される関連抵当権、抵当権設定契約については、抽出基準日に設定及び締結が予定されているものを含むものとします。）。

- ① 信託債権は、原債権者が自ら居住するため住宅（主としてその居住の用に供する住宅以外の住宅を含みます。）を必要とする者又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者に対し住宅の建設若しくは購入を目的として貸し付けたもの又は当該貸付けに係

る既存の債務の消滅を目的として貸し付けたものです。

- ② 信託債権は、「別紙 1」の「信託債権約定期間」に記載する期間に金銭消費貸借契約を締結したものです。
- ③ 信託債権に係る金銭消費貸借契約は、日本法を準拠法としています。
- ④ 信託債権には、抵当権設定契約に基づき、建物及び敷地（敷地については担保提供された敷地がある場合に限ります。）について委託者のための第一順位の抵当権が付されています。
- ⑤ 信託債権、関連抵当権及び抵当権設定契約上の委託者の権利は、担保（一般担保を除きます。）又はその予約の対象になっていません。また、信託債権及び関連抵当権は、他のいかなる者に対しても譲渡、移転その他処分がなされていません。
- ⑥ 金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約は、重要な事項において、適用ある法令に違反していません。
- ⑦ 信託債権について、抽出基準日までに金銭消費貸借契約その他の約定に基づく期限の利益喪失事由は発生しておらず（ただし、抽出基準日までに治癒されているものは含みません。）、また、いずれも延滞（ただし、金銭消費貸借契約締結後、初回の返済日における延滞は含みません。）している債権ではありません。
- ⑧ 信託債権の当初の貸出金額は「別紙 1」の「当初貸出金額上限」に記載する金額以下です。
- ⑨ 信託債権に係る金銭消費貸借契約に基づく約定利息は「別紙 1」の「信託債権最低約定金利」に記載する値以上です。
- ⑩ 信託債権に係る初回の返済日から最終返済日までは 35 年以内であり、最終約定返済期日は「別紙 1」の「最終返済日」に記載する日より後の日ではありません。
- ⑪ 金銭消費貸借契約の締結時において、信託債権に係る元利金の返済は、当該契約に従い、元利均等又は元金均等で毎月行われるものとされています。ただし、金銭消費貸借契約に基づく初回、第 2 回、最終回若しくはボーナス返済月の返済日における、又は当初約定に従った約定金利の変動に伴う、元利金返済額の変動は許容されます。
- ⑫ 金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約は正当に権限ある者により締結され、信託債権は信託住宅ローン債務者に対して契約の条項に従って強制執行可能な信託住宅ローン債務者の有効、適法、かつ拘束力ある義務を構成し、また、関連抵当権は信託住宅ローン債務者又はその設定者の財産の上に有効に成立し、かつ、執行可能です。信託住宅ローン債務者又は当該関連抵当権の設定者はこれらの契約若しくは関連抵当権の成立若しくは有効性又は契約上負担する債務金額について争っておらず、また、信託住宅ローン債務者は信託債権又は関連抵当権に関する抗弁を有するものではありません。
- ⑬ 委託者による信託債権の移転又は譲渡は禁止されていません。
- ⑭ 金銭消費貸借契約に従い、原債権者から信託住宅ローン債務者に対して、当該金銭消費貸借契約の締結日において貸付金が交付されています。
- ⑮ 金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約は、大要信託契約別紙 C「契約雛形（金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約）」に沿った内容です。
- ⑯ 信託債権は、住宅ローン債権売買基本契約及び個別債権売買契約に基づき委託者により有効に

買い取られたものです。

⑰ 信託債権は、信託債権再売買事由に該当していません。

住宅ローン債権売買基本契約上の地位の移転

1. 受託者は、信託開始日において、住宅ローン債権売買基本契約第 24 条の規定に基づき、信託債権につき、同契約第 22 条に定める信託債権の再売買予約に関する同契約上の地位及びこれに付帯する権利義務の移転を受けるものとします。本 1. に基づき受託者に移転された債務は、信託財産責任負担債務となるものとします。
2. 受託者は、受益権行使事由が発生した場合は、住宅ローン債権売買基本契約第 24 条の規定に基づき、信託債権につき、同契約第 23 条に定める原債権者による補償に関する同契約上の地位（同契約第 18 条第 4 項及び第 21 条の規定に基づく地位を含みます。）並びにこれに付帯する権利義務の移転を受けるものとします。本 2. に基づき受託者に移転された債務は、信託財産責任負担債務となるものとします。
3. 受託者は、上記 1. 又は 2. の規定に従い地位及びこれに付帯する権利義務の移転を受けた場合は、信託債権に付帯する権利又は権限として、信託契約第 2 条の目的に従いこれを取り扱うものとします。
4. 受益権行使事由が発生した場合は、委託者は、上記 1. 及び 2. の規定に基づく地位及びこれに付帯する権利義務の移転について、原債権者に対して確定日付ある通知を行い、又は原債権者から確定日付ある承諾を取得します。
5. 上記 4. の規定にかかわらず、委託者は、受託者に対し、上記 1. 及び 2. の規定に基づく地位及びこれに付帯する権利義務の移転につき、委託者に代わって上記 4. の通知又は承諾の取得に必要な一切の行為を行うことができる取消し及び撤回不能な代理権を授与します。ただし、受託者は、受益権行使事由発生前においては、かかる権限を行使できないものとします。
6. 受託者は、信託契約第 29 条第 2 項に定める信託債権の再売買が行われた場合は、住宅ローン債権売買基本契約第 22 条第 6 項から第 8 項までの規定に従い、原債権者のため、信託債権及びこれに付帯する権利又は権限の移転につき対抗要件の具備に必要な手続を行います。この場合において、委託者は、受託者がかかる義務を履行するために必要な協力を行います。
7. 上記 1. 及び 2. の規定に基づく地位及びこれに付帯する権利義務の移転は、信託契約に基づく一部解約、買取り等により信託債権が委託者に移転することを解除条件とするものとし、かかる解除条件が成就した場合は、当該信託債権に関して、上記 1. 及び 2. の規定に基づき移転した地位及びこれに付帯する権利義務が委託者に帰属するものとします。かかる解除条件が受益権行使事由発生以後に成就した場合で、上記 4. 又は 5. の規定に基づき確定日付ある通知又は承諾の取得が既になされているときは、受託者は、上記 1. 及び 2. の規定に基づき移転した地位及びこれに付帯する権利義務の委託者への帰属について、原債権者に対して確定日付ある通知を行い、又は原債権者から確定日付ある承諾を取得します。
8. 上記 4.、5. 及び 7. の規定に基づく通知又は承諾の取得に関する費用は、委託者の負担とし、信託

契約第 34 条の規定に従い支払われるものとします。

買戻登記等がある場合の特則

1. 受託者は、信託契約別紙 B の信託財産目録中に買戻特約の登記又は所有権移転請求権の仮登記（以下「買戻登記等」といいます。）がある旨の記載がされた信託債権については、後記「信託債権の一部解約、臨時解約及び買取り」4. 「受益権行使事由発生以後等における適格基準違反等が発生した場合の取扱い」に定める適格基準に抵触するものとせず、また、信託契約第 29 条に定める信託債権の買取り等の義務を生じさせるものとしません。
2. 委託者は、上記 1. に定める信託債権に関し、次のいずれかであることを表明し、これを保証しています。
 - ① 委託者が上記 1. の買戻登記等に係る権利者（ただし、下記②に定める買戻登記等に係る権利者を除く。）との間で大要信託契約別紙 L の様式による覚書を締結していること。
 - ② 上記 1. の買戻登記等に係る権利者が上記①の覚書に定める「民間卸」の場合における「民間卸事業者」であるときは、その買戻登記等に係る権利者から委託者に対し大要信託契約別紙 M の様式による誓約書の差入れをもって誓約がなされていること。
 - ③ 大要信託契約別紙 N の様式による譲渡代金等返還請求権質権設定契約証書に基づき、信託債権に係る債務の担保として、買戻登記等に係る権利の行使により生ずる譲渡代金等返還請求権について委託者のための第一順位の質権が設定され、大要信託契約別紙 O の様式による質権承諾書に基づき、当該質権の設定について対抗要件が具備されていること。
3. 受託者は、受益権行使事由が発生した場合は、委託者が上記 2. ①の覚書及び上記 2. ②の誓約において有する地位及びこれに付帯する権利義務の移転を受けるものとし、信託契約第 43 条に定める必要な手続きを行います。

他の種類の受益権との配分方法

信託財産に関しては、信託契約に基づき、信託終了時に約定帰属権利者たる機構が信託財産の交付を受けるほか、本信託に基づく受益権以外の受益権は存在していません。受益権及び約定帰属権利者の間における信託債権の元本及び利息の回収額の配分は後記「信託財産からの支出」に従って行われます。

回収金の引渡し及び信託財産に属する金銭の管理

1. 信託債権について、原債権者が「別紙 5」に記載される預金等受入金融機関の場合、金銭消費貸借契約に基づき予め定められた日に、毎月自動引落しによる債権回収が原債権者により実施されます。原債権者により受け入れられた回収金については、原債権者に預託され、原債権者は、預託金の全部又は一部を原則として毎月 4 回機構が指定する口座に返納します。信託債権について、原債権者が「別紙 5」に記載される非預金等受入金融機関の場合、自動引落又は口座振込による債権回収が原債権者により実施されます。ただし、原債権者は、毎回の回収金の支払を確保する目的で、毎回の返済日よりも前において信託住宅ローン債務者の返済用預金口座から毎回の回収金に相当する金額を引き落としの上、これを預かり、当該返済日までに毎回の回収金の支払に充てることを合意することができます。原債権者は、回収金を収納したときは、即日、機構の口座に入金し、当該

口座にある資金の全部又は一部を原則として毎月 4 回機構出納口座に送金する手続を行います（前記 2. (ニ)「信託財産を構成する資産の回収方法」をご参照ください。原債権者が「別紙 5」に記載される預金等受入金融機関で他行返済口座事前引落方式を適用する場合も、これと同様の手続となります。）。委託者が回収業務受託者である場合、受益権行使事由発生前においては回収金の引渡しは信託契約に従い、信託の一部解約金との相殺により処理され、かかる一部解約が行われる限り、回収業務受託者から受託者に対する回収金の現実の引渡しは行われません。受益権行使事由発生以後においては、回収業務受託者は、信託契約に定める回収期間に回収した金額を回収金引渡日に、受託者名義の回収金口座に振込送金します。回収業務受託終了以後は、受託者又は回収業務代行者が信託債権を回収します。

2. 受託者は、回収された資金のうち受託者に引き渡された金銭を適格投資対象により管理するものとし、後記「信託財産からの支出」に従って支払います。

信託財産からの支出

受託者は以下の方法に従って信託財産からの支出を行うものとします。

1. 受益権行使事由発生前かつ回収業務受託終了前における信託の処理
 - 1 委託者、受託者及び受益者代理人は、受益権行使事由発生前で、かつ、委託者が回収業務受託者である場合は、下記 2 から 10 までの規定に従い、かつ、当該規定の順序に基づき本信託の事務処理を行います。
 - 2 回収業務受託者たる委託者は、信託契約第 18 条第 1 項による委任に基づき、各回収期間において、信託債権の回収を行います。
 - 3 回収業務受託者たる委託者は、信託契約第 18 条第 5 項の規定に基づき、回収状況報告日において、回収状況報告書等を作成し、これを交付するものとします。また、委託者は、かかる交付と同時に、前記第一部 1. (ヌ)「償還期限及び償還の方法」(2)から(4)まで及び同(フ)「利払日及び利息支払の方法」(2)(a)により計算された次回計算日と同日の償還期日において委託者が支払義務を負う本機構債の償還金額及び利息金額を受託者及び事務受託会社に報告します。なお、委託者は、下記 5 の規定に基づく本信託の一部解約の請求において信託債権の解約の請求を予定している場合は、当該償還期日において本機構債の元利金の支払を怠らなかつたものと仮定した前提で回収状況報告書等を作成するものとし、また、解約の請求を予定している信託債権について信託契約別紙 E の様式による債権の一部解約予定通知書を作成し、回収状況報告書等に添付するものとします。
 - 4 受益者代理人が事務受託会社である場合は、受益者代理人は、事務委託契約に従い、受託者に対し、各計算日において、信託契約別紙 F の様式による機構債残高報告書により、当該計算日と同日の償還期日における元金償還後の本機構債の残高を報告します。
 - 5 委託者は、各計算日において、信託契約別紙 G の様式による一部解約請求書に、委託者が一部解約を請求する金額及び信託債権（当該一部解約を行う計算日の直前の回収状況報告書に係る回収期間の月初から当該信託債権の解約日までに回収された当該信託債権に係る回収金を含みます。）の額（一部解約請求額）を記載して受託者に通知することにより、本信託の一部解約を請求するものとし、
 - 6 受託者は、各計算日において、上記 3 に定める委託者からの報告及び上記 4 に定める事務受託会

社からの報告に基づき、以下の(1)及び(2)に定める金額の合計額を計算し、上記 5 の請求に基づき本信託の一部解約を行ったとしても当該計算日の属する前々月に係る回収期間の期末時点における解約後の信託財産元本残高（ただし、この場合における信託財産元本残高は、後記「信託債権の一部解約、臨時解約及び買取り」2.「延滞債権等の発生による一部解約又は臨時解約」1 に定める繰上償還対象信託債権に該当する信託債権を除いて計算するものとします。）がこの合計額以上である場合は、信託契約別紙 H の様式による一部解約承諾要請書により受益者代理人に対して承諾の要請を行い、受益者代理人の承諾を得た上で、上記 5 による一部解約請求額について本信託の一部解約を行い、下記 7 及び 8 に定めるところに従って当該金銭及び信託債権の交付を行います。なお、受益者代理人は、かかる条件が満たされていること及び当該計算日と同日の償還期日において、事務受託会社が委託者から委託者がかかる償還期日に支払うべき本機構債の元利金の支払基金を受領していることを確認の上、受託者に対して一部解約の承諾を行うものとします。

(1) 上記 4 により報告を受けた当該計算日と同日の償還期日における元金償還後の本機構債残高

(2) 上記(1)により計算された本機構債残高の、「別紙 1」の「超過担保率」に記載する割合に相当する額

7 上記 6 の規定に基づき本信託の一部解約が行われた金銭については、当該計算日において、受託者から委託者に返還されるものとします。かかる一部解約金の返還義務は、信託契約第 18 条第 6 項第 1 号の規定に基づき回収業務受託者たる委託者が受託者に対して負担する回収金引渡義務と当該計算日においてなんらの意思表示を要することなく、当然に相殺されるものとします。

8 上記 6 の規定に基づき本信託の一部解約が行われた信託債権については、当該計算日において、受託者から委託者に移転されるものとします。この場合において、委託者が必要と認めるときは、受託者は委託者に対する信託債権の移転の対抗要件に関する動産債権譲渡特例法第 10 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に従った債権譲渡登記の一部抹消等又は委託者が対抗要件を具備するために必要となる手続に協力します。また、これらの手続に要する費用は委託者が支払うものとし、委託者が支払わない場合は、かかる対抗要件具備は行われぬものとします。

9 受託者は、各計算日において、大要信託契約別紙 I の様式による収支計算書により、信託債権の回収状況、本信託の一部解約の状況その他信託財産の管理又は処分の状況について、委託者、受益者代理人及び信用格付業者に報告するとともに、受益者代理人と受託者が別途合意する様式による自己取引報告書により、兼営法第 2 条第 1 項において準用する信託業法第 29 条第 2 項に定める取引の状況について、受益者代理人に報告します。

10 本機構債に係る元利金支払債務がその支払をなすべき日において未履行の場合で、委託者が受益権行使事由に該当することなくかかる未履行部分を前記第一部 1. (イ)「利払日及び利息支払の方法」(2)(b)ただし書に定める金額を含めてすべて事務受託会社に元利金支払基金として交付したときは、事務受託会社たる受益者代理人は、かかる元利金支払基金の受領並びにかかる元利金支払基金の受領後において償還された場合の本機構債の残存残高の報告及び一部解約の承諾を受託者に対して行います。受託者は上記 5 から 9 までの規定に準じて、本信託の一部解約の処理を行うものとします。この場合において、上記 5 から 9 までに定める計算日は本 10 による報告がなされた日と、当該計算日と同日の償還期日の償還後の残高を当該報告された償還後の残高と、上記 9 の収支計算書は収支計算書に準じた様式による報告書と、自己取引報告書は自己取引報告書に準じた様式によ

る報告書とそれぞれ読み替えるものとします。

2. 受益権行使事由発生前かつ回収業務受託終了以後における信託の処理

1 委託者、受託者及び受益者代理人は、受益権行使事由発生前で、かつ、委託者が回収業務受託者でない場合は、下記 2 から 9 までの規定に従い、かつ、当該規定の順序に基づき本信託の事務処理を行います。

2 受託者又は回収業務代行者は、前記 1. (ニ)「信託財産の関係法人」(2)「関係法人の債務不履行又は倒産等の場合の取扱い 機構」(b)3 の規定に基づき、各回収期間において、信託債権の回収を行います。

3 受託者は、自ら又は回収業務代行者をして、回収状況報告日の 6 営業日前までに、月次異動報告書（下記 6 の規定による本信託の一部解約において信託債権の解約が行われる前の回収金の状況について、回収状況報告書と同様の様式に基づき記載されるものとします。）及び回収データを作成し、委託者に交付するものとします。また、受託者は、第三者に回収業務を委託している場合は、各回収期間に係る回収金につき、回収金引渡日までに受託者に引き渡すよう求めるものとします。

委託者は、回収状況報告日において、前記第一部 1. (ヌ)「償還期限及び償還の方法」(2)から(4)まで及び同(フ)「利払日及び利息支払の方法」(2)(a)により計算された次回計算日と同日の償還期日において委託者が支払義務を負う本機構債の償還金額及び利息金額を受託者及び事務受託会社に報告します。また、委託者は、下記 5 の規定に基づく本信託の一部解約の請求において信託債権の解約の請求を予定している場合は、回収状況報告日において、解約の請求を予定している信託債権について信託契約別紙 E の様式による債権の一部解約予定通知書を作成し、これを受託者に交付するものとします。

受託者は、自ら又は回収業務代行者をして、かかる通知に基づき、回収状況報告日に、当該償還期日において本機構債の元利金の支払を怠らなかつたものと仮定した前提で回収状況報告書等を作成し、委託者、受託者（受託者については、回収業務代行者が回収状況報告書を作成した場合に限ります。）、受益者代理人及び事務受託会社に交付するものとし、かつ、回収データを委託者及び受託者（受託者については、回収業務代行者が回収業務を受託している場合に限ります。）に交付するものとします。

4 受益者代理人が事務受託会社である場合は、受益者代理人は、事務委託契約に従い、受託者に対し、各計算日において、信託契約別紙 F に準じた様式による機構債残高報告書により、当該計算日と同日の償還期日における元金償還後の本機構債の残高を報告します。

5 委託者は、各計算日において、信託契約別紙 G に準じた様式による一部解約請求書に、一部解約請求額を記載して受託者に通知することにより、本信託の一部解約を請求するものとします。

6 受託者は、各計算日において、上記 3 に定める受託者又は回収業務代行者からの報告及び上記 4 に定める事務受託会社からの報告に基づき、前記 1. 「受益権行使事由発生前かつ回収業務受託終了前における信託の処理」6(1)及び(2)に定める金額の合計額を計算し、上記 5 の請求に基づき本信託の一部解約を行ったとしても当該計算日の属する前々月に係る回収期間の期末時点における解約後の信託財産元本残高（ただし、この場合における信託財産元本残高は、後記「信託債権の一部解約、臨時解約及び買取り」2. 「延滞債権等の発生による一部解約又は臨時解約」1 に定める繰上償還対象

信託債権に該当する信託債権を除いて計算するものとします。)がこの合計額以上である場合は、信託契約別紙 H に準じた様式による一部解約承諾要請書により受益者代理人に対して承諾の要請を行い、受益者代理人の承諾を得た上で、上記 5 による一部解約請求額について本信託の一部解約を行い、下記 7 及び 8 に定めるところに従って当該金銭及び信託債権の交付を行います。なお、受益者代理人は、かかる条件が満たされていること及び当該計算日と同日の償還期日において、事務受託会社が委託者から委託者がかかる償還期日に支払うべき本機構債の元利金の支払基金を受領していることを確認の上、受託者に対して一部解約の承諾を行うものとします。

- 7 上記 6 の規定に基づき本信託の一部解約が行われた金銭については、当該計算日において、受託者から委託者に引き渡されるものとします。
- 8 上記 6 の規定に基づき本信託の一部解約が行われた信託債権については、当該計算日において、受託者から委託者に移転されるものとします。この場合において、委託者が必要と認めるときは、受託者は委託者に対する信託債権の移転の対抗要件に関する動産債権譲渡特例法第 10 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に従った債権譲渡登記の一部抹消等又は委託者が対抗要件を具備するために必要となる手続に協力します。また、これらの手続に要する費用は委託者が支払うものとし、委託者が支払わない場合は、かかる対抗要件具備は行われぬものとします。
- 9 上記 7 及び 8 に定める処理の後、委託者、受託者及び受益者代理人は前記 1. 「受益権行使事由発生前かつ回収業務受託終了前における信託の処理」9 及び 10 の規定に基づく処理を行うものとします。ただし、この場合において、同 9 に定める信託契約別紙 I の様式による収支計算書については別途委託者、受託者及び受益者代理人の協議により定める様式による収支計算書と、受益者代理人と受託者が別途合意する様式による自己取引報告書については、別途委託者、受託者及び受益者代理人の協議により定める様式による自己取引報告書と、同 10 に定める収支計算書に準じた様式による報告書は別途委託者、受託者及び受益者代理人の協議により定める様式による報告書と、自己取引報告書に準じた様式による報告書は別途委託者、受託者及び受益者代理人の協議により定める様式による報告書と、それぞれ読み替えるものとします。

3. 受益権行使事由発生以後の勘定処理

- 1 前記 1. 「受益権行使事由発生前かつ回収業務受託終了前における信託の処理」及び 2. 「受益権行使事由発生前かつ回収業務受託終了以後における信託の処理」の規定にかかわらず、受益権行使事由が発生した場合は、受託者は、各計算日において、下記 2 から 4 までに定める方法に従って計算及び勘定処理を行い、当該計算日と同日の交付日において、かかる勘定処理に従って回収金口座内の金銭の交付及び支払を行います。
- 2 受託者は、下記 3 及び 4 の処理を行うのに先立ち、回収金口座内の金銭に係る運用収益を随時収益積立勘定に入金します。また、関連する計算期間における信託債権からの回収金のうち収益相当部分をすべて収益積立勘定に、元本相当部分をすべて元本積立勘定に入金します。さらに、受益権行使事由発生以後における後記「信託債権の一部解約、臨時解約及び買取り」3. 「受益権行使事由発生以後等に事実表明違反等が発生した場合の取扱い」1 又は同 4. 「受益権行使事由発生以後等における適格基準違反等が発生した場合の取扱い」1 若しくは 2 の規定に基づく信託債権の買取りに係る代金及び同 4. 「受益権行使事由発生以後等における適格基準違反等が発生した場合の取扱い」2

の規定による信託債権の再売買に係る代金のうちの収益相当部分をすべて収益積立勘定に、元本相当部分をすべて元本積立勘定にそれぞれ入金します。

- 3 受託者は、各計算日に、まず、当該計算日に収益留保勘定に残存する金銭をすべて収益積立勘定に振り替えるものとし、その後の当該計算日における回収金口座内の金銭を以下の(1)及び(2)に掲げる優先順位及び手順に従って、勘定処理を行うものとします。なお、以下の(1)及び(2)に掲げる手順において同順位の勘定処理に不足が生じた場合は、各勘定処理に要する額の割合に応じて按分して勘定処理を行うものとし、1円未満の端数についてはこれを切り捨てます。

(1) 収益積立勘定に関し、以下の順序で勘定処理を行うものとします。ただし、当該計算日において以下の①から⑧までの勘定処理をした結果、不足する金額がある場合は元本積立勘定から不足額に満つるまで収益積立勘定に振替を行い、なお不足する金額がある場合は翌計算日又はそれ以外の計算日までその不足額を繰り越すものとし、繰り越された不足額は前回の計算日において該当した各項目と同順位で振り替え又は計算されるものとします。

- ① (委託者からかかる費用が支払われない場合において) 受託者に課される公租公課のうち、その計算日に確定している、その次の計算期間までに支払期限の到来する金額の計算及び随時の支払
- ② (委託者からかかる信託報酬が支払われない場合において) 受託者に対し、信託契約に基づき当該計算日に支払うべき信託報酬(その支払に要する費用を含みます。)並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額の計算及び支払
- ③ (委託者からかかる費用が支払われない場合において) 当該計算期間に関して、「別紙1」の「収益積立勘定/管理・事務諸費用払出金額上限」に記載する金額に満つるまで本信託の管理及び事務に関して要する信託契約第34条の規定による諸費用の計算及び随時の支払
- ④ 団体信用生命保険維持費用の支払
- ⑤ 当該計算日より前の交付日において行った受益権の配当が予定収益配当額を下回った場合における、未払予定収益配当額(なお、本機構債に未払利息が存在する場合は、当該利息の金額に相当する金額を前記第一部1.(7)「受益権の主な権利内容」(c)「予定収益配当額」の規定に従い未払予定収益配当額に加算します。)の合計に満つるまでの受益権に対する配当金額の計算及び交付
- ⑥ 受益権に対して当該計算日の直後に到来する交付日において支払うべき予定収益配当額の配当金額の計算及び交付
- ⑦ 収益留保勘定の残高が、当該計算日の前日における投資額に前記第一部1.(b)「利率」に定める本機構債の利率に0.5%を加えた率を乗じ4で除した金額(ただし、「別紙1」の「収益留保勘定残高下限」に記載する金額を下限とします。)に満つるまでの収益留保勘定への振替
- ⑧ 上記③の諸費用について、上記③の上限を超過する部分の計算及び随時の支払
- ⑨ 収益積立勘定から上記①から⑧までの勘定処理を行った後に収益積立勘定に残存する金銭がある場合は、その全額の元本積立勘定への振替。かかる元本積立勘定への振替においては、まず元加処理勘定への振替を行い、元加処理勘定において元加処理を行った後に元本積立勘定へ振り替えるものとします。なお、受益権の元本額が投資額を下回っている場合は、かかる元加処理勘定から元本積立勘定への振替に当たって、受益権の元本額が投資額に満つるまで、元加

処理勘定からの受益権の元本の組入れを行うものとします。

(2) 上記(1)に定める勘定処理を行った後の元本積立勘定に関し、以下の順序で勘定処理を行うものとします。

① 上記(1)①から⑧までに定める勘定処理について、収益積立勘定が不足する場合は、その不足額について、収益積立勘定への振替及び上記(1)①から⑧までの規定に従った支払又は交付

② 受益権に対する元本交付金額の計算及びその同日の交付日における受益者への元本交付。この場合において、上記①に定める勘定処理を行った後の元本積立勘定に残存する金銭の全額を受益権の総口数で除した金額から受益権 1 口につき 1 円未満の金額を差し引いた金額を、投資額を上限として受益権の元本額に満つるまでそれぞれ交付するものとし、差し引いた 1 口 1 円未満の金額の合計は、次回交付日まで元本積立勘定に留保するものとします。

4 上記 3 の規定による勘定処理において、計算日が受益権行使事由発生日から機構債消滅日の前日までの期間に到来した場合は、上記 3 による勘定処理に当たって、以下の(1)から(3)までに掲げる規定を適用するものとします。

(1) 上記 3(1)⑤及び⑥に定める勘定処理は行われぬものとします。

(2) 上記 3(1)⑧に定める諸費用の勘定処理を行った後に収益積立勘定に残存する金銭がある場合は、その全額を収益積立勘定に留保するものとし、上記 3(1)⑨に定める勘定処理は行われぬものとします。

(3) 上記 3(2)①に定める勘定処理の後に元本積立勘定に残存する金銭がある場合は、その全額を元本積立勘定に留保します。

4. 信託終了時の支出

1 信託契約は、以下の(1)から(4)までに掲げる日のうちいずれか最初に到来する日において、下記 2 から下記 6 に従った処理が完了したときに（ただし、かかる処理が次の各号にかかる日のうちいずれか最初に到来する日において完了しなかった場合には、かかる処理が完了した日において）、終了するものとします。

(1) 最終償還期日

(2) 本機構債が全額償還された日（前記第一部 1. (ヌ)「償還期限及び償還の方法」に定める場合を含み、同(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」に定める場合を含みません。）

(3) 受益権の予定収益配当額の配当及び投資額に満つるまでの元本償還が完了した日

(4) 信託債権の元本残高がゼロとなった直後に到来する交付日

2 受益権行使事由が発生することなく上記 1(1)から(4)のいずれかの日が到来した場合で、本信託に残存する信託財産があるときは、受託者はかかる信託財産をすべてその到来した日における約定帰属権利者たる委託者に現状有姿で交付するものとします。

3 受益権行使事由が発生した後に上記 1(1)から(4)のいずれかの日が到来した場合は、受託者は、その到来した日（以下本 4. 「信託終了時の支出」において「当該日」といいます。）において、前記 3. 「受益権行使事由発生以後の勘定処理」2 の規定による勘定処理を行い、その後の当該日において収益留保勘定に残存する金銭をすべて収益積立勘定に振り替えるものとし、その後の当該日における回収金口座内の金銭を以下の(1)及び(2)に掲げる優先順位及び手順に従って勘定処理を行

い、当該日において、かかる勘定処理に従って回収金口座内の金銭の交付及び支払を行うものとします。なお、以下の(1)及び(2)に掲げる手順において同順位の勘定処理に不足が生じた場合は、各勘定処理に要する額の割合に応じて按分して勘定処理を行うものとし、1円未満の端数についてはこれを切り捨てます。

(1) 収益積立勘定に関し、以下の順序で勘定処理を行うものとします。ただし、当該日において以下の①から⑥までの勘定処理をした結果、不足する金額がある場合は、元本積立勘定から不足額に満つるまで収益積立勘定に振替を行うものとします。

- ① (委託者からかかる費用が支払われない場合において) 当該日までに未払の受託者に課される公租公課の計算及び支払
- ② (委託者からかかる信託報酬が支払われない場合において) 当該日までに未払の受託者に対し、信託契約に基づき当該日までに支払うべき信託報酬(その支払に要する費用を含みます。)並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額の計算及び支払
- ③ (委託者からかかる費用が支払われない場合において) 当該日までに未払の本信託の管理及び事務に関して要する信託契約第34条の規定による諸費用の計算及び支払
- ④ 団体信用生命保険維持費用の支払
- ⑤ 当該日より前の交付日において行った受益権の配当が予定収益配当額を下回った場合における、未払予定収益配当額の合計に満つるまでの受益権に対する配当金額の計算及び交付
- ⑥ 受益権に対して当該日に支払うべき予定収益配当額の配当金額の計算及び交付。かかる予定収益配当額は、当該日の前日における投資額に前記第一部1.(ト)「利率」に定める利率及び前回の交付日の翌日から当該日までの日数を乗じ365で除した金額とします。
- ⑦ 収益積立勘定から上記①から⑥までの勘定処理を行った後に収益積立勘定に残存する金銭がある場合は、その全額の元本積立勘定への振替。かかる元本積立勘定への振替においては、まず元加処理勘定への振替を行い、元加処理勘定において元加処理を行った後に元本積立勘定へ振り替えるものとします。なお、受益権の元本額が投資額を下回っている場合は、かかる元加処理勘定から元本積立勘定への振替に当たって、受益権の元本額が投資額に満つるまで、元加処理勘定からの受益権の元本の組入れを行うものとします。

(2) 上記(1)に定める勘定処理を行った後の元本積立勘定に関し、以下の順序で勘定処理を行うものとします。

- ① 上記(1)①から⑥までに定める勘定処理について、収益積立勘定が不足する場合は、その不足額について、収益積立勘定への振替及び上記(1)①から⑥までの規定に従った支払又は交付
- ② 受益権に対する元本交付金額の計算及びその当該日における受益者への元本交付。この場合において、上記①に定める勘定処理を行った後の元本積立勘定に残存する金銭の全額を受益権の総口数で除した金額から受益権1口につき1円未満の金額を差し引いた金額を、投資額を上限として受益権の元本額に満つるまでそれぞれ交付するものとし、差し引いた1口1円未満の金額の合計は、下記③に従い交付するものとします。
- ③ 上記①及び②に定める勘定処理を行った後に元本積立勘定に残存する金銭がある場合は、すべて約定帰属権利者たる委託者に交付するものとします。

4 上記3に定める勘定処理の後において投資額が残存しない場合は、受託者は信託に残存する信託

財産をすべて約定帰属権利者たる委託者に現状有姿で交付するものとします。

- 5 上記 3 に定める勘定処理の後において投資額が残存する場合は、受託者は信託に残存する信託財産を換価処分するために最大限尽力するものとします。この場合において、受託者が第三者に信託債権を換価処分するときは、受託者は信託債権の購入者に対し、信託債権に適用ある住宅ローン債権の管理及び回収に関して委託者が定める通常の業務の方針及び方法並びに金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約の規定を遵守して信託住宅ローン債務者に対応するよう告知するものとします。かかる換価処分により受託者が受領した代金は、上記 3 の規定に従い支払われ又は交付されるものとします。なお、受託者及び信託債権の購入者に対し貸金業法その他の適用ある法令に基づき義務（貸金業法第 24 条に定める義務を含みますが、これに限られません。）が課されるときは、委託者は、受託者及び信託債権の購入者がかかる義務を履行するために必要な協力を行うものとします。
- 6 上記 5 による換価処分の努力にもかかわらず換価できなかった信託財産については、受託者は約定帰属権利者たる委託者に現状有姿で交付することができます。
- 7 信託が終了したときは、最終計算を行い、受益者代理人及び確定した受益者（確定した受益者にあつては受益権行使事由発生以後に限り。）の承認を求めるものとします。ただし、受託者は、受益権行使事由発生以後の確定した受益者が異議なく上記 3 に定める計算による信託財産の交付を受領した場合は、当該受益者につき承認があつたものとみなします。
- 8 信託契約は、下記 9 に定める場合を除き、解除することができず、委託者及び受益者の合意によつても信託契約に基づく信託を終了させることはできないものとします。
- 9 経済情勢の変化その他相当な事由により信託目的の達成又は信託事務の遂行が不可能又は著しく困難になった（回収業務受託終了以後において信託債権の回収率が著しく低下し回収金により回収費用をまかなうことが不可能又は著しく困難になった場合を含みます。）と受託者が認めたときは、受託者は、委託者及び受益者代理人の承諾を得て、信託契約を解除することができます。本 9 の規定に基づき信託契約が解除された場合は、受託者は上記 1 から 7 までの規定に準じて本信託の事務及び勘定の処理を行うものとします。

信託債権の一部解約、臨時解約及び買取り

信託契約においては、以下の場合において、信託債権の一部解約、臨時解約又は買取りが行われません。

1. 信託の処理に伴う一部解約

前記「信託財産からの支出」1. 「受益権行使事由発生前かつ回収業務受託終了前における信託の処理」3 から 6 まで並びに同 2. 「受益権行使事由発生前かつ回収業務受託終了以後における信託の処理」3 から 6 までの規定に従い、一部解約が行われます。

2. 延滞債権等の発生による一部解約又は臨時解約

- 1 機構は、前記第一部 1. (㊦)「受益権行使事由の発生による償還」(1)に定める受益権行使事由の発生前において、以下の①から⑩までに掲げる信託債権（繰上償還対象信託債権）が発生し、前記第一部 1. (㊧)「償還期限及び償還の方法」に定めるところにより本機構債の償還が行われた場合は、信託契約の規定に従って、信託契約上認められる限度において信託契約に基づく信託の一部解

約により当該繰上償還対象信託債権の交付を受けることができるものとされています。

- ① 債務者が災害その他特殊な事由によって元利金の支払が著しく困難となったことにより、機構の通常の業務において行われている住宅ローン債権の条件変更のうち信託契約第 18 条第 1 項第 5 号(a)に定める条件変更の範囲を超えて支払条件の変更を行おうとする信託債権
 - ② 債務者が 4 か月分の元利金の返済を怠った信託債権
 - ③ 第三者により免責的に又は併存的に債務引受けが行われた信託債権
 - ④ 債務者が死亡し、当該債務者の相続人から債務を相続する旨の届出が機構にあった信託債権
 - ⑤ 発生している利息及び延滞損害金について、元金組入れ等の方法により支払条件の変更がなされた信託債権
 - ⑥ 金銭消費貸借契約その他の約定に基づく請求による期限の利益喪失事由に該当し、かつ、機構が全額繰上償還請求を行おうとする信託債権
 - ⑦ 金銭消費貸借契約に定める請求によらない期限の利益喪失事由に該当した信託債権
 - ⑧ 上記①から⑦までに定める信託債権のほか、機構がこれらに準じて取り扱う必要があると認めた信託債権
 - ⑨ 抽出基準日及び信託開始日において前記「適格信託債権」に定める適格基準を満たす適格信託債権でなかったことが信託開始日以後に判明した信託債権（ただし、信託契約第 42 条及び第 43 条に定める場合を除きます。また、信託債権が信託債権再売買事由に違反した場合で、当該信託債権再売買事由が住宅ローン債権売買基本契約第 22 条第 3 項第 2 号に定める事由に該当するときは、(a)同契約第 18 条第 2 項第 10 号に掲げる事項に係る事実表明違反のときは当該事実表明違反に係る信託債権とし、(b)同契約第 18 条第 2 項第 10 号に掲げる事項以外の事項に係る事実表明違反のときは当該事実表明違反に係る原債権者に関するすべての信託債権とします。)
 - ⑩ 信託開始日以後、機構が信託契約第 12 条各号の規定に違反する行為を行った信託債権
- 2 委託者は、受益権行使事由発生前において、上記 1⑥から⑩までに掲げる繰上償還対象信託債権が発生した場合は、信託契約別紙 K の様式による臨時解約通知書を受託者に通知することにより、当該通知の日において、当該繰上償還対象信託債権（当該通知の日の属する回収期間の月初から当該通知の日までに回収された当該繰上償還対象信託債権に係る回収金を含みます。）の解約（臨時解約）を行うことができます。この場合において、委託者が必要と認めるときは、受託者は委託者に対する信託債権の移転の対抗要件に関する動産債権譲渡特例法第 10 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に従った債権譲渡登記の一部抹消等又は委託者が対抗要件を具備するために必要となる手続に協力します。また、これらの手続に要する費用は委託者が支払うものとし、委託者が支払わない場合は、かかる対抗要件具備は行われたいものとします。

3. 受益権行使事由発生以後等に事実表明違反等が発生した場合の取扱い

- 1 委託者が、信託開始日において（ただし、信託契約第 8 条第 9 号に掲げる事由については、同号に定める情報の提供時点において）信託契約第 8 条各号に掲げる委託者の事実表明に重要な点において違反しており、又は信託開始日以後信託契約第 12 条各号に掲げる委託者の約束に重要な点において違反し、かつ、これらが 30 日以内に容易に回復できないことが受益権行使事由発生以後に明らかになった場合、又は受益権行使事由発生前に明らかになったが本機構債の未償還残高が残存する

間にその後受益権行使事由が発生した場合は、委託者は、受託者の請求に基づき、当該事由発生日の属する回収期間の翌々月に到来する回収金引渡日において、当該事由発生日の属する回収期間の末日付けで計算されるすべての信託債権の残高（元本及び発生利息相当額の合計額とします。）と同額の金銭をもって、すべての信託債権を買い取るものとします。

- 2 上記 1 に定めるところにより委託者がすべての信託債権を買い取る場合は、委託者は当該回収金引渡日において、受託者に対し、上記 1 の規定に基づく代金を支払います。この場合において、委託者によって代金の全額が支払われた時点で、すべての信託債権は受託者から委託者に移転するものとします。

4. 受益権行使事由発生以後等における適格基準違反等が発生した場合の取扱い

- 1 信託契約第 11 条に定める事実表明の時点で信託債権が適格信託債権でなかったこと（ただし、信託債権が同条第 17 号に定める事由に違反した場合は除きます。）若しくは委託者が信託開始日以後信託契約第 12 条各号に掲げる委託者の約束に違反したことが受益権行使事由発生以後に明らかになった場合、又は受益権行使事由発生前に明らかになったが本機構債の未償還残高が残存する間にその後受益権行使事由が発生した場合は、委託者は、受託者の請求に基づき、当該受託者の請求が行われた直後の回収金引渡日において、当該回収金引渡日付けで計算される当該信託債権の残高（元本及び発生利息相当額の合計額とします。）と同額の金銭でもって、当該信託債権を買い取るものとします。

- 2 信託契約第 11 条に定める事実表明の時点で信託債権が同条第 17 号に定める事由に違反したことが受益権行使事由発生以後に明らかになった場合、又は受益権行使事由発生前に明らかになったが本機構債の未償還残高が残存する間にその後受益権行使事由が発生した場合は、受託者は当該信託債権（ただし、同条第 17 号に定める信託債権再売買事由が住宅ローン債権売買基本契約第 22 条第 3 項第 2 号に定める事由に該当する場合にあっては、同契約第 18 条第 2 項第 10 号に掲げる事項に係る事実表明違反のときは当該事実表明違反に係る信託債権とし、同契約第 18 条第 2 項第 10 号に掲げる事項以外の事項に係る事実表明違反のときは当該事実表明違反に係る原債権者に関するすべての信託債権とします。以下本 2 において同じとします。）について、以下の(1)及び(2)に掲げる区分に従い、取り扱うものとします。

(1) 受益権行使事由のうち前記第一部 1. (㉞)「受益権行使事由の発生による償還」(1) (a) 又は (d) に定める事由が発生した後においては、委託者に対し当該信託債権の買取りを請求することなく、前記「住宅ローン債権売買基本契約上の地位の移転」に定めるところにより移転を受けた住宅ローン債権売買基本契約上の地位及びこれに付帯する権利義務に基づき、原債権者との間で当該信託債権の再売買を行うものとします。

(2) 受益権行使事由のうち前記第一部 1. (㉞)「受益権行使事由の発生による償還」(1) (b) 又は (c) に定める事由が発生した後においては、まず、委託者に対し、上記 1 に定める方法により当該信託債権の買取りを請求するものとし、当該請求後 10 日以内買取代金全額の支払がなされないときは、前記「住宅ローン債権売買基本契約上の地位の移転」に定めるところにより移転を受けた住宅ローン債権売買基本契約上の地位及びこれに付帯する権利義務に基づき、原債権者との間で当

該信託債権の再売買を行うものとします。

- 3 上記 2 の規定に従い信託債権の再売買が行われた場合で、受託者及び原債権者に対し貸金業法その他の適用ある法令に基づき義務（貸金業法第 24 条に定める義務を含みますが、これに限られません。）が課されるときは、委託者は、受託者及び原債権者がかかる義務を履行するために必要な協力を行うものとします。
- 4 上記 1 又は 2 に掲げる場合には、住宅ローン債権売買基本契約における原債権者による事実表明又は保証の違反の有無にかかわらず、機構と受託者との間では、信託契約に従い、機構による買取が行われます。

信託報酬等

本信託に係る事務費用及び手数料等として、以下のものがあります。これらの手数料等はすべて機構が支払うものとし、受益権行使事由発生以後において機構が支払わない場合に、信託財産からの支出がなされます（ただし、受益者からは支払われないものとします。また、団体信用生命保険維持費用は、受益権行使事由発生後に信託財産から支払われます。）。

一 信託報酬

信託報酬は委託者と受託者が信託契約締結日において別途合意する金額とします。

二 格付維持手数料

格付維持手数料は委託者と信用格付業者が別途合意する金額とします。

三 団体信用生命保険維持費用

団体信用生命保険維持費用は委託者が受託者に信託契約締結日において別途通知する金額とします。

四 その他

その他、受益権行使又は回収業務受託終了に際し必要な動産債権譲渡特例法に基づく債務者対抗要件の具備及び関連抵当権、質権その他信託財産に随伴する担保権の移転に必要な対抗要件の具備費用等の信託事務に必要な諸費用があります。

(ロ) 信用補完及び流動性補完

本機構債及び受益権については、前記第一部 1. (ロ)「本機構債の形態及び基本的仕組み等 資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(2)「信用補完・流動性補完の形態」をご参照ください。

(ハ) 利害関係人との取引制限

該当事項はありません。

(ニ) その他

a. 計算期間

計算期間とは、信託期間中、初回を信託開始日から初回計算日までとし、以後前回の計算期間の

最終日の翌日から翌月計算日までの期間をいいます。

計算日とは、信託期間中、初回計算日及びそれ以後毎月10日（当該日が営業日でない場合は前営業日）をいいます。

b. 信託契約の変更

信託契約は、委託者、受託者及び受益者代理人の書面による事前の合意がなされ、かつ、関係諸法令に従って行われる場合に限り変更することができるものとします。ただし、信託法第103条第1項各号に掲げる事項に係る信託の変更を行う場合にあっては、信託契約は、委託者、受託者、受益者代理人及び受益権行使事由発生後においてはすべての受益者の書面による事前の合意がなされ、かつ、関係諸法令に従って行われる場合に限り変更することができるものとします。委託者はかかる変更を行った場合は、かかる変更を行ったことを速やかに官報並びに東京都及び大阪市で発行される1種類以上の日刊新聞紙に掲載することにより公告するものとします。かかる費用は信託契約第34条の規定に基づき支払われるものとします。ただし、受益者代理人が、受益者のために必要でないと認め、その旨を委託者に通知した場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができます。受託者はかかる変更を行った場合は変更後の信託契約書の写しを速やかに信用格付業者に送付するものとします。

4. 証券所有者及び受益者の権利

(イ) 機構債消滅日前における本機構債権者の権利

a. 証券所有者に対する利息金額及び償還金額の計算方法等

本機構債の債権者に対する利息金額及び償還金額の計算方法は、前記第一部1.(f)「利払日及び利息支払の方法」及び同(x)「償還期限及び償還の方法」をご参照ください。

b. 証券保有者の権利の内容

本機構債の債権者が有する利息支払請求権及び償還金支払請求権は、各々、本機構債の各利払日及び各償還日に、当該日に支払が行われるべき金額について確定的に発生します。利息支払請求権及び償還金支払請求権の消滅時効は、かかる権利が確定的に発生する利払日及び償還日から各々5年及び10年です。

c. 権利行使の手続

本機構債の債権者は、(i)本機構債又は事務受託会社の権限及び義務に関する事務委託契約の条項上の利益並びに(ii)かかる条項に基づく事務受託会社によるかかる権限の行使及びその義務の履行による利益を享受することができます。事務受託会社は、本機構債の債権者のために、本機構債に係る債権の弁済を受け、又は本機構債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本機構債の元利金の支払は、社債等振替法のほか、振替機関の社債等に関する業務規程、社債等

に関する業務規程施行規則及び振替機関が行う振替に関する業務処理の方法に従って行われます。

(ロ) 受益権行使事由発生以後における受益者の権利

a. 受益者に対する償還金額及び配当金額の計算方法等

受益者に対する償還金額及び配当金額の計算方法は、前記第一部 1. (イ)「受益権の主な権利内容」をご参照ください。

b. 受益者の権利の内容

受益権に対する元本償還及び収益配当は、機構債消滅日以後において前記第一部 1. (イ)「受益権の主な権利内容」の規定に従い、かつ、前記 3. (イ)「信託財産の管理 信託財産からの支出」に定められた支払順位において信託財産から支払可能な範囲においてのみ支払われます。

受益者が、かかる元本償還及び収益配当がなされる交付日から、20 年間その支払の請求をしないときは、受益者はかかる償還金支払請求権及び配当支払請求権を失います。

c. 権利行使の手続

受益権の元本償還及び収益配当は、受益権の受益者が届出書又は移転請求書において指定した預金口座へ振り込む方法によって行います。

(ハ) 受益者の権利制限

受益者は、信託法において認められた権利につき、信託契約の規定により次の制限を受けるものとします。

a. 受益者代理人があるときは、受益者は、信託法第 92 条各号に掲げる権利を除き、その権利を行使することができないものとします。なお、受益権行使事由発生以後においても、受益者は、信託法第 92 条各号に掲げる権利を除き、受益者代理人を通じて信託契約に基づき受益者に認められた権利を行使することを要するものとします。

b. 受益者は、受託者に対し、次に掲げる事項を開示することを請求することはできないものとされています。

(1) 他の受益者の氏名又は名称及び住所

(2) 他の受益者が有する受益権の内容

c. 委託者、受益者（その譲受人を含みます。）、受益者代理人及び受益権の質権者は、本機構債が全額償還された日又は受益権の元本残高がゼロとなった日のうちいずれか早い日から 1 年と 1 日目を経過するまで信託財産に対する破産手続開始又はその他の類似の法的手続（信託契約締結日現在施行されているか否かを問わないものとします。）開始を申し立てる権利を放棄するものとし、

これは信託契約終了後もなお効力を有するものとします。

5. 信託債権を構成する資産の状況

(イ) 信託債権の状況

信託債権の状況については、前記 2. (ハ)「信託財産を構成する資産の内容」及び「別紙 5」をご参照ください。

(ロ) 延滞等及び繰上返済の状況

本証券情報説明書作成日が、初回計算日以前であるため、発行者情報説明書第 1 3. ②(7)「住宅ローン債権の概要」及び同第 2 1. ①(4)「2024 年度リスク管理債権」に記載された、機構の保有する信託債権と同種類の債権に関する状況をご参照ください。

(ハ) 返済方法変更に関する状況

本証券情報説明書作成日が、初回計算日以前であるため、発行者情報説明書第 1 3. ②(6)「債権管理業務について」、同第 1 3. ②(7)「住宅ローン債権の概要」及び同第 2 1. ①(4)「2024 年度リスク管理債権」に記載された、機構の保有する信託債権と同種類の債権に関する状況をご参照ください。

(ニ) 収益状況の推移

本証券情報説明書作成日が、初回計算日以前であるため、信託財産を構成する債権に係る収益の状況について記載する内容がありません。

第 2 信託財産の経理状況

1. 主な資産の内容

信託設定前の信託債権の原保有者たる機構からの住宅ローン債権の信託設定は、信託開始日に行われましたが、当該信託設定後 1 計算期間を経過しておりませんので該当事項はありません。信託財産の内容につきましては、前記第 1 1. (ロ)「信託財産の基本的性格」、同 2. (ハ)「信託財産を構成する資産の内容」及び「別紙 5」をご参照ください。

2. 主な損益の内容

信託設定前の信託債権の原保有者たる機構からの住宅ローン債権の信託設定は、信託開始日に行われましたが、当該信託設定後 1 計算期間を経過しておりませんので該当事項はありません。

3. 収入金（又は損失金）の処理

該当事項はありません。

4. 監査等の概要

本機構債の担保となる信託財産については、法令及び契約等により、公認会計士又は監査法人の監査等を

受けるものとする義務は課されておられません。

5. 継続開示

機構は、毎月、本機構債に係る償還元金に関する情報を、ホームページにて開示する予定です。

第3 証券事務の概要

(イ) 受益権行使事由発生以後における受益権の事務の概要

a. 受益者の変更についての手続等

受益権の譲渡については、以下の①から④までに定めるところにより行うものとします。この場合において、受託者は、各計算日又は各交付日の 6 営業日前までに下記①に定める移転請求書が提出されていないときは、当該計算日又は当該交付日を経過するまで、かかる受益権譲渡の承諾を行わないものとします。また、受託者は、かかる受益権の譲受人が、本機構債が全額償還された日又は受益権の元本残高がゼロとなった日のうちいずれか早い日から 1 年と 1 日目を経過するまで信託財産に対する破産手続開始又はその他の類似の法的手続（信託契約締結日現在施行されているか否かを問われないものとします。）開始を申し立てる権利を放棄するものとする旨の意思表示を受託者に対して行わない限り、かかる受益権譲渡の承諾を行わないものとします。

- ① 受益権の譲渡人及び譲受人は、受託者所定の信託受益権譲渡承諾依頼書兼移転登録請求書（以下「移転請求書」といいます。）に譲渡人の届出印による記名押印及び譲受人の記名押印の上、受託者が別途定める手続に従い受託者に提出します。
- ② 受託者は、受益権の譲渡を承諾する場合は、移転請求書に確定日付を付し、かつ当該確定日付の日において受益権台帳への受益権の譲渡の記載を行った上で、登録完了報告書を譲渡人及び譲受人に交付します。
- ③ 受託者は、受益権の譲渡を承諾しない場合は、移転請求書に不承諾の理由を記載した上で、かかる移転請求書を譲渡人及び譲受人に交付します。
- ④ 本 a. に定める手続に要する費用については、受託者は受託者が別途定める手続に従い、譲渡人又は譲受人から徴収します。

b. 受益権の譲渡制限

前記第一部 1. (ナ)「受益者確定手続」に定める受益者確定手続により確定した受益権の受益者は、受託者の承諾を得て、受益権を譲渡し、又は質入その他の担保権の対象とすることができます。この場合、譲受人又は質権者は、受益権の譲渡又は質入の時点において、信託契約に基づく委託者による住宅ローン債権の信託が委託者の債権者を害するという認識を有していないことを受託者に対して表明及び保証することを要するものとします。この場合において、受託者は、合理的な理由なくして、承諾を拒むことができないものとします。また、受託者は、かかる受益権の譲受人又は質権者が、本機構債が全額償還された日又は受益権の元本残高がゼロとなった日のうちいずれか早い日から 1 年と 1 日目を経過するまで信託財産に対する破産手続開始又はその他の類似の法的手続（信託契約締結日現在施行されているか否かを問われないものとします。）開始を申し立てる権利を放棄するものとする旨の意思表示を

受託者に対して行わない限り、かかる受益権譲渡又は質権設定の承諾を行わないものとします。

c. 受益権の譲渡手続の場所

上記 a. に規定する手続は、受託者の本店営業部において行うものとします。

d. その他

該当事項はありません。

(ロ) 受益権行使事由発生時の本機構債から受益権への切り替え手続

受益権行使事由発生時の本機構債から受益権への切り替え手続については、前記第一部1.(ネ)「受益権行使事由の発生による償還」及び同(ナ)「受益者確定手続」をご参照ください。

第三部 参照情報

第1 参照書類

機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

「商品内容説明書 発行者情報 2024 年度」

第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての発行者情報説明書に記載された「事業等のリスク」について、当該発行者情報説明書の作成日以降本証券情報説明書作成日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該発行者情報説明書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本証券情報説明書作成日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 参照書類を縦覧に供している場所

機構 本店

東京都文京区後楽一丁目4番10号

なお、機構ホームページ (<https://www.jhf.go.jp/>) にも掲載しています。

第四部 関係法人情報

1. 三井住友信託銀行

(イ) 名称、資本金及び事業の内容

(1) 名称

三井住友信託銀行株式会社

(2) 資本金（2025年3月31日現在）

342,037百万円

(3) 事業の内容

銀行法及び兼営法に基づき信託銀行業務を行っています。

(ロ) 関係業務の概要

住宅ローン債権信託契約の受託者として信託債権の管理・処分を行います。

(ハ) 資本関係

該当事項はありません。

(ニ) 経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況（単位 百万円：未満切り捨て）

	2023年度 (2024年3月31日現在)	2024年度 (2025年3月31日現在)
資 産 合 計	73,338,642	75,486,614
負 債 合 計	70,974,071	73,139,418
純 資 産 合 計	2,364,571	2,347,195

(2) 最近2事業年度における損益の概況（単位 百万円：未満切り捨て）

	2023年度 〔自 2023年4月1日 至 2024年3月31日〕	2024年度 〔自 2024年4月1日 至 2025年3月31日〕
経 常 収 益	1,956,473	2,184,377
経 常 利 益	58,701	310,745
当 期 純 利 益	57,839	239,563

(ホ) その他

該当事項はありません。

2. 三井住友銀行

(イ) 名称、資本金及び事業の内容

(1) 名称

株式会社三井住友銀行

(2) 資本金（2025年3月31日現在）

1,771,093百万円

(3) 事業の内容

銀行業及びそれに付随する業務を営んでいます。

(ロ) 関係業務の概要

事務委託契約に基づく本機構債に係る事務受託会社を務めます。また信託契約に基づき選任された受益者代理人であり、信託契約及び信託法その他法令で認められる範囲において、善良なる管理者の注意義務に従い、すべての受益者（機構債消滅日以前の受益者、機構債消滅日以後において未確定の受益者及び機構債消滅日以後において確定している受益者を含みます。）のために本信託に関する行為を行います。

(ハ) 資本関係

該当事項はありません。

(ニ) 経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況（単位 百万円：未満切り捨て）

	2023年度 (2024年3月31日現在)	2024年度 (2025年3月31日現在)
資 産 合 計	249,722,179	257,602,725
負 債 合 計	241,680,568	249,817,028
純 資 産 合 計	8,041,611	7,785,697

(2) 最近2事業年度における損益の概況（単位 百万円：未満切り捨て）

	2023年度 〔 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日 〕	2024年度 〔 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日 〕
経 常 収 益	6,349,899	7,105,687
経 常 利 益	1,040,471	1,488,062
当 期 純 利 益	762,646	1,068,566

(ホ) その他

該当事項はありません。

本機構債に関する情報

債券の概要に関する情報

1. 債券の名称	貸付債権担保第 228 回住宅金融支援機構債券
2. 債券の総額	金●億円
3. 払込金額（発行価額）の総額	金●億円
4. 利率	年●.●●●%
5. 認可日	2026年4月●日
6. 条件決定日	2026年4月●日
7. 申込期日	2026年4月●日
8. 払込期日	2026年4月24日
9. 払込金額（発行価額）	額面100円につき金●円
10. 償還価額	額面100円につき金100円
11. 引受会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（事務幹事）、SMB C 日興証券株式会社及び野村證券株式会社を代表とする引受シンジケート 団
12. 格付	●（sf）（S&P） ●（R&I）
13. 予備格付取得日	2026年4月●日

計算期間等に関する情報

14. 初回回収期間	2026年4月1日から2026年4月30日まで
15. 初回回収状況報告日	2026年5月25日
16. 初回計算日	2026年6月10日
17. 初回交付日	2026年6月10日
18. 信託開始日	2026年4月●日
19. 初回利払期日	2026年6月10日
20. 初回償還期日	2026年6月10日
21. 最終償還期日	2061年5月10日
22. 収益積立勘定/管理・事務 諸費用払出金額上限	●万円
23. 収益留保勘定残高下限	●万円

信託債権に関する情報

24. 当初信託債権総額	●円
25. 超過担保率	●%
26. 抽出基準日	2026年3月31日
27. 信託債権最低約定金利	年利●%
28. 信託債権約定期間	2026年1月1日～2026年3月31日
29. 当初貸出金額上限	●万円
30. 最終返済日	2061年3月末日

<別紙2>

本機構債の引受けに係る引受シンジケート団

本機構債の引受け			
引受会社の名称	住 所	引受金額	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 S M B C 日興証券株式会社 野村証券株式会社 □ □ □ □ 証券株式会社 ◎ ◎ ◎ ◎ 証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 東京都中央区日本橋一丁目13番1号 ●● ●●	● 億円	1. 引受会社は本機構債の全額につき共同して募集の取扱いを行い、応募額がその総額に達しない場合にはその残額を連帯して引き受けます。 2. 本機構債の引受手数料は総額●円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。
計		● 億円	

<別紙3>

信託開始日における信託住宅ローン債権プールの状況

当初融資額総額	● 円
当初融資額平均	● 円
融資残高合計	● 円
融資残高平均	● 円
融資件数（債務者ベース）	● 人
融資債権数（金利別債権ベース）	● 本
平均当初融資年数	● 年
平均残存年数	● 年
平均経過月数	● か月
平均当初融資率	● %
平均当初返済負担率	● %
平均年収（申込時）	● 円
平均金利	● %
債務者平均年齢（申込時）	● 歳
加重平均金利	● %
加重平均残存年数	● 年
加重平均当初融資年数	● 年
加重平均経過月数	● か月
平均経過期間（借換）	● か月
平均当初LTV（借換）	● %
平均当初返済負担率（借換）	● %
加重平均経過期間（借換）	● か月

- * 平均経過月数は金銭消費貸借契約締結年月からの経過月の平均を表します。なお、加重平均経過月数は金銭消費貸借契約締結年月からの経過月を融資残高で加重平均しています。
- * 平均当初融資率は「借入額の合計金額÷所要資金合計」の平均を表します。
- * 平均経過期間（借換）は当初借入年月日（借換前）からの経過月の平均を表します（借換債権のみ）。
- * 平均当初LTV（借換）は「借入額の合計金額÷担保価値」の平均を表します（借換債権のみ）。
- * 平均当初返済負担率（借換）は返済負担率の平均を表します（借換債権のみ）。

<別紙 4>

本機構債の償還スケジュール

延滞控除後信託債権残高は、信託住宅ローン債務者の予定返済に加えて、信託住宅ローン債務者による繰上返済及び支払方法の変更並びに信託債権の一部解約によって影響を受けるため、必ずしも当初の予定どおりとはならない可能性があります。本機構債は、延滞控除後信託債権残高及び延滞控除後繰上償還対象信託債権残高を用いて各償還期日における償還金額が算出されるため、その結果、償還期限及び平均年限が当初の予定とは異なる場合があります。

ここでは、以下の前提条件に基づいて、一定の繰上返済率における信託債権の償還期限及び平均年限を計算します。

<前提条件>

- 繰上返済については、期中、一定の繰上返済率であると仮定します。ボーナス返済については、ボーナス返済月に繰上返済が発生するものと仮定します。また、繰上返済において、信託住宅ローン債務者は、返済期間の短縮ではなく、割賦金の減額を選択するものと仮定します。
- 支払方法の変更及び一部解約はなく、支払スケジュールに変更がないものと仮定します。
- 下の表において、残高減少による繰上償還とは、本機構債要項第 11 項第 3 号に基づき、本機構債の未償還残高総額が当初発行総額の 10%以下となる場合において、機構が行使することができる未償還残高全額の繰上償還をいいます。下の表においては、信託債権の元本残高が当初の元本額の 10%以下となった翌月に、残高減少による繰上償還が行使されると仮定します。
- 下の表において償還期限は、信託債権の元本残高がゼロとなる年月の 2026 年 3 月からの経過月数を 12 で除して算出しています。
- 下の表において平均年限は、各月の信託債権の回収元金に 2026 年 3 月からの経過月数を乗じたものを合計し、当初信託債権元本で除したものをさらに 12 で除して算出しています。

<信託債権の償還期限及び平均年限>

- 受益権行使事由が発生すると、機構債消滅日以後における受益権の元本償還は、信託債権の回収状況に基づいて一定の費用と収益を支払った後の額として定められることとなるため、本機構債の償還期限及び平均年限が、信託債権の償還期限及び平均年限と異なる可能性があります。

繰上返済率	残高減少による繰上償還を行わない場合		残高減少による繰上償還を行う場合	
	償還期限	平均年限	償還期限	平均年限
0%	●年	●年	●年	●年
1%	●年	●年	●年	●年
2%	●年	●年	●年	●年
3%	●年	●年	●年	●年
4%	●年	●年	●年	●年
5%	●年	●年	●年	●年
6%	●年	●年	●年	●年
7%	●年	●年	●年	●年
8%	●年	●年	●年	●年
9%	●年	●年	●年	●年
10%	●年	●年	●年	●年

<信託債権の残存元本率>

- ・ 繰上返済、支払方法の変更及び一部解約はなく、支払スケジュールに変更がないと仮定した場合の信託債権の残存元本率を表します。
- ・ 本機構債の残存元本との関係は、例えば、2026年6月10日の償還後の本機構債の残存元本率が、下表における2026年4月の当初信託債権の残存元本率に対応します。

2026年3月	100.000%	2030年4月	●%	2034年5月	●%
2026年4月	●%	2030年5月	●%	2034年6月	●%
2026年5月	●%	2030年6月	●%	2034年7月	●%
2026年6月	●%	2030年7月	●%	2034年8月	●%
2026年7月	●%	2030年8月	●%	2034年9月	●%
2026年8月	●%	2030年9月	●%	2034年10月	●%
2026年9月	●%	2030年10月	●%	2034年11月	●%
2026年10月	●%	2030年11月	●%	2034年12月	●%
2026年11月	●%	2030年12月	●%	2035年1月	●%
2026年12月	●%	2031年1月	●%	2035年2月	●%
2027年1月	●%	2031年2月	●%	2035年3月	●%
2027年2月	●%	2031年3月	●%	2035年4月	●%
2027年3月	●%	2031年4月	●%	2035年5月	●%
2027年4月	●%	2031年5月	●%	2035年6月	●%
2027年5月	●%	2031年6月	●%	2035年7月	●%
2027年6月	●%	2031年7月	●%	2035年8月	●%
2027年7月	●%	2031年8月	●%	2035年9月	●%
2027年8月	●%	2031年9月	●%	2035年10月	●%
2027年9月	●%	2031年10月	●%	2035年11月	●%
2027年10月	●%	2031年11月	●%	2035年12月	●%
2027年11月	●%	2031年12月	●%	2036年1月	●%
2027年12月	●%	2032年1月	●%	2036年2月	●%
2028年1月	●%	2032年2月	●%	2036年3月	●%
2028年2月	●%	2032年3月	●%	2036年4月	●%
2028年3月	●%	2032年4月	●%	2036年5月	●%
2028年4月	●%	2032年5月	●%	2036年6月	●%
2028年5月	●%	2032年6月	●%	2036年7月	●%
2028年6月	●%	2032年7月	●%	2036年8月	●%
2028年7月	●%	2032年8月	●%	2036年9月	●%
2028年8月	●%	2032年9月	●%	2036年10月	●%
2028年9月	●%	2032年10月	●%	2036年11月	●%
2028年10月	●%	2032年11月	●%	2036年12月	●%
2028年11月	●%	2032年12月	●%	2037年1月	●%
2028年12月	●%	2033年1月	●%	2037年2月	●%
2029年1月	●%	2033年2月	●%	2037年3月	●%
2029年2月	●%	2033年3月	●%	2037年4月	●%
2029年3月	●%	2033年4月	●%	2037年5月	●%
2029年4月	●%	2033年5月	●%	2037年6月	●%
2029年5月	●%	2033年6月	●%	2037年7月	●%
2029年6月	●%	2033年7月	●%	2037年8月	●%
2029年7月	●%	2033年8月	●%	2037年9月	●%
2029年8月	●%	2033年9月	●%	2037年10月	●%
2029年9月	●%	2033年10月	●%	2037年11月	●%
2029年10月	●%	2033年11月	●%	2037年12月	●%
2029年11月	●%	2033年12月	●%	2038年1月	●%
2029年12月	●%	2034年1月	●%	2038年2月	●%
2030年1月	●%	2034年2月	●%	2038年3月	●%
2030年2月	●%	2034年3月	●%	2038年4月	●%
2030年3月	●%	2034年4月	●%	2038年5月	●%

2038年6月	●%	2042年7月	●%	2046年8月	●%
2038年7月	●%	2042年8月	●%	2046年9月	●%
2038年8月	●%	2042年9月	●%	2046年10月	●%
2038年9月	●%	2042年10月	●%	2046年11月	●%
2038年10月	●%	2042年11月	●%	2046年12月	●%
2038年11月	●%	2042年12月	●%	2047年1月	●%
2038年12月	●%	2043年1月	●%	2047年2月	●%
2039年1月	●%	2043年2月	●%	2047年3月	●%
2039年2月	●%	2043年3月	●%	2047年4月	●%
2039年3月	●%	2043年4月	●%	2047年5月	●%
2039年4月	●%	2043年5月	●%	2047年6月	●%
2039年5月	●%	2043年6月	●%	2047年7月	●%
2039年6月	●%	2043年7月	●%	2047年8月	●%
2039年7月	●%	2043年8月	●%	2047年9月	●%
2039年8月	●%	2043年9月	●%	2047年10月	●%
2039年9月	●%	2043年10月	●%	2047年11月	●%
2039年10月	●%	2043年11月	●%	2047年12月	●%
2039年11月	●%	2043年12月	●%	2048年1月	●%
2039年12月	●%	2044年1月	●%	2048年2月	●%
2040年1月	●%	2044年2月	●%	2048年3月	●%
2040年2月	●%	2044年3月	●%	2048年4月	●%
2040年3月	●%	2044年4月	●%	2048年5月	●%
2040年4月	●%	2044年5月	●%	2048年6月	●%
2040年5月	●%	2044年6月	●%	2048年7月	●%
2040年6月	●%	2044年7月	●%	2048年8月	●%
2040年7月	●%	2044年8月	●%	2048年9月	●%
2040年8月	●%	2044年9月	●%	2048年10月	●%
2040年9月	●%	2044年10月	●%	2048年11月	●%
2040年10月	●%	2044年11月	●%	2048年12月	●%
2040年11月	●%	2044年12月	●%	2049年1月	●%
2040年12月	●%	2045年1月	●%	2049年2月	●%
2041年1月	●%	2045年2月	●%	2049年3月	●%
2041年2月	●%	2045年3月	●%	2049年4月	●%
2041年3月	●%	2045年4月	●%	2049年5月	●%
2041年4月	●%	2045年5月	●%	2049年6月	●%
2041年5月	●%	2045年6月	●%	2049年7月	●%
2041年6月	●%	2045年7月	●%	2049年8月	●%
2041年7月	●%	2045年8月	●%	2049年9月	●%
2041年8月	●%	2045年9月	●%	2049年10月	●%
2041年9月	●%	2045年10月	●%	2049年11月	●%
2041年10月	●%	2045年11月	●%	2049年12月	●%
2041年11月	●%	2045年12月	●%	2050年1月	●%
2041年12月	●%	2046年1月	●%	2050年2月	●%
2042年1月	●%	2046年2月	●%	2050年3月	●%
2042年2月	●%	2046年3月	●%	2050年4月	●%
2042年3月	●%	2046年4月	●%	2050年5月	●%
2042年4月	●%	2046年5月	●%	2050年6月	●%
2042年5月	●%	2046年6月	●%	2050年7月	●%
2042年6月	●%	2046年7月	●%	2050年8月	●%

2050年9月	●%	2054年10月	●%	2058年11月	●%
2050年10月	●%	2054年11月	●%	2058年12月	●%
2050年11月	●%	2054年12月	●%	2059年1月	●%
2050年12月	●%	2055年1月	●%	2059年2月	●%
2051年1月	●%	2055年2月	●%	2059年3月	●%
2051年2月	●%	2055年3月	●%	2059年4月	●%
2051年3月	●%	2055年4月	●%	2059年5月	●%
2051年4月	●%	2055年5月	●%	2059年6月	●%
2051年5月	●%	2055年6月	●%	2059年7月	●%
2051年6月	●%	2055年7月	●%	2059年8月	●%
2051年7月	●%	2055年8月	●%	2059年9月	●%
2051年8月	●%	2055年9月	●%	2059年10月	●%
2051年9月	●%	2055年10月	●%	2059年11月	●%
2051年10月	●%	2055年11月	●%	2059年12月	●%
2051年11月	●%	2055年12月	●%	2060年1月	●%
2051年12月	●%	2056年1月	●%	2060年2月	●%
2052年1月	●%	2056年2月	●%	2060年3月	●%
2052年2月	●%	2056年3月	●%	2060年4月	●%
2052年3月	●%	2056年4月	●%	2060年5月	●%
2052年4月	●%	2056年5月	●%	2060年6月	●%
2052年5月	●%	2056年6月	●%	2060年7月	●%
2052年6月	●%	2056年7月	●%	2060年8月	●%
2052年7月	●%	2056年8月	●%	2060年9月	●%
2052年8月	●%	2056年9月	●%	2060年10月	●%
2052年9月	●%	2056年10月	●%	2060年11月	●%
2052年10月	●%	2056年11月	●%	2060年12月	●%
2052年11月	●%	2056年12月	●%	2061年1月	●%
2052年12月	●%	2057年1月	●%	2061年2月	●%
2053年1月	●%	2057年2月	●%	2061年3月	●%
2053年2月	●%	2057年3月	●%		
2053年3月	●%	2057年4月	●%		
2053年4月	●%	2057年5月	●%		
2053年5月	●%	2057年6月	●%		
2053年6月	●%	2057年7月	●%		
2053年7月	●%	2057年8月	●%		
2053年8月	●%	2057年9月	●%		
2053年9月	●%	2057年10月	●%		
2053年10月	●%	2057年11月	●%		
2053年11月	●%	2057年12月	●%		
2053年12月	●%	2058年1月	●%		
2054年1月	●%	2058年2月	●%		
2054年2月	●%	2058年3月	●%		
2054年3月	●%	2058年4月	●%		
2054年4月	●%	2058年5月	●%		
2054年5月	●%	2058年6月	●%		
2054年6月	●%	2058年7月	●%		
2054年7月	●%	2058年8月	●%		
2054年8月	●%	2058年9月	●%		
2054年9月	●%	2058年10月	●%		

本機構債に係る信託債権の属性分析

- * 下記において件数は債務者数を表します（債務者が複数の金利口の借入れを行っている場合の金利口数ではありません。）。
- * 下記において現在残高は債務者単位の現在残高の合計を表します。
- * 下記において平均残存月は基本金利口の平均残存月を表します。
- * 下記において平均金利は加重平均金利の平均を表します。
- * 下記において平均最終金利は加重平均最終金利の平均を表します。
なお、加重平均最終金利は最終金利を融資残高で加重平均しています。
- * 下記において都道府県の区域分けは次のとおりです。
 - 北海道区域：北海道
 - 東北区域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 - 北関東区域：栃木県、群馬県、新潟県、長野県
 - 南関東区域：茨城県、埼玉県、千葉県、山梨県、静岡県
 - 東京・神奈川区域：東京都、神奈川県
 - 東海区域：岐阜県、愛知県、三重県
 - 北陸区域：富山県、石川県、福井県
 - 近畿区域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 - 四国区域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 - 中国区域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 - 九州区域：福岡県、佐賀県、長崎県
 - 南九州区域：熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- * 下記において預金等受入金融機関は、独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令（平成 19 年 3 月 28 日財務省・国土交通省令第 1 号。以下「機構法省令」といいます。）第 40 条第 1 号及び第 2 号に掲げる金融機関を表します。
銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫
- * 下記において非預金等受入金融機関は、機構法省令第 40 条第 3 号及び第 4 号に掲げる金融機関を表します。
保険会社、貸金業者
- * 下記において初回特例は、非預金等受入金融機関が資金実行した信託債権のうち当該特例の利用を希望した信託住宅ローン債務者の初回返済日を資金実行日の直後の約定日ではなく、資金実行後 2 回目に到来する約定日とする取扱いを表します。なお、この場合、信託住宅ローン債務者は、変更後の初回返済日において 2 回分の元金を支払うこととなり、また、約定返済期限についてはこれを延長するものではありません。
- * 件数比、残高比及び平均残存月は小数点以下 2 位を、平均金利、平均最終金利は小数点以下 3 位を四捨五入していますので、各数値の和と合計の数値とが一致しないこともあります。
- * 下記において融資率は、所要資金（住宅の建設、購入又は借換えに当たって必要な資金合計）に対する借入金（機構借入金及び民間等からの借入金の合計）の割合を表します。
- * 下記において返済負担率は、1 か月当たり予定返済額（機構以外を含む借入金に対する年間返済額の 1/12 の額）をその世帯の月収（世帯の年収の 1/12 の額）で除したものを表します（ただし、機構住みかえ支援ローンに関しては、機構以外を含む借入金に対する年間返済額の算出に際して、住みかえ前の住宅に係る賃料評価額を控除しています。）。
- * 下記において新機構団信制度利用ありは、2017 年 10 月 1 日以後に申込を受理した信託債権のうち団体信用生命保険（新機構団信）制度を利用したものを表します。
- * 下記において新機構団信制度利用なしは、2017 年 10 月 1 日以後に申込を受理した信託債権のうち団体信用生命保険（新機構団信）制度を利用しなかったもの及び 2017 年 9 月 30 日以前に申込を受理した信託債権を表します。